

令和 7 年 9 月 定例会

建設経済常任委員会記録

令和 7 年 9 月 12 日 (金)

令和 7 年 9 月 17 日 (水)

令和 7 年 9 月 26 日 (金)

令和 7 年 9 月 29 日 (月)

令和 7 年 10 月 1 日 (水)

場所：鳥栖市議会 第 2 委員会室

目 次

令和 7 年 9 月 12 日 (金)	7 頁
令和 7 年 9 月 17 日 (水)	45 頁
令和 7 年 9 月 26 日 (金)	57 頁
令和 7 年 9 月 29 日 (月)	129 頁
令和 7 年 10 月 1 日 (水)	171 頁

令和7年9月定例会日程

日 次	月 日	摘要
第1日	9月12日（金）	<p>審査日程の決定 上下水道局審査 議案乙第20号 〔説明、質疑〕</p> <p>建設課・維持管理課審査、報告 議案乙第17号、議案甲第38号・第39号、 報告第15号～第19号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第9号 〔協議〕</p> <p>都市整備課審査 議案乙第17号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工観光課審査 議案乙第17号 〔説明、質疑〕</p>
第2日	9月17日（水）	<p>現地視察 古野町交差点（古野町） 報告第17号専決処分事項現地（三島町）</p> <p>陳情 陳情第9号 〔協議〕</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第17号・第20号、議案甲第38号・第39号 〔総括、採決〕</p>

第3日	9月26日（金）	<p>審査日程の決定 上下水道局審査 議案乙第21号～第25号 〔説明、質疑〕</p> <p>建設課・維持管理課審査 議案乙第25号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（建設課） 公共施設中長期保全計画の改訂について 〔報告、質疑〕</p> <p>都市整備課審査 議案乙第25号 〔説明、質疑〕</p> <p>国道・交通政策課審査 議案乙第25号 〔説明、質疑〕</p>
第4日	9月29日（月）	<p>農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第25号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工観光課審査 議案乙第25号・第28号 〔説明、質疑〕</p>
第5日	10月1日（水）	<p>現地視察 西田川排水区雨水整備状況（儀徳町） 下野排水機場（下野町）</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第21号～第25号・第28号 〔総括、採決〕</p>

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和7年9月12日付託]

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号） [可決]

議案乙第20号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号） [可決]

議案甲第38号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第39号市道路線の廃止及び認定について [可決]

[令和7年9月17日 委員会議決]

[令和7年9月26日付託]

議案乙第21号令和6年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について [可決]

議案乙第22号令和6年度鳥栖市水道事業会計決算認定について [認定]

議案乙第23号令和6年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について [可決]

議案乙第24号令和6年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について [認定]

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について [認定]

議案乙第28号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について [認定]

[令和7年10月1日 委員会議決]

2 報 告

報告第15号専決処分事項の報告について

報告第16号専決処分事項の報告について

報告第17号専決処分事項の報告について

報告第18号専決処分事項の報告について

報告第19号専決処分事項の報告について

公共施設中長期保全計画の改訂について（建設課）

3 陳 情

陳情第9号「市道認定及び廃止」の上程回数に関する要望

令和7年9月12日（金）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆
副委員長 飛松妙子
委員 小石弘和
委員 齊藤正治
委員 久保山日出男
委員 和田晴美
委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長 鹿毛晃之
経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修
商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三
商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介
商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長 能富繁和
農林課長 三橋秀成
農業委員会事務局長 庄山裕一

建設部長 沼野猛
建設部次長兼建設課長 藤川博一
建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝
建設課住宅係長 山下範史
建設課営繕係長 犬塚毅
建設課営繕係総務主査 山口和馬
建設課整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 延工太郎
建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 実本和彦

維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐 山下美知
維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠
維持管理課維持係長兼流域治水対策室流域治水対策係長 宮田博志
都市整備課長 樋本太郎
都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 有馬豊和
都市整備課長補佐兼公園緑地係長 辻亮子
国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 杉本修吉

上下水道局長 平塚俊範
上下水道局管理課長 犬丸章宏
上下水道局参事兼管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹
上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕
上下水道局水道課浄水場長 松雪秀雄
上下水道局水道課水道事業係長 立石佳照
上下水道局水道課浄水・水質係長 福田俊英
上下水道局下水道課長 桑形伸
上下水道局下水道課長補佐兼下水道事業係長兼流域治水対策室流域治水対策係
総務主査 古賀咲子
上下水道局参事兼下水道課長補佐兼下水道施設係長 中牟田恒

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定
上下水道局審査
議案乙第20号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）
建設課・維持管理課審査
議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）
議案甲第38号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

議案甲第39号市道路線の廃止及び認定について

報告第15号専決処分事項の報告について

報告第16号専決処分事項の報告について

報告第17号専決処分事項の報告について

報告第18号専決処分事項の報告について

報告第19号専決処分事項の報告について

[説明、質疑]

陳情

陳情第9号「市道認定及び廃止」の上程回数に関する要望

[協議]

都市整備課審査

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

[説明、質疑]

商工観光課審査

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

[説明、質疑]

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

午前10時33分開会

藤田昌隆委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

~~~~~

**審査日程の決定**

**藤田昌隆委員長**

初めに、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

今回、付託議案が乙第17号、乙第20号、甲第38号、甲第39号、それから、報告事項が第15号から第19号でございます。

それから、陳情第9号を協議いたします。

それと、本日の議案審査の順番としましては、上下水道局下水道課が議案乙第20号をやります。

続きまして、建設部建設課及び維持管理課の順になっています。

それから、都市整備課、最後に、経済部商工観光課の審査をやります。

そして、9月16日来週の火曜日は予備日としております。

それで、9月17日水曜日10時から現地視察があればやりますし、現地視察、陳情協議、陳情は第9号でございます。

それから、自由討議、総括、採決とこのような予定にしております。

日程は以上でございますが、これでよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

現地視察につきましては、副委員長から説明をお願いいたします。

**飛松妙子副委員長**

皆様おはようございます。

現地視察ですが、ただいま古野町交差点の案が出ております。

皆様からお声をいただきて決定をしていきたいと思いますが……

**藤田昌隆委員長**

ちゃんとぴしゃっと言いなさい。

**飛松妙子副委員長**

それでは、古野町交差点はしない、現地調査はないということでよろしいですね。（発言する者なし）

かしこまりました。

それでは、現地観察はなしでよろしくお願ひいたします。

**藤田昌隆委員長**

それと、自由討議、総括、採決というふうに予定しておりますが、先に聞いておきますが、自由討議はなしでいいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

そういうことで、ほかの人の意見もございますんで、よろしくお願ひします。

これについては、現地調査の視察の後にまた皆さんにきちんとお伺いしますんで、途中にでもよろしくお願ひします。

自由討議、総括、採決に対して何かあればそのときまた言ってください。

それでは、審査日程につきましては、以上のとおり決定をいたしました。

付託議案審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時36分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時38分再開

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

審査に入ります前に平塚局長より一言御挨拶をお受けしたいと思います。

よろしくお願ひします。

**平塚俊範上下水道局長**

おはようございます。

9月市議会定例会の建設経済常任委員会におきまして、上下水道局関係で御審議いただきます議案は、乙議案が1件、下水道事業会計の補正予算でございます。

詳しくは、担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

**藤田昌隆委員長**

どうもありがとうございました。

~~~~~

上下水道局

議案乙第20号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）

藤田昌隆委員長

それでは、これより上下水道局下水道課関係議案の審査を始めます。

議案乙第20号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

桑形伸上下水道局下水道課長

議案乙第20号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、収益的収入です。

款1下水道事業収益、項2営業外収益、目3他会計補助金につきましては、このたび、収益的支出の増による一般会計からの補助を増額補正するものとなります。

次に、収益的支出です。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管きょ費につきましては、修繕費のうちマンホール等補修に係る経費を増額補正するものです。

実施予定箇所につきましては、委員会資料の3ページを御覧ください。

青色で着色している箇所が当初予定しておりました48か所になります。

これらに加えて市内一円のパトロール、また、市民の皆様からの情報提供によりマンホール周りの舗装の補修や蓋の取替えを行うもの。

さらに、道路事業の進捗に伴いマンホールの高さを調整したり、移設を必要とするような場所を赤色で着色した箇所で追加し、合計67か所を実施する予定としております。

このMHと書いているのは、すいませんがマンホールの略になります。

以上、簡単ではございますが、令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

藤田昌隆委員長

それでは、説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

小石弘和委員

補正で500万円組まれておりますし、この19か所のマンホールのサイズは60センチが何個、30センチが何個、どんなふうな状況になっているんでしょうか。

桑形伸上下水道局下水道課長

60センチのマンホールを今回は10か所、そして30センチの小口径の細かいマンホールを4か所、そして、150ミリ、15センチ系の污水枠を5か所で今回実施を予定しております。

小石弘和委員

この500万円で足りると。私は足りないとと思うんですけど。

桑形伸上下水道局下水道課長

概算で捕まえている金額では、この金額で準備しております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかに。

[発言する者なし]

ありませんか。

なければ、以上で下水道課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、建設部建設課及び維持管理課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時42分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時46分再開

藤田昌隆委員長

再開します。

審査に入ります前に沼野部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

部長よろしくお願ひします。

沼野猛建設部長

令和7年9月定例会建設経済常任委員会建設部関係の審査に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

本委員会で御審議をお願いする議案は、乙議案3件と市営住宅条例及び市道路線の認定に関する甲議案2件でございます。

乙議案である一般会計補正予算につきましては、道路新設改良費の古野町交差点改良事業、道路維持費の路面補修及び側溝等の工事、道路舗装の工事費、河川改良費の排水路整備事業などに必要な額を補正いたしております。

土木費の補正額といたしましては、2億1,372万4,000円の補正となり、当初予算から合計いたしますと34億2,792万円となっております。

また、議案外ではございますが、専決処分事項の報告もございます。

それでは、詳細につきまして各担当課長から説明させますので、何とぞ御審議のほどよろしくお願ひいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

建設課・維持管理課

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

藤田昌隆委員長

これより、建設部関係議案の審査を始めます。

初めに、建設課及び維持管理課関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤川博一建設部次長兼建設課長

それでは、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）の御説明をいたします。

補正予算説明資料の2ページ目をお願いいたします。

款8 土木費、項2道路橋梁費、目7道路新設改良費、節8旅費でございます。9万6,000円。土地の所有者様が京都にお住まいなので、そちらまで契約とか交渉に行く予定でございま

す。

節の10需用費でございます。こちらの5,000円につきましては、契約に用います収入印紙の購入費でございます。

節の16公有財産購入費でございます。

こちらは650万円でございまして、古野町交差点道路用地の購入費でございます。

事業内容につきましては、3ページのほうに図面、説明書を添付しております。

こちらの古野町交差点につきましては、地図でお示ししておりますとおり、東西に県道の佐賀川久保鳥栖線、南北に市道の秋葉・鎗田線が通っております。

こちらの道路につきましては、通学路とか高校生の自転車等も非常に多い部分になっております。

特に自転車の滞留場所がなく、非常にこの交差点が危険であるということ、また昨年の12月には悲しい死亡事故も発生してしまっております。

こここの地点につきましては、鳥栖の区長会、鳥栖北の区長会からも長年要望を頂いていたところでございます。

今年、中央区の区長様のほうから、この隣接したお宅が家の建替えをされるようだということをお伺いいたしまして、交渉にお伺いしたところ快く御理解をいただいたところでございます。

取得する用地につきましては約100平米で、登録改良工事は約45メートルなっております。

この経費の持ち方についてでございますけれども、市道部分、県道部分で工事、それと用地購入費、ちゃんと分けてやろうとしておりましたが、県道につきましては、道路区域に編入した後でないと用地を購入できないということがございまして、用地の購入費については市が負担する。設計測量、それから工事一切につきましては県のほうでやっていただくということで協議を行っております。

なお、我々が今回お願いしております予算が650万円です。

県の工事費につきましては、現在の積算、見積りの段階ではございますが、660万円程度になるものというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、古野町交差点改良工事の予算説明でございます。

よろしくお願いいいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので……、ちょっと休憩します。

午前10時52分休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前10時53分再開

藤田昌隆委員長

再開します。

これより質疑を行います。

小石弘和委員

これ、平米当たり何ぼになるかな。土地購入費の100平米当たり。

藤川博一建設部次長兼建設課長

6万5,000円を見込んでおります。

小石弘和委員

6万5,000円を見込んでいるって、6万5,000円やろう。何でできないと。

藤川博一建設部次長兼建設課長

現在の土地評価は6万5,000円です。

小石弘和委員

それから、南側が道路が広がつとろうが。あれはセットバックしているものか、あそこを建てるときに購入した分かな。あそこの部分だけが十何メートル広くなってるから。南側の花りゅうとうのところが。

それがどんなふうになっているか説明いただきたい。

藤川博一建設部次長兼建設課長

今回我々が購入する南側は、県のほうがセットバックの用地を購入されて道路拡幅とカラ一舗装とかの工事をされたというふうにお伺いしております。

小石弘和委員

南側よ。花りゅうとうがあるやろう。あっち側がちょっと道路が広くなってるから、セットバックしているものか、用地を購入して広くなっているものか、10メーター前後広くなってるからね。

それと、今度は北側の用地を買収するんだから。

藤川博一建設部次長兼建設課長

南側は、県のほうがセットバック用地を購入して工事をされております。

藤田昌隆委員長

ほかに。

和田晴美委員

県のほうが工事をされるこちらの用地は、東西南北で言うなら西側のほうになるんですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

そこはどれくらい歩道が拡幅されるかとか、車道は多分もう増えることはないと思うんですが、通学とかの自転車や歩かれる方たちの安全の確保のための工事なので、そのあたりをお答えいただけますでしょうか。

藤川博一建設部次長兼建設課長

私の説明が足らずすいませんでした。

今回、歩道として広げます。今回、幅員2メートル広げます。

交差点の角の部分につきましては、土地所有者のほうにお願いして隅切りを設けて自転車とか歩行者さんが滞留できるようにちょっと広めに滞留帯を設置する予定です。

あと、県のほうでボラードといいまして、ガードレールじゃないんですけど、車が進入しにくいようなポールを立てていただくということで、今、協議をしておるところでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかに。

[発言する者なし]

ありませんか。

そうしたら質疑を終わります。

ちょっと休憩します。

午前10時57分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時57分再開

藤田昌隆委員長

再開します。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

委員会資料4ページをお願いいたします。

歳入になります。

款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債2,700万円及び節2河川債につきましては、舗装長寿命化事業や排水路整備事業に係る市債でございます。

内容につきましては歳出のほうで出てまいります。

続きまして、歳出に移ります。

資料の5ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節12委託料2,098万6,000円につきましては、舗装路面補修及び後退道路用地測量に要する経費を計上いたしております。

節14工事請負費5,000万円につきましては、道路側溝の新設や敷設替等に係る経費を計上しております。

目3道路舗装費、節14工事請負費5,000万円につきましては、舗装長寿命化事業といたしまして、八軒屋・下野線の舗装打替工事、単独事業といたしまして、上分・島線、儀徳・江島線の舗装打換工事に係る経費を計上いたしております。

資料6ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川改良費、節14工事請負費1,700万円につきましては、基里地区排水路整備事業に係る経費を計上いたしております。

次のページ、主要事項説明書をお願いいたします。

住宅、倉庫等の浸水、道路冠水による被害が発生しております基里地区において、雨水対策を行い被害の軽減を図るものでございます。

事業の内容といたしましては、水路に逆流防止施設の設置をするものでございます。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。

質疑を行います。

野下泰弘委員

排水の工事で、この逆流防止施設の設置についてずっと工事をやっているんですけど、今回もまた新しくつけるということで、あそこの工事は一体いつ終わるんでしょうか。

山下美知維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐

今回、補正を上げさせていただいております、主要事項でいうと、日の丸運輸付近の工事につきましては、今年度で終わる予定で計画しております。

以上でございます。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

今後ではないんですが、こここの水路自体がかなりぼろぼろで崩れているんです。ずっと工事していただいているのは分かるんですけど、あそこの水路は見た感じもぼろぼろなんですから、今後予定とかないのかなと。

また、ここは道路がよく陥没するんですけど、この水路があまりにもぼろぼろだから陥没が起きているんじゃないかなって思うんですけど、その点どうですか。

山下美知維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐

水路につきましては、今回の補正では予定はしておりませんけれども、必要に応じて補修を行っていきたいと思います。

また、舗装に関しましては、現在、路面補修で補修対応をさせていただいております。

一つの要因といたしましては、この辺りが道路冠水しやすいすり鉢状の道路になっておりますので、たまりやすく路盤が弱くなるっていうのが要因かと思いますので、注意深くパトロールしながら早期対応に努めたいと考えております。

以上でございます。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかには。

齊藤正治委員

予算書には上がってないんですけども、江島の青葉台のところの件につきましては、どういう進捗、対応されてるのか。

藤田昌隆委員長

今の質問分かりましたか。

今の質問は予算議案にはないんですけど、大丈夫ですか。せっかくなんで答えられるならどうぞ。

山下美知維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐

今、齊藤議員がおっしゃられた場所については、恐らく福糧の南側の水路かと思われます。

そちらに関しましては、今、農林課と地元で話をされているというふうに伺っております。

先日の8月10日の雨で農業用水路が被災をしたということで、維持管理課としても現地は確認しておりますが、その農業用水路の横に公有水面の水路がございますので、そちらの土砂堆積等が見られましたので、維持管理課といたしましては、そちらの土砂のしゅんせつと

かそういうことを予定しております。

以上でございます。

齊藤正治委員

それは、具体的にこの予算に入っているということですか。

山下美知維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐

今回の補正予算には計上してはおりません。本年度の予算で一応、対応する予定にいたしております。

以上でございます。

齊藤正治委員

それから、青葉台から下りてくるところの河川っていうか、あれが、県道に突き当たって、江島側のほうに行って、その土砂が堆積するというところもですけれども、その青葉台の県道にずっと行くところの上流を、今、県が工事をやっていますけれども、それからの河川が大きかったり狭かったりして、下流のほうがボトルネックになっていて、それから水があふれて砂があふれて、結果的には田んぼが作れなくなってるというところが、恐らく分かるやろうと思うけど、分かりますか。

太陽光のあるところの下、登り口のちょうど下のところの交差しとるところ、そこら辺の側溝みたいな小さな側溝が入っとって、それからあふれて、その上のはうはもっと広い、洗っているのか知らんけれども広くなっとって、その水量とその下の側溝の容量が合わずになふれて田んぼに土砂等がたまり込むというようなことで、今、田んぼが植えられなくなっているというような状況が生じてるんですけれども。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

今、齊藤委員から御指摘いただきました部分につきましては、私どもも今後、現地をしっかり確認をしてどういった対応ができるのか考えていきたいと思います。

齊藤正治委員

よろしくお願ひしたいと思うんですけど、しゅんせつしょったらしょっちゅうしゅんせつせんばいかん。

だから、もうちょっと根本的に河川を広げるのか、それともどういう対応ができるのか、それを考えていかんと毎年毎年、雨が降れば降るほど毎回毎回、上からどさっと土砂が流れてくるというのが現状ですので、そこら辺の対応をよろしくお願ひします。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

齊藤正治委員

よかですか。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

かしこまりました。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかにはありませんか。

[発言する者なし]

そうしたら、質疑を終わります。

~~~~~

### **議案甲第38号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例**

**藤田昌隆委員長**

続きまして、議案甲第38号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**藤川博一建設部次長兼建設課長**

議案甲第38号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例の御説明をいたします。

甲議案参考資料の1ページ目をお願いいたします。

条例の改正の理由といたしましては、書いておりますとおり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、市営住宅の入居資格者に関しましてこれまでちゃんと結婚した夫婦からの暴力という定義でございましたが、事実婚だとか交際相手からの暴力被害者の方々も対象とするというようなことになっております。

以上が御説明でございます。

**藤田昌隆委員長**

終わりましたので、質疑を行います。

**野下泰弘委員**

条例変更だから特に関係はないんですけど少し聞いておきたくて。

市営住宅は実際にこういった暴力の件でどれぐらい入られているのかが一点と、よく言われるのが、鳥栖の市営住宅において、入るときに携帯電話を使えるか使えないかで入らないっていうのを決める人が多いんです。鳥栖市は携帯は持ち込んでいいんですか。

**山下範史建設課住宅係長**

携帯電話については、市営住宅で特段その制限は設けてはいないです。

あと、入居のDV被害者の数は、今までで2件あっております。

以上です。

**野下泰弘委員**

2件というところで、鳥栖市としてどれぐらい市営住宅で確保をされているんですか。避難者用とかもいろいろ一緒になって確保されているんですか。そこら辺はどうなっているんですか。

**藤川博一建設部次長兼建設課長**

部屋については、2部屋は常に準備しております。

今年の3月に要綱も改正いたしまして、目的外使用の柔軟性もちゃんと整備しておりますので、2部屋準備して備えておるところでございます。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

**小石弘和委員**

常時、2部屋を用意しているということですけど、場所的なものを決めているわけ。

**山下範史建設課住宅係長**

申し上げることはできませんけれども、市営住宅の中に2部屋をDV被害者のための部屋として準備をしております。

**小石弘和委員**

その2部屋は住みにくいところにつくっている場合もあるわけよね。

極端に言いますと、〔発言取り消し〕につくっているというふうな情報もあるわけ。ああいうところは結局住みにくいわけ。そういうふうなところも配慮してこういう改善をしていかんといけないと思うんだよね。そういうふうなことも考えてていってほしいなど。2部屋取っていると、事例も出てきていると。しかし、そういうふうなところを指定してもやっぱり入れられる状況じゃないわけ。全部の人の目が入るとか通りが多いとかそういうところも配慮して確保する筋合いがあるかなって。秘匿の義務があるとやけん、そういうことを考えていただきたいと思います。

以上。

**藤川博一建設部次長兼建設課長**

今、御指摘いただいたことに関して、入居される方の住環境と、そういった加害者が見つけたりできないように秘匿性とかそういったところを2点配慮して、再度どこに確保するか

を検討させていただきたいと思います。

**小石弘和委員**

もう一点言いますけど、特定の部屋をつくっていいですよ、でも一時的なものでしょう。

そうすると、こんなに暑いときにエアコンもない、〔発言取り消し〕こうなる場合も出てくるわけですたい。

私が調べたときは、結局エアコンもない、〔発言取り消し〕わけですよ。そういうところに指定されて入れられてもどうしようもないわけ。

そういうところを指定するなら、やっぱり住環境を整備したところでこういうことは急遽起きてくる状況がございますので、そういう点も配慮していただきたいと思っております。

以上です。

**藤川博一建設部次長兼建設課長**

御指摘をいただきまして、検討させていただきたいと思います。

**藤田昌隆委員長**

よろしくお願ひします。

**和田晴美委員**

小石議員と重なるところではございますけれども、入居はすぐに入るケースが多いので、例えば電気にもその日から使えるように、また、料金が利用者に対して発生するのかをお伺いしたいと思います。

また、これも安全保護に関わるんですけれども、その2部屋が特定されるとその近隣に住んでいる方たちが気づいて、入ったよとかそういううわさが流れて、結局、加害者に知られたりっていうものもあるので、加害者の暴力性が高いものについてはもっと別のところを、安全性が重い方については非常に慎重に考えた上で、住まいを提供してほしいと思っていますが、鳥栖市としてどういうふうに考えているかをお伺いさせていただけないでしょうか。

**藤田昌隆委員長**

ちょっとその前に。

和田議員、これは守秘義務とか安全性とか関係もありますんで、深掘りをしないようによろしくお願ひします。

それでは改めて、先ほどの質問をちょっと訂正させていただきまして、安全保護につきましては様々なことを配慮して想定されるかというところだけお伺いさせてください。

**藤川博一建設部次長兼建設課長**

まず、すぐ受け入れられるかというところですが、一応、警察とかの紹介が要りますので、その期間は頂戴しております。

あと、市営住宅の入居料金につきましては、一般と同等で頂戴しているところでござります。

あと、安全性につきましては、秘匿性であるとか、情報が漏れないということは常々配慮して行なっていきたいと思っております。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。

そうしましたら、利用料につきまして、日割りなのかっていう点と、追加で、市外の方でも利用ができるのかっていう点と、私が前回この利用に関して調べていたところ、県からの要請がないと入れないということでしたが、本市のほうの相談によって保護を必要とする方も使えるのか、これは「等」っていうところで書いてあるので、そこが市ほうの相談で御利用していただくことができるのかっていう点を質問させてください。

**藤川博一建設部次長兼建設課長**

まず、料金の頂き方につきましては日割りでの計算でございます。

市民様かどうかということは、市内に勤務されている方までは入居を受け入れさせていただいております。

児童相談所からの紹介だけかという御質問につきましては、市でいいますと、市民協働課の女性相談の窓口がございます。女性相談支援センターからのそういった証明書の発行等を受けられた方も、今回、受け入れるように国の通達で受入れ要請が来ております。

ですので、そういったところは市民協働課、あと、これまでの児童相談所につきましてはこども育成課に再度、今回の条例改正のこともお伝えして連携をしてくださいということをお願いしているところでございます。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

それでは質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**議案甲第39号市道路線の廃止及び認定について**

**藤田昌隆委員長**

続きまして、議案甲第39号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

## **実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

それでは、議案甲第39号市道路線の廃止及び認定につきまして御説明を申し上げます。

資料につきましては、鳥栖市議会定例会議案参考資料に基づき説明をいたします。

市道路線の廃止、認定につきましては、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定に基づきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

今回は廃止が6路線、認定が12路線となっております。

それでは、資料の3ページでございます。市道番号3050、東部23号線、3099、東部51号線、3130、東部58号線につきましては、開発行為に伴い、起終点を変更するものでございます。

次に4ページ、4363、大平田5号線、4365、東前15号線につきましては、開発行為に伴い終点を変更するものでございます。

次に、5ページをお願いします。5142、五郎丸3号線につきましては、現状で道路が確認できず、昭和50年代の沼川河川改修工事の際に旧河川敷である当該路線について市道廃止がされないままとなっておりましたので、今回廃止するものでございます。

なお、土地整理につきましては、当時、交換等が行われておりまして、民地となっております。

次に6ページ、3198、姫方2号線につきましては、開発行為に伴い、新たに市道認定をお願いするものでございます。

次に7ページ、3199、桜町丸尾1号線につきましては、寄附行為に伴い、新たに市道認定をお願いするものでございます。

次に8ページ、4368、古蓮輪8号線につきましては、開発行為に伴い、新たに市道認定をお願いするものでございます。

次に9ページ、4369、五本谷6号線、4370、五本谷7号線につきましては、開発行為に伴い、新たに市道認定をお願いするものでございます。

次に10ページ、5301、村田三本松9号線につきましては、開発行為に伴い、新たに市道認定をお願いするものです。

次に11ページ、5302、本庄・東馬場線につきましては、寄附行為に伴い、新たに市道認定をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

## **藤田昌隆委員長**

これより質疑を行います。

ありませんか。

[発言する者なし]

よろしいですね。

以上で質疑を終わります。

~~~~~

報告第15号専決処分事項の報告について

報告第16号専決処分事項の報告について

報告第17号専決処分事項の報告について

報告第18号専決処分事項の報告について

報告第19号専決処分事項の報告について

藤田昌隆委員長

続きまして、報告第15号から第19号専決処分事項の報告についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

専決処分事項の報告でございます。

委員会資料、専決処分事項の報告についてをお願いいたします。

道路の管理瑕疵に基づく損害賠償額を決定するため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたことを報告するものでございます。

今回、報告が5件ございますが、そのうち報告第16号と18号につきましては、前回6月の委員会で示談中と御説明をしたものが含まれております。

それでは説明します。資料2ページをお願いいたします。

報告第15号につきましては、相手方は個人でございます。過失割合につきましては、市が3割、相手方が7割でございます。専決処分の日は、令和7年7月3日でございます。

事件の概要といたしましては、令和7年5月26日午前8時40分頃、自家用車で市道八軒屋・下野線を南方向へ走行中、下野町1116番地1地先付近の道路陥没部分で車両左側前輪を損傷したものでございます。

資料3ページをお願いいたします。

報告第16号につきましては、相手方は有限会社港産業代表取締役草野佳明氏でございます。過失割合につきましては、市が7割、相手方が3割でございます。専決処分の日は、令和7年7月9日でございます。

事件の概要といたしましては、令和7年3月2日午後5時50分頃、社用車で市道轟木・村

田線を南西方向に走行中、村田町944番2地先の道路陥没部分で車両の左側前輪を損傷したものでございます。

資料4ページをお願いいたします。

報告第17号でございます。相手方は個人でございます。過失割合につきましては、市が4割、相手方が6割でございます。専決処分の日は、令和7年7月29日でございます。

事件の概要といたしましては、令和7年3月22日午後8時15分頃、自家用車で市道安良・下野線を南方向へ走行中、三島町1854番地先の道路陥没部分で車両左側前輪を損傷したものでございます。

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

報告第18号につきましては、相手方は個人でございます。過失割合につきましては、市が6割、相手方が4割でございます。専決処分の日は、令和7年8月15日でございます。

事件の概要といたしましては、令和7年3月2日午後5時50分頃、自家用車で市道轟木・村田線を南西方向に走行中、村田町944番2地先の道路陥没部分で車両左側前輪を損傷したものでございます。

資料6ページをお願いいたします。

報告第19号でございます。相手方は個人でございます。過失割合につきましては、市が2割、相手方が8割でございます。専決処分の日は、令和7年8月19日でございます。

事件の概要といたしましては、令和7年7月25日午前9時30分頃、自家用車で市道上分・島線を北方向へ走行中、下野町343番3地先道路陥没部分で車両右側前輪を損傷したものでございます。

以上、御説明といたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

質疑に入ります。

小石弘和委員

前回の交渉が終わったのは何号と何号。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

前回、御説明をしてその時まだ示談中と申し上げておりましたのは、報告第16号と18号になります。

以上です。

小石弘和委員

非常に専決処分が多いわけよね。

物損っていうことだから別に問題はない……、問題はあると思いますけど。これが人身事故ってなって、死亡事故でも出てくると本当に大変なことなんですよ。

それで今、3年ぐらい前から特別に道路パトロールっていうシステムを組んでやっていただいておるんですけど、私に言わせれば、そういうところの情報が来ているのかというようなことなんです。

私はもう10年ぐらい前から佐賀県一ぼろ市道って。当初予算でも舗装費が足らないということは分かってるんですよ。だから、緊急を要するところは補正でも組んでやつたらどうかね。当初予算で出て来ないでしよう。

私はもう何年前からでもこの件は言ってるんですよ。委員会も協力しますから予算も一生懸命とてくださいっていうふうなことを常日頃言ってるんですよ。私は、一般質問でも二、三度言ったんですよ。死亡事故とかなんとかあった時には社会問題になってきますよ。現在の舗装費とか何とか見てるともう足らないことは分かってるんですよ。

大事なことだから、当初予算でもうんと組んで、どこどこが悪いというような形で予算の計上を、もしそれができなければこういうものは緊急を要する補正を組んでやっていくというなことをやってください。そうせんと死亡事故が出てくると大変なことになると思いますんで、お願いしておきます。

以上。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

今、御指摘いただきました点でございます。

今回、路面補修費で2,000万円の増額の補正も出させていただいている。

おっしゃったようにパトロールをして路面の状況をきちんと確認をして急がなきやいけない部分は急いで工事をすると。

さつきおっしゃっていただきましたけれども、人身事故等になれば大変なことでございまして、そういうことにならないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

小石弘和委員

ついでですけど、来年度予算でも道路費をたくさん組んでくださいよ。

部長よかですか。よろしくお願いしておきますよ。

沼野猛建設部長

すいません、小石議員の御質問にお答えいたします。

舗装については、おっしゃるとおり非常によくないと。

例えば、資料の2ページのところで見ても舗装が亀の甲状にもう割れています。陥没して

いる周りも亀の甲状にクラックが入っています。

亀の甲状になっているところは、いつ取れてもおかしくない状態なので、こういったところは基本的に直していくないと雨が降るたびにどんどん剥がれていくということになるんで、こういったところの現地を事前に見て回ったとしても、そのときはよくても、例えば、雨が降って車が通行するとぼんって取れていったりとかします。

ですので、こういう亀の甲状になっているところ、ひび割れが入っているところは、もう早急に補修をしていかないといけないんだろうというふうに思います。

その中で、来年度当初予算についての話がありますけれども、当然、我々も当初予算も含めて予算要求をしていきたいと思うんですけれども、一方で、国の経済対策の補正予算だからこれから多分予定されると思いますので、できればそういったところを中心に国費のいろんな要求もしながら、なるべく市の財政をいじめないような形の予算の要求の仕方も考えていきたいと思いますので、また引き続きよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

どうぞよろしくお願ひします。

ほかには。

齊藤正治委員

これは人間の目じゃなくてカメラの目で調査するっていうことができるんでしょう。

沼野猛建設部長

技術的にはできます。

お金をかけてカメラで見ていけば、どこが悪いのかっていうのがデータで瞬時に分かるような形で、今、技術的にはできています。

ただ、調査に少しお金がかかるのと、恐らく、悪いところが非常に多くて、いざやろうと思っても相当な予算が必要だっていう結果に多分なるんだと思います。

なので、最終的に優先度を決めていくのは人がやっていかないといけなくて、多分いろんなところがぼこぼこ剥がれていってるっていうことは、やっぱり舗装がよくないので、そこの大緊急性の部分については最終的に人が判断することになると思います。

やっぱり予算をどうやって確保していくかっていうところが一番課題になると思いますんで、そこは先ほど申しましたとおり、国の経済対策の補正予算等も活用しながら要求できるものについては要求していきたいと思います。

野下泰弘委員

報告第16と第18で、同日、同時刻で過失割合が変わっているんですけど、この理由はどう

なっているんですか。非常に不公平感を感じてしまうんですけど。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

この2件、過失割合が違います。

この過失割合の違いは、車にドライブレコーダーが付いていて、その走行状況等が保険でどういうふうに判断されるかによって過失割合が——1割ですけれども、違ってきているということを聞いております。

以上でございます。

野下泰弘委員

そうすると、もう一個気になるのが、第16号の価格が圧倒的に高い。恐らく第18号に関してはもうパンクまでいっているんですけど、16号のほうはどういうふうにタイヤが損傷してなのかが全くわかんないんですけど、そこら辺はどうですか。この20万円、総額で30万円するタイヤってことですか。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

第16号の損害については、タイヤではなくて前輪の損傷でございますのでホイールも損傷している。

で、見るからにタイヤの扁平も低くて高価なアルミホイールが付いているという状況ではないかと思います。

以上です。

野下泰弘委員

これ、もともと扁平なんじゃないですか。どうですか。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

確かに扁平——いわゆるスポーツタイヤのようなタイヤが装着されていたのではないかと予測されます。

野下泰弘委員

もちろん鳥栖市のほうが悪いと思うんですけど、そういった場合、扁平が入ってたら傷なんかもう入ると思うんですけど、それでも絶対過失7割持っていかれるんですか。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

過失割合でございますので、それが例えば幾らのものがついていたかというのは過失割合には関係なく、どちらにどれだけの非があるのかということで決められますので、そこで相手にどれだけの損害が与えられたかということが、その過失割合で支払いを求められるということになると思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

小石弘和委員

先ほどの部長さんの答弁って、私は初めて聞いたんですよ。

私もよく分からぬですが、国交省から来てある技術屋さん、部長さんって偉いんだなど、今、思いました。

しかし、前にはこういうふうな説明はなかったでしょう、専決処分のとき。今の維持管理課の課長も建設課の課長も事務屋さんですよ。こういうふうに指導していかれるとよく分かるわけ。

今まで国交省から来られた2年、2年、こういうふうな説明は何もなかったんですよ。技術屋さんもおられたけど、技術屋さんの説明も何もございませんでした。

初めて私は、なるほどこういう問題は早急に改善していかないといけないんだということがはっきり分かりました。

部長さん、長くおってくださいよ。私はそう思います。初めてこういうふうなことを委員会に——私たちはやかましく言いますけど、こういう説明されると、いい部長さんが国交省から来られたなど。2年では不足なんやない、もう5年でも6年でもやっていただきたいと思って。

以上です。

藤田昌隆委員長

沼野部長、一言ありますか。

沼野猛建設部長

ありがとうございます。

末永くお世話になれるように頑張りたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

藤田昌隆委員長

よろしくお願ひします。

ほかに。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、専決処分事項の報告は終わりました。

~~~~~

## 陳 情

### 陳情第9号「市道認定及び廃止」の上程回数に関する要望

**藤田昌隆委員長**

続きまして、陳情協議に入らせていただきます。

当委員会に送付されております陳情第9号「市道認定及び廃止」の上程回数に関する要望を議題といたします。

協議の参考といたしますため、この陳情に関する執行部の見解について御説明をお願いいたします。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

議会のほうに出されております要望書と同様のものが市長宛てにも提出をされておりまして、令和7年の8月18日、同日に提出をされております。

それに対しまして、こちらから御回答を8月の26日に差し上げております。

その資料につきましては、今からお手元にお配りいたします。

**藤田昌隆委員長**

よろしくお願ひします。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

今、お配りしました資料を見ていただければですけれども、要は、上程回数が9月だけということで、開発行為に支障を来す場合があるということでしたので、こちらのほうで検討いたしまして、基本は9月議会に上程をさせていただきますけれども、9月議会では間に合わない、支障がある場合は事業者等と協議を行いまして、3月、6月、12月において上程をしたいということで回答をさせていただきました。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

陳情書に関しては、向門慶人市長名で鳥栖市建築士会会长の能富様宛てに、もう回答が出ております。

要するに、陳情の内容としては、二十年前ぐらいから9月議会に上げるというのが定説みたいになっていたんですが、理由としては、その頃は開発に関するやつが非常に少なかったんで、もうまとめてしようというような話が議会であって、それでその後ずっとそれが続いている、今、いろんな開発行為がたくさん行われておりますんで、9月議会への上程数では

もう対応できないと。翌年対応になって遅れるばかりということで、9月議会だけじゃなくて、毎回要望があれば議会に上げてほしいということです。

議会としては、上がっててきたやつをきちんと審査するだけですし、それをきちんとやればスピード感がある対応ができるということで、もうこのような回答も出ていますんで、これに関しては、上がってくればきちんと対応するという返答でやりたいと思っております。

最終的な文書は、正副委員長で話し合った結果をまた皆さんのはうに提示させていただきますんで、これについてはよろしくお願ひします。

以上、よろしいですか。

それでは、陳情第9号に関する協議を終わります。

次に、都市整備課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

**午前11時43分休憩**

~~~~~

午前11時47分再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。

~~~~~

**都市整備課**

**議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）**

**藤田昌隆委員長**

次に、都市整備課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**樋本太郎都市整備課長**

それでは、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）のうち、都市整備課分につきまして御説明申し上げます。

資料は、建設経済常任委員会補正予算説明資料に基づきまして御説明させていただきます。

資料の8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目2公園管理費でございます。節7報償費、節8旅費につきましては、中央公園の整備について、広く市民等の意見等を反映させた検討を行うために設置する中央公園整備検討懇話会に係る委員謝金及び旅費でございます。委員の選考については、現在調整中でございますが、地元関係者、学識経験者など10名程度を予定しており、本年度2回、来年度2回の計4回程度を予定いたしております。

以上、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、都市整備課分の御説明を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **小石弘和委員**

13万3,000円、中央公園検討懇話会委員は何名ですか。1名当たり謝金は幾らか。

それから、この中央公園整備検討懇話会委員の旅費、これはどこまで行くわけ。その説明をいただきたい。

#### **樋本太郎都市整備課長**

まず、委員の人数でございますけれども、10名程度を考えております。

謝金につきましては、会長になられる方が3万1,400円、副会長になられる方が2万1,400円、委員につきましては、お一人5,700円の2回分が7万9,800円ということでございます。

以上でございます。

#### **小石弘和委員**

委員は10名程度？

#### **樋本太郎都市整備課長**

委員は、まだ現在調整中なんですけれども、10名で考えておるんですが、お一人が観光コンベンション協会の職員を考えておりますので、謝金につきましては、その1名分を除いた形になっております。

#### **小石弘和委員**

10名程度って、何名ってもう分かるやろうもん。程度はつけんでもいいやろうもん。

#### **樋本太郎都市整備課長**

我々としては、10名と考えております、まだ調整中でございますので、確定した人数をここで申し上げることができないので、御了解いただきたいと思っております。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

ほかに。

**齊藤正治委員**

懇話会はいいんですけれども、どういったものを提案しようとされてるのかっていうのは分かりますか。

**樋本太郎都市整備課長**

一応、我々といたしましては、中央公園につきましては、にぎわいの拠点として考えておるところもございます。

ですので、そういった形で、懇話会等で御意見を頂戴しながら、民間活力とともに活用して集客できるような施設の整備とかもできればということも考えております。

またもう一方で、公園近くの道路で冠水被害が発生しておりますので、小原池を活用して浸水被害の緩和策も検討出来ればというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**齊藤正治委員**

にぎわいの拠点といつても、結構、中央公園そのものが狭い。

例えば、フレスボのほうまで買収じゃないですけれども、そういう計画は恐らくまだ立てられないと思うんですけれども、本当ににぎわいが創出できるようなことを——私は提案者が一番大事な話だと思うんですよ。懇話会の人たちにどういう専門家がおられるか分からんけれども、それこそ部課長も、部長はもうあちこち御存じでしょうけれども、そういう先進というよりもにぎわいをどうやって創出させたかっていう、そういうところを見ながらしっかり立派なものを造っていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

**小石弘和委員**

今、どういうふうなものを提案されるのかと聞いたら、課長が我々って言われたんですよ。我々って誰ですか。

**樋本太郎都市整備課長**

懇話会の御意見も踏まえながら、我々っていうのは、執行部としても整備のほうを考えていきたいというふうに考えております。

**小石弘和委員**

じゃあ、執行部ってちゃんと言ってくださいよ。都市整備課だけで決める問題じゃないんだから。答弁の中で我々って言うから、私はおかしいんじゃないかなと思ったから、それは執行部に序議をかけてこうですよというようなことははっきり言われてください。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

ほかにありませんか。

**飛松妙子委員**

今の中公園は、木があつたり花とか草とかいろんなものが植わっているんですけども、これから新しくなったとしてもそういう花とかが植えられるような公園になっていくのかなと思うんですが、そうなったときに今の中公園の管理があまりよくできてないのかなっていうところがあつて。

市民団体の方が今、ボランティアで花植えとかをされておりますけれども、結局そこに補助金っていうのは出でていないんですよね。全てボランティアの方々が手出しをされていらっしゃる現状があつて、鳥栖市の花とみどりの補助金でしたか、それがありますけれども、それが大変に使い勝手が悪いと。

何でかっていうと、半分は木を植えなさい、半分は花でもいいですっていう内容になっていて、結局木を植えないと補助金を頂けないっていうところがあつて。

でも、例えば中央公園とかを見たときに木を植えられる状況かっていいたらやっぱり植えられない状況なので、その補助金とかも使い勝手がいいようにしていただくと、今後、中央公園でボランティアの方々が花の管理をしようとかいろいろしようとしたときに、その補助金が使いやすいっていうところにつながると思いますので、そのあたりも一緒に検討していくだけで、みんなでにぎわいをつくれるような、そういう公園にしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

ほかに。

[発言する者なし]

それでは、都市整備課関係議案に対する質疑を終わります。

もう昼食のタイミングになりましたので、暫時休憩をいたします。

**午前11時57分休憩**

~~~~~

午後 1 時12分再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、鹿毛部長より一言御挨拶をお受けしたいと思います。

よろしくお願ひします。

鹿毛晃之経済部長

本9月定例会で御審議をいただきます経済部に関する案件は、乙議案1件でございまして、令和6年度のふるさと「とす」応援寄附金にかかります寄附金などの額が確定いたしましたので、ふるさと「とす」応援寄附金基金への積立金を計上しております。

詳しくは担当課長より説明させていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、審査に当たっての御挨拶させていただきます。よろしくお願ひいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

~~~~~

**商工観光課**

**議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）**

**藤田昌隆委員長**

それでは、これより商工観光課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

それでは、9月補正予算中一般会計、商工観光課関係分について御説明をいたします。

委員会資料の2ページをお願いをいたします。

目7ふるさと「とす」応援寄附金基金繰入金についてでございますけれども、基金からの繰入金となっておりまして、充当先の事業は、子育て応援給付事業でございます。

次のページ、3ページをお願いをいたします。

令和6年度の寄附金額からかかる経費を差引きまして、その差し引いた金額を基金に積み立てるものでございます。

次のページ、4ページをお願いいたします。

令和6年度に寄附者が指定された使途の内訳となっております。

以上、説明を終わります。

### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

### **野下泰弘委員**

2ページ、3ページのふるさと「とす」応援寄附金、ふるさと納税ですね。

お伺いしたいんですけど、コカ・コーラさんのお茶っていう、一番のメインだったところがなくなって、この令和6年度に何が最も売れたかっていうところをお伺いさせていただければと思います。

### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

令和6年度に最も希望された返礼品につきましては、コカ・コーラ社のコカ・コーラゼロでございます。

### **藤田昌隆委員長**

野下議員、よろしいですか。

### **野下泰弘委員**

お茶がなくなってもコカ・コーラが一番ということですが、コカ・コーラ以外でその次を教えていただきたいなと。

### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

コカ・コーラ以外で申し上げますと、アイリスオーヤマの炭酸水、それから、パック御飯等が新規に返礼品として追加をされているところでございます。

### **野下泰弘委員**

ありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。

### **藤田昌隆委員長**

ほかには。

### **飛松妙子委員**

詳しい説明書をつけていただきありがとうございます。

令和6年度のこの子育て、教育、福祉に関する事業の4,768万円の中から、2ページの4,235万8,000円が今回の子育て応援支援金に使われるということでよかったですでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

そうではございませんで、3ページに記載しております今年度のふるさと納税の寄附金額から経費を引いた金額を基金に積みますけれども、その基金に積む内訳が4ページとなってございまして、2ページは昨年度積みましたふるさと納税寄附金の基金がございますが、その中の市長におまかせというふうに使途を指定された分からの財源となってございます。

よろしいですか。

**飛松妙子委員**

分かりました。

令和5年度の分のふるさと納税応援寄附金を頂いた分の中から、市長おまかせの基金がここに使われたということですね。かしこまりました。ありがとうございます。

それから、この使途が5項目に分かれているんですが、今回も一般質問の中で質疑があつて、ボランティア団体とかの事業ができるいかとかいろいろ質疑がついていましたが、今後この事業に関して各課からもうちょっと増やしていくような検討とかそういうのは、どこでしていかれるのか。

商工観光課のほうで音頭をとって、そういう事業の項目を増やしていくとか、そういうのはどこでなされるのかをお尋ねしていいですか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

使途項目の追加についてでございますけれども、例えて申しますと、本年の7月からスポーツ振興課、それから財政課と協議を行いまして、サガン鳥栖支援、それから、SAGA久光スプリングス支援、こちらへの支援への使途は追加をさせていただいたところでございます。

ですので、おっしゃられるとおり新たな使途につきましては、担当課それから財政課と協議の上、決めていくことになろうかと思いますけれども、最終的には市長の判断で決めていくことになろうかとは思います。

**飛松妙子委員**

分かりました。

今回もいろいろと一般質問でも上がりましたが、今後、各課がこのふるさと応援寄附金を活用できるような事業立ち上げというか、そういうところでまた増やしていければということを思いましたので、今後ともよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

**藤田昌隆委員長**

じゃあ、一点だけいいですか。

4ページのこの市長におまかせっていう言葉自体の使い方なんですが、例えば、これは金額の縛りとか、市民全員に行き渡るとか、ある特定分野のいろんな団体にせないかんとかそういう縛りはないですか。

市長におまかせという名前っていうか、項目自体に縛りがきちんとあるのかそこをちょっと聞きたいと思います。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

特に縛りはございませんけれども、この言葉の表現が市長におまかせっていうことで気になつておられるかもしれません、市長が必要と認める事業というふうに御理解をいただければと思います。ですので、使途の制限というものは特にはございません。

**藤田昌隆委員長**

ということは、市長が思ったことを5,000万円ぐらいの枠でできるということですよね。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

そうですね、それぞれの事業の財源として活用できるというふうに御理解いただければと思います。

**藤田昌隆委員長**

よく納得はできませんが、はい。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

もちろんそれぞれの事業で予算を配分して、事業を行っていくことになりますので、その財源も含め、議会のほうにお諮りをした上で承認をされたならば使っていいよということになるものでございます。

**藤田昌隆委員長**

きちんと審査を受けた上でということですね。

はい、了解しました。

ほかにございませんか。

**飛松妙子委員**

すみません。

もう一点、2ページのふるさと応援寄附金の補正前、補正後比較っていうのがあるんですが、補正前が1億7,900万円で補正後が2億2,200万円っていうことは、令和5年度の寄附金は全て事業に充てられたということ……、残っているっていうことですか。

すみません、こここの意味を教えてください。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

結論から言いますと、残っておりますて、令和5年度に積立てたうち残っている基金の金額は3,957万3,000円残っています。

よろしいですか。

**飛松妙子委員**

3,957万3,000円ですね。

そうしたら、その3,957万3,000円と、次のページの令和6年度の積立てられたものがプラスになるわけじゃなくて、別々の管理をされているってことですか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

基金の積立ての総額としては合算をされますけれども、使途の目的としては明確に分かれしたものになると思います。

**飛松妙子委員**

合算されるということで、令和5年度の残ったものは、例えば令和6年度と足して使われることもあるっていうことで、全てが使われるわけじゃないということで理解してよろしかったですか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

そういう御理解でよろしいかと思います。

**藤田昌隆委員長**

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、以上で商工観光課関係議案に対する質疑は終わります。

~~~~~

藤田昌隆委員長

続きまして、現地視察についてお諮りをいたします。

議案調査に関する現地視察のため、議長に対し委員派遣を請求したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

現地視察なんですが、今、副委員長と和田議員のほうから、ぜひ視察をしたいという声が上がっておりますので、副委員長よろしくお願ひします。

飛松妙子副委員長

それでは、現地視察につきまして、古野町交差点と報告でございました専決処分の三島町の道路について、現地視察をしたいと思っておりますので、皆様の御賛同をよろしくお願ひいたします。

よろしくお願ひします。

藤田昌隆委員長

ぜひ見たいということでございますので、現地視察につきましては、9月17日水曜日午前10時よりしたいと思いますので、御参集のほどよろしくお願ひします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

藤田昌隆委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後1時27分散会

令和7年9月17日（水）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆
副委員長 飛松妙子
委員 小石弘和
委員 齊藤正治
委員 久保山日出男
委員 和田晴美
委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長 鹿毛晃之

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

農林課長 三橋秀成

農業委員会事務局長 庄山裕一

建設部長 沼野猛

建設部次長兼建設課長 藤川博一

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 実本和彦

都市整備課長 樋本太郎

国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 杉本修吉

上下水道局長 平塚俊範

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局参事兼管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局次長兼水道課長　日吉和裕

上下水道局下水道課長　桑形伸

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　松雪望

5 日程

現地視察

古野町交差点（古野町）

報告第17号専決処分事項現地（三島町）

陳情

陳情第9号「市道認定及び廃止」の上程回数に関する要望

〔協議〕

自由討議

議案審査

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第20号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案甲第38号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

議案甲第39号市道路線の廃止及び認定について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

古野町交差点（古野町）

報告第17号専決処分事項現地（三島町）

至 午前10時50分

~~~~~

午前11時11分開会

藤田昌隆委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

最初に私のほうから。

この際申し上げます。

9月12日の委員会における小石委員の発言については、後日、記録を調査の上、措置することにいたします。

以上です。

~~~~~

陳 情

陳情第9号「市道認定及び廃止」の上程回数に関する要望

藤田昌隆委員長

続きまして、陳情協議に移ります。

まず、当委員会に送付されました陳情第9号「市道認定及び廃止」の上程回数にする要望について協議をいたします。

皆さんのお手元に協議をした結果を載せております。お手元を御覧ください。

件名は、陳情第9号「市道認定及び廃止」の上程に関する要望ということで、市の担当課

から説明がありました。

「市執行部では、民間における開発行為等に支障を及ぼすことがないよう、今後については、寄附行為や民間における開発行為等に支障がない場合については、これまでどおり9月議会への上程とし、9月議会への上程では開発行為等に支障を及ぼす場合については、事業者と協議を行い、3月・6月・12月議会において上程を行うこととすること」ということで、市長からもこの回答を建築士会のほうにも出しております。

「当委員会としましては、市の担当課の見解を支持することとし、市執行部から上程された議案については、今後もスピード感をもって審査に臨むことで意見の一致を見ました。」この文書について何か御意見がありましたらお願ひいたします。

なければこの文でお返しをいたします。

よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

陳情第9号の協議を終わります。

~~~~~

### 自由討議

#### 藤田昌隆委員長

自由討議を行いますが、自由討議に関してはいかがいたしましょうか。なしでよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なしと認めます。

~~~~~

総括

藤田昌隆委員長

それでは、これより総括をお願いします。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願

いいたします。

和田晴美委員

私からは市営住宅の条例の件でお話ししたいと思います。

この件に関しましては、入居する際にすぐに生活できるような環境を整えてほしいと思いますし、所管のほうと事前に協議して環境を整えていただければと思っております。

また、安全保護につきましても、重々、慎重なぐらいのレベルで対応していただければと思っております。

私からは以上でございます。

小石弘和委員

総括にはそぐわないかもしれません、一言申し上げたいと思います。

市の行政の中で、市民生活の中で密着度が高いのは、上下水道課、維持管理課だと私は思っております。

下水道課にしても、マンホールその他の修繕費、当初予算を見ますと前年度に比べて約400万円弱アップの総額で約2,000万円が上がっているわけでございまして、マンホールの代償ほか修繕その他の予定が48か所されておって、また市担当課の独自の調査でマンホールその他の悪いところを見いだされて、9月の補正予算に500万円を組まれて19か所の修繕費が予定され、市民生活に支障のないように努められておるわけでございます。

そして、言葉が悪いと思っておりますけれども、私は、佐賀県一悪い市道とずっと言ってまいりました。毎回のように定例会の委員会に道路陥没など専決処分事項の報告が出てまいります。

今回の委員会でも舗装の路面補修費などの補正予算が2,000万円組まれておりますけれども、少ないのでないかなと私は思うわけでございます。

専決処分事項の報告の説明で、亀の甲状の陥没などは、部分的補修ではなく、全面的にやりかえなければならないと。部分補修してもすぐ陥没するというふうな細かく説明をされた建設部長さんは、私は初めてと思うわけでございます。相当やる気があるんだなというふうな感じを受けました。

国交省より招致される技術部長さんは令和3年度から2年交代で戻られておりますが、私も2名の部長さんと接触をしてきました。

今、建設部では諸問題が残っておりますし、短期間で戻ることなく鳥栖市の建設部の礎になるように願いたいのですが、人事権は首長さんが持っておられます。このことが首長さんの耳に入るはずがございません。

ただ、私1人がここで吠えても委員会の議事録に残ることしかございません。この後は、

委員長さんの裁量にお願いし、最終日の委員長報告に期待をいたしたいと思います。

終わります。

藤田昌隆委員長

ほかに。

齊藤正治委員

大変御苦労さまでございますけれども、私は、大体ずっと建設委員会に所属してまいりました。

この委員会は鳥栖市の屋台骨でございますインフラの整備をするところでございますので、ぜひ先見性の目と能動的な行動をもって、鳥栖市のこれから的人口減少でございますけれども、人口が増えるような施策をやっていただければと思っております。

よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ありがとうございます。

野下泰弘委員

先ほど古野交差点の現地視察をさせていただきまして、ありがとうございました。

今回、すごく広げていただけるということでいいことなんですが、この市道養父・本鳥栖線はまだまだ狭いところがあると思うんです。なので、この後も広げていただくというところを今後取り組んでいただければと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

最後に、ありませんか。

飛松妙子委員

現地視察ありがとうございました。

三島町のほうは私の強い要望で行かせていただいたんですが、私は、あの道は市道と私道が混じっていると思っていましたが、全部市道ということをお聞きして、砂利道の部分と舗装されているアスファルトの部分を見たときに、予算が足らなかったのかなって。精いっぱいしていただいたけどなかなか改修ができなくて、今の状態が出来ているのかなと思ったときに、確かに予算が今まで少なかったかもしれないんですが、やっぱり今後は全て舗装していただくことで今回ののような陥没事故っていうのがかなり減っていくんじゃないかなと。定期的に補修改修もしていただくっていうところで、皆さん手間も省けると思いますし、そこにかかる労力の時間とかを考えると予算がかかっても道路の改修工事というのはきちんとしていただくことをぜひお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

じゃあ、私のほうから。

今回の条例っていうか、建築士会からの要望。

これ、実はもう二十年前ぐらいに議員の発案で、9月議会で一括してっていうことだし、そういう話を聞きました。

結局、前は開発事項とかいろんなものが少なかったから、まとめてしようということですが、今回、9月議会だけじゃなくて緊急を要するものとか、すぐせないかんもので順番をつけて毎回出していくというふうに決まりました。

これを見ると、私たちもそうんですけど、皆さんが今の時代に合わんと、早く変えないかんち思うたらもうすぐ——先ほど小石さんが言いましたようにどんどん上に上げて、これ変えましょうよという形で、少しでもスピード感を持ってやってほしいということと、本当にいつも思うんですが、鳥栖市の中の道路の危険ランキングとか、それから幅、交通量に反して狭かったり、そういうものを一回きちんと市内に走ってる道路を調べてそれをきちんとグラフ化するなり、それから、それを利用することによっていろんな修繕とか、もうこれそろそろせないかんとかが簡単に目で分かる形にしたらどうかなと。

これは提案でございますが、ぜひそういうことも考えて、ともかく上に上げて。そして、スピード感を持った対応をしていただきたいと強くお願いして、私の総括を終わります。

これで総括に関しては終わります。

~~~~~

**採 決**

**藤田昌隆委員長**

これより採決を行います。

~~~~~

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

藤田昌隆委員長

初めに、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）についてお諮りをいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 議案乙第20号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第20号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）についてお諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議案甲第38号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第38号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例についてお諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 議案甲第39号市道路線の廃止及び認定について

#### 藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第39号市道路線の廃止及び認定についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

藤田昌隆委員長

以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

本日議決した本案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

~~~~~

#### 藤田昌隆委員長

以上で、全ての日程が終了しました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時27分散会



令和7年9月26日（金）



## 1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆  
副委員長 飛松妙子  
委員 小石弘和  
委員 齊藤正治  
委員 久保山日出男  
委員 和田晴美  
委員 野下泰弘

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長 鹿毛晃之

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

農林課長 三橋秀成

農業委員会事務局長 庄山裕一

建設部長 沼野猛

建設部次長兼建設課長 藤川博一

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設課住宅係長 山下範史

建設課営繕係長 犬塚毅

建設課営繕係総務主査 山口和馬

建設課整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 延工太郎

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 実本和彦

維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐 山下美知

維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠

維持管理課維持係長兼流域治水対策室流域治水対策係長 宮田博志

都市整備課長 樋本太郎

都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 有馬豊和

都市整備課長補佐兼公園緑地係長 辻亮子

国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 杉本修吉

国道・交通政策課スマートインターチェンジ推進室事業係長 赤尾寛

上下水道局長 平塚俊範

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局参事兼管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局管理課長補佐兼業務係長 於保順一

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局水道課浄水場長 松雪秀雄

上下水道局水道課水道事業係長 立石佳照

上下水道局水道課浄水・水質係長 福田俊英

上下水道局下水道課長 桑形伸

上下水道局参事兼下水道課長補佐兼下水道施設係長 中牟田恒

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

#### 5 日程

審査日程の決定

上下水道局審査

議案乙第21号令和6年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第22号令和6年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第23号令和6年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第24号令和6年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

建設課・維持管理課審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

報告（建設課）

公共施設中長期保全計画の改訂について

[報告、質疑]

都市整備課審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

国道・交通政策課審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

午前10時37分開会

**藤田昌隆委員長**

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

~~~~~

審査日程の決定

藤田昌隆委員長

これより、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお配りしております。

付託議案としましては、議案乙第21号から第25号、議案乙28号まで。

それから、本日9月26日金曜日の議案審査の順番としましては、上下水道局、建設部、この2部門をいたします。

月曜日に経済部をして、9月30日が予備日、そして、10月1日が現地視察、自由討議、総括、採決というスケジュールでまいります。

これでいいんですが、現地視察について副委員長からよろしくお願ひします。

飛松妙子副委員長

今のところまだ現地視察の御要望をお聞きしている段階なんですが、1点、宝満川の取水口のところを見に行きたいという御要望がございますので、委員の皆様から出た内容で検討して、確定をしていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

今日中に委員のほうからいただければと思います。

藤田昌隆委員長

要望がある人は、今日中によろしくお願ひします。

それでは、以上の審査日程でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

審査日程につきましては、以上のとおり決定をいたしました。

それでは、付託議案の審査に入りますので、準備のため、暫時休憩をいたします。

午前10時40分休憩

~~~~~

午前10時43分再開

**藤田昌隆委員長**

審査に入ります前に、平塚局長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

よろしくお願ひします。

**平塚俊範上下水道局長**

おはようございます。

それでは、上下水道局につきまして、一括して御説明申し上げます。

令和6年度の事務執行に際しての上下水道局職員は、局長1名、管理課16名、水道課16名、下水道課10名で事務の執行に当たっております。

まず初めに、水道事業の決算概要について御説明申し上げます。

令和6年度における給水状況につきましては、給水戸数は、昨年度から476戸増加し3万3,840戸となり、普及率は97.6%となっております。

収益的収支につきましては、1億9,811万835円の純利益を計上いたしております。

この利益の処分につきましては、9,811万835円を減債積立金に、1億円を建設改良積立金に積み立てることといたしております。

次に、下水道事業の決算概要について御説明いたします。

令和6年度における処理状況につきましては、水洗化世帯数は昨年度から667戸増加し、3万1,508戸となり、普及率は99.7%となっております。

収益的収支につきましては、2億2,285万8,017円の純利益を計上いたしております。

この利益の処分につきましては、減債積立金に積み立てることといたしております。

具体的な業務執行状況につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、概要説明とさせていただきます。

**藤田昌隆委員長**

どうもありがとうございました。

~~~~~

上下水道局

議案乙第21号令和6年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第22号令和6年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

藤田昌隆委員長

これより、上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第21号令和6年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第22号令和6年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大丸章宏上下水道局管理課長

おはようございます。

それでは、議案乙第21号令和6年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第22号令和6年度鳥栖市水道事業決算認定について、以上2議案の概要につきまして、鳥栖市水道事業会計決算書により、一括して御説明を申し上げます。

決算書の1ページ目をお願いいたします。

令和6年度鳥栖市水道事業決算報告書についてでございます。

収益的収入及び支出の決算額について申し上げます。

収入の総額は16億6,049万4,978円、支出の総額は14億1,833万2,910円となっております。

決算書3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の決算額について申し上げます。

収入の総額は3億439万1,922円、支出の総額は9億1,316万4,082円となっております。

建設改良費の翌年度繰越しにつきましては、さきの6月定例会で報告させていただいておりますとおり、導・配水管整備事業に係るものでございます。

資本的収入が資本的支出の支出額に対し不足する額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金にて補填をしております。

決算書5ページをお願いいたします。

令和6年度鳥栖市水道事業損益計算書についてでございます。

この計算書は、令和6年度における水道事業の経営成績を表すものです。

当年度純利益につきましては、1億9,811万835円で、令和5年度と比べ1,931万2,719円の増となっております。

その他未処分利益剰余金変動額1億7,879万8,116円につきましては、資本的支出の補填財源として使用した減債積立金、建設改良積立金の額を計上しております。

当年度純利益とその他未処分利益剰余金変動額の合計額が、当年度未処分利益剰余金、3億7,690万8,951円となり、この処分について決算書6ページの下段の令和6年度鳥栖市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり提案をさせていただいております。

決算書6ページをお願いいたします。

令和6年度鳥栖市水道事業剰余金計算書についてでございます。

この計算書は、令和6年度における資本金と剰余金の変動を示すものでございます。

利益剰余金の当年度変動額の概要について申し上げます。

減債積立金を企業債償還の財源としたことに伴うもの、それから、建設改良積立金を建設改良費の財源としたことに伴うもの及び令和6年度決算における当年度純利益について計上をしているところでございます。

続きまして、決算書6ページの下段にあります、令和6年度水道事業剰余金処分計算書案につきましては、議案乙第21号令和6年度鳥栖市水道事業剰余金の処分についてに係るものとなります。

令和6年度未処分利益剰余金3億7,690万8,951円の処分の内容といたしましては、当年度純利益である1億9,811万835円につきましては、減債積立金に9,811万835円、建設改良積立金に1億円をそれぞれ積み立てることとし、また、減債積立金から企業債償還金の財源とした7,879万8,116円及び建設改良積立金から建設改良費の財源としました1億円は、資本金に組み入れることとしております。

続きまして、決算書7ページをお願いいたします。

令和6年度鳥栖市水道事業貸借対照表についてでございます。

この貸借対照表は、令和6年度末における水道事業の財政状態を示すもので、7ページの資産の部、8ページの負債の部及び9ページの資本の部により一括的に表すものでございます。

決算書7ページの資産の部といたしましては、固定資産合計が141億2,463万8,145円、流動資産合計が21億9,949万3,920円となっており、資産合計は163億2,413万2,065円となっております。

固定資産明細書は、決算書55ページ、56ページに掲載をしているところです。

決算書8ページの負債の部といたしましては、固定負債合計が48億6,477万4,681円、流動負債合計が5億561万9,220円、繰延収益合計が15億1,360万560円となっており、負債合計は68億8,399万4,461円となっております。

決算書9ページの資本の部といたしましては、資本金が83億7,178万4,453円。剰余金合計が10億6,835万3,151円となっており、資本合計は94億4,013万7,604円となっております。

これと、8ページの負債合計を合わせた負債資本合計は、163億2,413万2,065円となっております。

続きまして、令和6年度鳥栖市水道事業報告書の概要について申し上げます。

決算書は13ページから説明をさせていただきたいと思います。

13ページを御覧いただきますようお願ひいたします。

1. 概況の2項目めとなります、(2)経営指標に関する事項についてでございます。

経営の健全性をお示します経常収支比率は、114.99%となっており、健全経営の水準とされます100%を上回る状況にあります。

料金水準を示します料金回収率は、110.06%となっており、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を上回っている状況にあります。

一方、施設の老朽化に関します有形固定資産減価償却率、管路経年化率はそれぞれ昨年度と比べ増加しており、施設の老朽化が進んでいる状況にありますことから、将来の更新事業に備え、引き続き計画的な施設更新に努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)議会議決事項につきましては、予算繰越しの報告が1件、予算、決算に係ります乙議案が5件となっております。

決算書14ページをお願いいたします。

(5)職員に関する事項につきましては、令和6年度末現在における水道事業会計に配置する職員の状況でございます。

正職員の人数の合計は、昨年度と同じく24人でございます。

表の一番右の前年度との比較増減のうち、正職員に係ります増減につきましては、令和6年4月の機構改革に伴い、職員配置を変更したことによるものでございます。

決算書15ページをお願いいたします。

2. 工事につきましては、令和6年度に実施いたしました工事に関する概況をお示ししております。

(1)建設改良工事の概況といしましては、雨水整備工事が2件、下水道関連が1件、県工事関連が1件、開発工事関連が1件、決算書17ページに移りますが、導水管布設工事が2件、その他配水管布設工事は決算書19ページまで続きまして、件数としては10件でございます。

その他の工事として、安楽寺水源地耐水化事業に係ります工事を2件実施をしているところでございます。

決算書21ページをお願いいたします。

保存工事の概況といしましては、1件当たり100万円以上の修繕工事を4件実施をしているところでございます。

決算書23ページをお願いいたします。

3. 業務につきまして、概要を申し上げます。

(1)業務量のイ、配水状況といたしましては、年度末給水戸数は前年度末に比べ476戸の増加で3万3,840戸、年間給水量は前年度と比べ約0.6%増となります773万7,538立米となっているところでございます。

決算書24ページのニ、業務委託状況といたしましては、水道メーターの検針、料金集金に係ります業務委託の状況について記載をしているところでございます。

決算書25ページ、26ページでございますけれども、これにつきましては、水道の口径別の給水量と水道料金の状況を記載をしているところでございます。

決算書27ページをお願いいたします。

(2)事業収入に関する事項の事業収益といたしましては、収益の総額は15億1,920万9,769円、令和5年度と比べ1,415万6,468円の増となっております。

次に、ロ、水道料金収納状況といたしましては、現年度収納率は97.8%、過年度収納率は71.3%、全体としての収納率は97.2%となっております。

決算書28ページをお願いいたします。

(3)事業費に関する事項といたしましては、費用の総額は13億2,109万8,934円、令和5年度と比べ515万6,251円の減となっております。

令和5年に比べ減となった額が大きかった項目といたしましては、委託料が業務量の変動に伴い2,229万8,825円の減、資産減耗費が除却をした資産の量の変動に伴いまして1,431万9,463円の減となっております。

決算書29ページをお願いいたします。

(4)その他主要な事項の経営分析といたしましては、給水原価といたしましては、給水に要した費用を1立方メートル当たりの単価で示したものでございます。

その下の供給単価は、給水による収益を1立方メートル当たりの単価で示したものでございます。給水単価に対する供給単価の割合が料金回収率ということになります。

表の中ほどより少し下になります。

負荷率、施設利用率、最大稼働率は浄水場施設の稼働状況を示す指標でございます。

表の一番下に家事用一戸当たりの一月平均の使用水量と水道料金の状況を記載をさせていただいております。

決算書30ページをお願いいたします。

4. 会計についてでございます。

(1)重要契約の要旨といたしましては、令和6年度中に契約を締結したもののうち、契約金

額が1,000万円以上の契約について、30ページから32ページまでにわたって工事請負契約、業務委託契約ごとにそれぞれ記載をさせていただいております。

決算書33ページをお願いいたします。

(2)企業債及び一時借入金の概況のイ、企業債といたしましては、前年度末残高が49億3,312万6,045円、本年度借入高が2億3,000万円、本年度償還高が2億3,864万2,988円、本年度末残高といたしましては49億2,448万3,057円となっております。

企業債の明細につきましては、決算書の57ページから62ページに記載がございます。

続きまして、決算書34ページをお願いいたします。

令和6年度鳥栖市水道事業キャッシュ・フロー計算書の概要について申し上げます。

企業会計におきましては、発生主義によるため収益費用が発生した時期と現金の収入支出の時期に差異が生じるため、キャッシュ・フロー計算書により1年間の資金の状況を示したものでございます。

計算書の下のほうに記載をしておりますとおり、令和6年度中の資金は1億936万4,041円減少をしたということになっております。資金の期末残高は、19億6,770万8,485円となっております。

続いて、決算書35ページをお願いいたします。

収益費用明細書についてでございます。

収益的収入の部の主なものについて申し上げます。

営業収益のうち、目、給水収益につきましては水道料金、目、加入金につきましては水道メーターの新設などに伴い負担をいただいております加入負担金、目、受託工事収益につきましては道路改良工事などに伴い受託する水道管布設替工事に係ります受託工事収益でございます。

目、その他の営業収益の節、雑収益に計上しております上下水道料金一元化負担金につきましては、水道料金と下水道使用料の賦課徴収業務の一元化に伴います下水道事業からの負担金収入でございます。

次に、項、営業外収益のうち、目、長期前受金戻入につきましては、工事負担金などの償却額を計上しております。

決算書37ページをお願いいたします。

収益的支出の部の主なものについて申し上げます。

項、営業費用、目、原水及び浄水費につきましては、浄水場、安楽寺水源地などの管理、運転に係る経費でございます。

節、給料から、節、法定福利費までにつきましては職員人件費でございます。

節、委託料につきましては、設備機械の保守点検、浄水処理で排出される汚泥の処分、浄水場の運転、水質検査などに係ります業務の委託料でございます。

決算書39ページをお願いいたします。

節、修繕費につきましては、設備、機器等の修繕費でございます。

節、動力費につきましては、浄水場、安楽寺水源地の電気料金でございます。

節、薬品費につきましては、浄水処理のために必要となった薬品代でございます。

節、負担金につきましては、ダムの施設管理に係る負担金などでございます。

次に、目、配水及び給水費につきましては、配水及び給水のための施設の維持管理などに係る経費でございます。

節、給料から、節、法定福利費までにつきましては、職員人件費でございます。

決算書41ページをお願いいたします。

節、委託料につきましては、給配水管の漏水調査、配水管の緊急修繕の対応、水道施設情報管理システム更新などに係ります業務の委託料ということになります。

節、修繕費につきましては、給配水管などの修繕に係ります修繕費が主なものでございます。

節、路面復旧費につきましては、配水管布設等に伴います道路舗装工事に係る工事請負費でございます。

次に、目、受託工事費につきましては、道路改良工事などに伴い受託する水道管布設替工事に係ります工事請負費でございます。

次に、目、業務費につきましては、水道料金等の徴収、量水器の管理などに係る経費でございます。

節、給料から、決算書43ページのほうに記載があります、節、法定福利費まで及び節、旅費のうち費用弁償につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費でございます。

節、通信運搬費につきましては、水道料金、下水道料金の納付書発送などに係ります郵便料でございます。

節、委託料につきましては、水道メーターの定期的な取替え、毎月の水道メーターの検針などの業務に係ります委託料でございます。

節、修繕費につきましては、水道メーターの定期的な取替えに係る経費などでございます。

次に、目、総係費につきましては、水道事業の管理に係る経費でございます。

節、給料から決算書45ページに記載のあります、節、退職給付費までは職員人件費でございます。

決算書45ページの節、委託料のうち経営戦略改定に向けた現状分析業務委託料につきまし

ては、水道事業経営戦略の改定を令和7年度に行うことを予定しているため、財政計画の精査などを行ったものでございます。

次に、目、減価償却費につきましては、固定資産の減価償却費でございます。

固定資産の明細につきましては、決算書55ページ、56ページに記載をさせていただいております。

決算書47ページをお願いをいたします。

項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては企業債利息などでございます。

決算書49ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収支明細書についてでございます。

資本的収入の部の主なものについて申し上げます。

項、企業債につきましては、建設改良費の財源に充てるための企業債による収入でございます。

次に、項、工事負担金につきましては、道路工事や開発行為に伴い受託する配水管布設替工事に係ります工事負担金収入でございます。

次に、項、他会計負担金につきましては、消火栓設置に伴います一般会計からの負担金収入でございます。

決算書51ページをお願いいたします。

資本的支出の部の主なものについて申し上げます。

項、建設改良費、目、原水設備費につきましては、安楽寺水源地の施設整備に係る経費でございます。

節、委託料及び節、工事請負費につきましては、安楽寺水源地浸水対策事業に要したものでございます。

次に、目、浄水設備費につきましては、浄水場の施設整備に係る経費でございます。

節、給料から節、賞与引当金繰入額までは職員人件費でございます。

節、機器購入費につきましては、水質検査で使用します機器などの購入費でございます。

次に、目、送配水設備費につきましては、送配水施設整備に係る経費でございます。

節、給料から、決算書53ページに記載をさせていただいております節、賞与引当金繰入額までは職員人件費でございます。

決算書53ページの節、委託料につきましては、配水管布設、配水池更新の設計などの業務に係ります委託料でございます。

節、工事請負費につきましては、配水管や導水管の布設工事費、配水管の布設替工事費な

どでございます。

次に、項、企業債償還金、目、企業債償還金につきましては、建設改良費の財源に充てるための企業債の償還金でございます。

企業債の明細につきましては、決算書57ページから62ページに記載をさせていただいております。

次に、項、投資その他の資産、目、投資有価証券、節、地方債につきましては、水道事業会計におけるさらなる収益を確保するため債券の購入を行ったものでございます。

日吉和裕上下水道局次長兼水道課長

続きまして、私のほうからお手元のタブレットの水道事業決算認定参考資料について、御説明をさせていただきます。

令和6年度に実施しました、項、建設改良費、目、原水設備費及び送配設備費に関わります工事請負費の主なものについて事業概要を御説明しますので、タブレットの資料の2ページをお願いいたします。

まず、安楽寺水源地についてでございます。

近年の大規模自然災害の状況を鑑み、被災時の水道における市民への影響を踏まえ、豪雨時に浸水が想定されます安楽寺水源地の浸水対策に取り組んだものでございます。

赤色の箇所が浸水対策として、1階部分に開口部を設けないなど耐水化を図った電気棟を新たに建築した工事箇所でございます。

また、建築した電気棟内に令和6年度から令和7年度にかけまして、施設更新に合わせて受変電設備等の電気設備を設置するものでございます。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

導水管更新工事でございます。

令和6年度の実施箇所につきましては、真木町の赤色の区間におきまして、浄化センターに隣接する轟木川をまたぐ今川橋の上流側に水管橋の下部工を1基、右岸側に設置をいたしております。

さきの6月議会で御報告させていただきました繩越箇所の左岸側の下部工及び上部工につきましても、それぞれ今年度完了いたしております。

また、そのほかに県道中原鳥栖線に鉄管の700ミリを延長26.9メートル布設をいたしております。

次に、資料4ページをお願いいたします。

配水管の南幹線における更新工事でございます。

令和6年度の実施箇所につきましては、原古賀町の赤色の区間におきまして、鉄管700ミ

リを延長50.5メートル布設をいたしております。

タブレットの資料による原水設備費及び送配水設備に関わる工事請負費の主なものについては、説明は以上でございます。

以上により、議案乙第21号令和6年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第22号令和6年度鳥栖市水道事業決算認定について、以上2議案の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

藤田昌隆委員長

説明ありがとうございます。

これより質疑を行いますが、ページ数を述べた上で質疑をよろしくお願ひいたします。

小石弘和委員

27ページの水道料金収納状況です。これは令和6年度で3,217万7,030円あると。

これは滞納ですか、それとも未納というような形になっているんですか。水道料金のほうで。

犬丸章宏上下水道局管理課長

未納額というところで記載をさせていただいております3,217万7,030円のところについてでございます。

これについては、令和6年度末現在でいわゆる未納というふうになったものでございまして、ただ、この中には、実際には3月31日までに銀行の窓口で納められて、うちのほうに情報が来るまでに少し時間を要するものもありますので、それが2,000万円ぐらいこの中に含まれているものもありますので、3月31日現在としては3,200万円の未納がありますけれども、そのうち2,000万円については既にお支払いを済ませているものも含まれているということでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ、約3,200万円から2,000万円引いた分がまだ未納というふうな形で理解していいんですね。

それから過年度、これはもう滞納でしょう。1,035万1,022円。この処分はどういうふうなことができるわけですか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

未納の分の滞納も含めてでございますけど、これにつきましては定期的に催告状を発送させていただいたりとかいろんな方法で、滞納されてる方にこちらのほうから納付について督

促といいますか、催告をさせていただいて、できる限り回収といいますか、収納をするよう努めているところでございます。

中には、計画的に分納で納める方もいらっしゃいますので、粘り強く対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

小石弘和委員

1,035万円ということは、何件ぐらいあるわけですか。

それから、これは13ミリに限っているわけですか。13ミリ系統で。

それも答えてください。

於保順一上下水道局管理課長補佐兼業務係長

先ほどの小石議員のお尋ねですけれども、過年度の未納額に係る分がおよそ1,300人ほど、要は、複数の件数をお持ちの方もおいでになりまして、全体の未納者として1,300人ほど。現年度分につきましてが、およそ2,800人ほどがございます。

以上です。

小石弘和委員

1,300は戸で理解していいんですか、名じゃなくて。戸ですかね。それで理解していいわけですね。

犬丸章宏上下水道局管理課長

あくまでも水道の契約が対象になりますんで、小石委員言われるとおり、戸ということになります。

小石弘和委員

これは、ほとんど13ミリということになるわけですね。

犬丸章宏上下水道局管理課長

全体的に13ミリで契約している方の数が多くございますところもありますので、占める割合としては13ミリの契約の方が多くなっているということにはなります。

小石弘和委員

水道というのは恐らく、止めるわけにはいかんわけです。滞納されても、払わなくても。

結局、ずっとそれを引きずっていくわけですか。恐らく何十年滞納されている方も給水することを止めるわけにはいかないわけです。それを止めれば簡単にできますけど、これは何年頃から続いているわけですか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

どれぐらい続いているかにつきましては、いろんなケースといいますか、状況の方がいら

っしゃいますんで。

ただ、遅れ遅れにはなるかもしませんけれども、できるだけ停水ということに至らないようにきめ細やかに通知を差し上げて、計画的に分納でお支払いをいただくということで、そういう長期にわたって滞納がある方についても、先ほどと重複しますけれども、粘り強くこちらのほうからアプローチをかけていくということで対応させていただいておるところでございます。

小石弘和委員

分かりました。

悪質な人はいらっしゃらないというようなことでよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

後は粘り強く滞納の分をしていただくようにお願いをしておきます。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかには。

齊藤正治委員

すいません。もう最後ですので聞いておかにやいかんとですけれども、未給水地域の対応は今後どのようにされるのか。

日吉和裕上下水道局次長兼水道課長

今、御質問の未給水地域についての考え方としては、市内可能な限りなくしていきたいというふうには考えております。

しかしながら現在、導水管や配水管の幹線、また老朽化した施設などの更新工事もかかっておりますので、現在の状況を見ながら進めていきたいというふうには考えております。

なお現在、その中でも立石町の一部未給水地域であって笛吹地区について一部地元からの要望等もありましたので、そういう状況を鑑みながら進めております。

ですので、今後も状況を見ながら判断をしていきたいというふうに考えております。

齊藤正治委員

それは、立石町に限らず、例えば牛原町とかそういったところから要望が出れば対応ができるっていうことと理解してよかですか。

日吉和裕上下水道局次長兼水道課長

先ほどもちょっと言いましたように、要望と併せて、その状況を踏まえまして経営の状況等も含めて、現場の井戸、例えば飲用井戸を使われているかと思いますので、そういう枯渇の状況とかそういうのも総合的に含めて判断をしていくことになってくるかと思います。

齊藤正治委員

それこそ、さっきから水の大切さの話が出ておりましたけれども、やはり水道っていうのは、人が生活するには欠かせないやつでございますので、井戸水を使ってるところを一鳥栖はもう単純に高さの違いで給水できるかできないかということの判断になってますんで、これはもうちょっと積極的に改善する余地があるのではなかろうかと思いまして、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

平塚俊範上下水道局長

未普及地域の水道につきましては、上下水道局としては、どうにかせにやいかんということで何年も前から話をしています。

まず、立石の案件につきましては、うちがポンプを据える場所の土地の寄贈があつております。それと、住民の皆さんに実際使われますかというアンケート案件について、5割以上の回答があつておりますので、うちが出す費用が少なくなっているのでいきましょうという判断を下しております。

また、よその地域につきましても、各地区から議員の先生がいらっしゃいますので、いろいろな御相談をしながら、この土地は大丈夫だろうかということを今後もしていくと思いますけれども、前向きに少しずつ進めていこうというふうには考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかには。

小石弘和委員

40ページの動力費の電気料7,000万円は、どこの部分になるわけですか。

日吉和裕上下水道局次長兼水道課長

40ページの分は、原水及び浄水費になりますので、この電気料につきましては、水源地の導水ポンプ、それと浄水場に関わります送水ポンプ棟とか浄水場の運転に係る電気が主なものになります。

野下泰弘委員

24ページの業務委託状況ですけど、近年、最低時給がすごく上がっているんですけど、この方たちは今、幾らぐらいで働かれてるのかということとどれぐらいの人数の方が回られているのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

メーターの検針業務につきましては、検針で委託をさせていただいている方が今20名いらっ

しやいまして、一月当たり、実際の検針の件数で委託料を算定するということになっておりますので、ばらつきがありますけれども、おおむね月10万円程度で業務をしていただいているということでございます。

検針をしていただく期間が毎月決まっておりますので、大体月の10日から月の20日までの間の10日間で検針業務に従事をしていただいているという状況でございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

野下議員、よろしいですか。

野下泰弘委員

大丈夫です。

飛松妙子委員

5ページの当年度純利益のところの御説明で、前年度より1,900万円プラスという御説明だったと思うんですが、その要因と、その分が次のページの減債積立金と建設改良積立金に充てているっていうことだったと思うんですけど、その辺の御説明をもう一度教えていただいてよろしいですか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

当年度純利益の要因ということでございますけれども、これにつきましては、幾らかの給水収益——いわゆる水道料金ですね。これが増えたこと。

それから、費用が決算書の27ページ、28ページに収益等費用の一覧を載せておりますけれども、先ほど言ったとおり給水収益が500万円程度増えているということ、その他のところも約500万円増えているということ。

それから、28ページに費用の記載がございますけれども、これも全体的に言いますと、合計で500万円減となっているということです。

大きな要因としては、委託料が2,200万円減ということになっておりますけれども、定期的に漏水調査であったりとかシステムの更新を行っているといったところがありますので、こういったところが、令和6年度は令和5年度から比べると少なかったというところが要因ということになっているところでございます。

それから、その利益につきまして、それぞれ減債積立て、建設改良のほうに積立てをしているところでございますけれども、今後の収支の見込みを勘案しながらそれぞれ積立てをさせていただいているというふうな状況でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかには。

[発言する者なし]

それでは本案に対する質疑を終わります。

~~~~~

**議案乙第23号令和6年度鳥栖市下水道事業剩余金の処分について**

**議案乙第24号令和6年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について**

**藤田昌隆委員長**

続きまして、議案乙第23号令和6年度鳥栖市下水道事業剩余金の処分について及び議案乙第24号令和6年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**犬丸章宏上下水道局管理課長**

議案乙第23号令和6年度鳥栖市下水道事業剩余金の処分について及び議案乙第24号令和6年度鳥栖市下水道事業決算認定について、以上2議案の概要につきまして、鳥栖市下水道事業会計決算書により、一括して御説明を申し上げます。

今、御覧いただいている決算書の中ほどに水色の表紙がありますが、そこからが下水道決算書になりますので、そちらのほうを御覧いただくようにお願いをいたします。

決算書1ページをお願いをいたします。

令和6年度鳥栖市下水道事業決算報告書についてでございます。

収益的収入及び支出の決算額について申し上げます。

収入の総額は27億5,193万2,070円、支出の総額は24億7,281万9,702円となっております。

決算書3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の決算額について申し上げます。

収入の総額は15億381万2,922円、支出の総額は25億2,942万4,364円となっております。

建設改良費の翌年度繰越しにつきましては、さきの6月定例会で報告させていただいておりますとおり、下水道施設整備事業及び管きよ整備事業に係るものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資

金、当年度利益剰余金処分額にて補填をしております。

決算書5ページをお願いいたします。

令和6年度鳥栖市下水道事業損益計算書についてでございます。この計算書は、令和6年度における下水道事業の経営成績を表すものでございます。

当年度純利益は、2億2,285万8,017円で令和5年度と比べ4,673万4,799円の増となっております。その他未処分利益剰余金変動額1億7,612万3,218円につきましては、企業債償還の財源として使用した減債積立金の額を計上しております。

当年度純利益とその他未処分利益剰余金変動額の合計が、当年度未処分利益剰余金3億9,898万1,235円となり、この処分について、決算書6ページの下段にあります令和6年度鳥栖市下水道事業剰余金処分計算書案のとおり提案をさせていただいております。

決算書6ページをお願いします。

まず、令和6年度鳥栖市下水道事業剰余金計算書についてでございます。この計算書は、令和6年度における資本金と剰余金の変動を示すものでございます。

当年度変動額の概要について申し上げます。

資本金に関しましては、一般会計出資金の受入れを計上しております。

これにつきましては、浄化センターのし尿受入施設に係ります企業債の元利債還相当分について一般会計から受け入れているものでございます。

利益剰余金に関しましては、減債積立金から企業債償還金の財源としたものを令和6年度決算における当年度純利益を計上しております。

次に、決算書6ページの下段にあります令和6年度鳥栖市下水道事業剰余金処分計算書(案)につきましては、議案乙第23号令和6年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分についてに係るものとなります。

令和6年度未処分利益剰余金3億9,898万1,235円の処分の内容といたしましては、当年度純利益でございます2億2,285万8,017円を減債積立金に積み立てることとし、減債積立金から企業債償還の財源としました1億7,612万3,218円を資本金に組み入れることとしておるところでございます。

決算書7ページをお願いいたします。

令和6年度鳥栖市下水道事業貸借対照表についてでございます。

この貸借対照表は令和6年度末における下水道事業の財政状態を明らかにするもので、7ページの資産の部、8ページの負債の部及び9ページの資本の部により一括的に表したものでございます。

決算書7ページの資産の部といたしましては、固定資産合計が403億6,878万6,030円、流動

資産合計が9億3,665万3,918円となっており、資産合計は413億543万9,948円となっております。

固定資産明細書を決算書49、50ページに記載をさせていただいております。

決算書8ページにあります負債の部といたしましては、固定負債合計が162億577万2,231円、流動負債合計が20億5,380万5,800円、繰延収益合計が196億7,743万6,040円となっており、負債合計は379億3,701万4,071円となっております。

決算書9ページの資本の部といたしましては、資本金が24億4,670万2,664円、剰余金合計が9億2,172万3,213円となっており、資本合計は33億6,842万5,877円となっております。

これと8ページの負債合計を合わせました負債資本合計は、413億543万9,948円となっております。

続きまして、令和6年度鳥栖市下水道事業報告書の概要について説明を申し上げます。

決算書13ページをお願いいたします。

1. 概況の2項目めとなります(2)の経営指標に関する事項でございます経営の健全性を示します経常収支比率は109.26%となっており、健全経営の水準とされる100%を上回る状況にあります。

料金水準を示します料金回収率は100%となっており、事業に必要な経費を下水道使用料で賄っている状況にあります。

一方、施設の老朽化に関します有形固定資産減価償却率は昨年度と比べて増加しており、また、管路経年化率は現在のところを耐用年数を迎えた管渠はございませんので0%でございますが、施設の経年劣化は進んでいる状況にありますことから、将来の更新需要に備え、引き続き計画的な施設更新に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、(3)議会議決事項につきましては、予算繰越しの報告が1件、予算、決算に係ります乙議案が6件となっております。

決算書14ページをお願いいたします。

(5)職員に関する事項につきましては、令和6年度末現在における下水道事業に配置する職員の状況でございます。

配置する職員数の増加及び各課係の配置の増減は令和6年4月の機構改革に伴うものでございます。

決算書15ページをお願いいたします。

2の工事につきましては、令和6年度に実施いたしました工事に関する概況をお示ししております。

(1)の建設改良工事の概要といたしましては、管きょ築造工事等が17ページまで続きまして、

件数としては9件、17ページの付帯（舗装）工事が1件、汚水樹工事が19ページまで続きまして、件数といたしましては9件、その下の浄化センター設備工事が21ページまで続きまして、件数としては6件を実施しております。

次に、(2)の保存工事の概況といたしましては、1件当たり100万円以上の修繕工事で、23ページまで記載が続きまして件数としては12件を実施をしているところでございます。

続きまして、決算書25ページをお願いをいたします。

### 3. 業務について概要を申し上げます。

(1)業務量といたしましては、用途別排水量、用途別下水道使用料、月別使用状況をそれぞれ記載をさせていただいております。

続きまして、決算書27ページをお願いいたします。

(2)事業収入に関する事項のイ、事業収益といたしましては、収益の総額は26億1,839万4,642円、令和5年度と比べますと7,260万3,988円の増となっております。

次に、ロ、下水道使用料収納状況といたしましては、現年度収納率は97.1%、過年度収納率は77.8%、全体の収納率は96.5%となっております。

決算書28ページをお願いいたします。

(3)事業費に関する事項といたしましては、費用の総額は23億9,553万6,625円でこれを令和5年度と比べ2,586万9,189円の増となっております。

令和5年度に比べまして増となった額が大きかったものといたしましては、減価償却費が1,208万3,909円の増、人件費につきましては、機構改革に伴い下水道事業会計に配置する職員数が増加したことなどにより、950万8,706円の増、修繕費につきましては、マンホール修繕工事等の増加などにより822万8,470円の増となっております。

続きまして、決算書29ページをお願いいたします。

(4)その他主要な事項の経営分析といたしましては、水洗化率としては93%となっております。

また、汚水処理原価は、汚水処理に要した経費を1立方メートル当たりの単価でお示しをしたものでです。

その下の使用料単価につきましては、有収水量1立方メートル当たりの下水道使用料の値となります。

汚水処理原価に対する使用料単価の割合が経費回収率となります。

表の中ほどよりやや下のほうに記載をさせていただいております、負荷率、施設利用率、最大稼働率は浄化センターの稼働状況を示す指標でございます。

表の一番下に一戸当たりの一月平均の汚水排水量と下水道使用料の状況を記載させていた

だいております。

続きまして、決算書30ページをお願いいたします。

#### 4. 会計についてでございます。

(1)重要契約の要旨といたしましては、令和6年度中に契約を締結したもののうち、契約金額が1,000万円以上の契約について、30ページから31ページまでに工事請負契約、汚水拡工事請負契約、浄化センター設備工事請負契約、業務委託契約ごとに記載をさせていただいております。

続きまして、決算書32ページをお願いいたします。

(2)企業債及び一時借入金の概況の企業債といたしましては、前年度末残高177億2,766万7,716円、本年度借入高9億3,600万円、本年度償還高12億9,942万2,994円、本年度末残高173億6,424万4,722円となっております。

企業債明細書は、決算書51ページから68ページに記載をさせていただいております。

続きまして、決算書は32ページのロ、一時借入金といたしましては、年度中における借入残高最高額は7億円でこれにつきましては、年度末までに完済をしております。

続きまして、決算書33ページをお願いいたします。

令和6年度鳥栖市下水道事業キャッシュ・フロー計算書の概要について申し上げます。

企業会計におきましては、発生主義によるため収益費用が発生した時期と現金の収入支出の時期に差異が生じるため、キャッシュ・フロー計算書により1年間の資金取扱の状況を示しているものでございます。

計算書の下のほうに記載をしておりますとおり、令和6年度中の資金増加額は1億5,226万9,816円、資金の期末残高は6億2,282万7,557円となっております。

続きまして、決算書35ページをお願いいたします。

収益費用明細書についてでございます。

収益的収入の部の主なものについて申し上げます。

営業収益といたしましては、下水道使用料、他会計負担金のほかは、目、その他の営業収益の節、雑収益などでございます。

他会計負担金につきましては、雨水処理に係ります一般会計からの負担金でございます。

雑収益につきましては、し尿等処理、それからし尿等受入施設維持管理に係ります一般会計からの負担金でございます。

次に、項、営業外収益といたしましては、国庫補助金、他会計補助金、長期前受金戻入などでございます。

続きまして、決算書37ページをお願いいたします。

収益的支出の部の主なものについて申し上げます。

項、営業費用、目、管きょ費につきましては、管渠の維持管理に係る経費でございます。

節、委託料の主なものといたしましては、雨水出水浸水想定区域図作成業務、下水道施設のシステム更新、下水道管路の清掃に係る業務などの委託料でございます。

節、修繕費につきましては、マンホール修繕等に係ります修繕費でございます。

次に、目、処理場費につきましては、浄化センターの管理運転に係る経費でございます。

節、委託料から節、法定福利費までにつきましては職員人件費でございます。

節、委託料の主なものといたしましては、浄化センターの維持管理等業務、汚泥収集運搬処分業務、下水道事業の全体計画変更業務、技術援助等をいたしまして下水道施設のストックマネジメント計画策定に係る業務などの委託料でございます。

決算書39ページをお願いいたします。

節、修繕費につきましては、浄化センターの設備機器等の修繕費でございます。

続きまして、目、業務費につきましては、下水道使用料の徴収等に係る経費でございます。

節、委託料から節、法定福利費までにつきましては職員人件費でございます。

節、負担金につきましては、水道料金と下水道使用料の徴収事務の一元化に係るもので下水道使用料徴収事務に係る経費相当分の負担金でございます。

次に、目、総係費につきましては、下水道事業の管理に係る経費でございます。

節、給料から決算書41ページに記載をしております節、退職給付費までは職員人件費でございます。

続きまして、目、減価償却費につきましては、固定資産の減価償却費でございます。

固定資産の明細書につきましては、決算書49ページ、50ページに記載をしております。

続きまして、目、資産減耗費につきましては、污水管移設に伴い施設の污水管を除却するなどの場合において除却した固定資産の残存価値を費用として計上するものでございます。

次に、項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、下水道建設事業資本費平準化のための企業債の利息などでございます。

決算書43ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収支明細書について御説明をさせていただきます。

資本的収入の部の主なものといたしましては、下水道建設事業の財源に充てるための企業債及び資本費平準化のための企業債による収入、国庫補助金、受益者分担金などでございます。

決算書45ページをお願いいたします。

資本的支出の部の主なものについて申し上げます。

項、建設改良費、目、施設建設費につきましては、下水道施設の整備に係る経費でございます。

節、給料から節、賞与引当金繰入金までは職員人件費でございます。

節、委託料の主なものといたしましては浄化センターの施設改築に係ります工事の委託、北部中継ポンプ場のポンプ設備増設に係ります工事の委託、浄化センターの耐水化に係ります実施設計作成の委託などを実施をしておるところでございます。

節、補償費の主なものといたしましては、西田川排水区雨水整備に伴います水道管移設、家屋等の損失補償などに係る補償費でございます。

決算書47ページをお願いいたします。

節、工事請負費につきましては、下水道施設のストックマネジメント計画に係ります污水管路の老朽化対策のための工事、西田川排水区雨水整備工事、舗装復旧工事、浄化センター等の施設設備更新工事などに係る工事請負費でございます。

次に、項、企業債償還金、目、企業債償還金につきましては、下水道事業に係る企業債、資本費平準化債の償還金でございます。

企業債明細につきましては、決算書の51ページから68ページに記載をさせていただいております。

#### 桑形伸上下水道局下水道課長

下水道課桑形です。

続きまして、お手元のタブレットのほうで、下水道事業決算認定参考資料について御説明をいたします。

令和6年度に実施いたしました項、建設改良費、目、施設建設費に係る委託料及び工事請負費の主なものにつきまして、事業概要を御説明いたします。

タブレットの2ページをお願いいたします。

まず、浄化センターストックマネジメント事業の工事委託になります。

赤色の箇所におきまして、令和4年度、5年度の2か年計画で自動除じん機などの水処理設備及び同設備で使用する電気設備の更新工事を行っております。

一部、令和6年度に繰越ししておりました部分も含めて完了いたしております。

また、青色の箇所におきましては、令和5年度、6年度の2か年計画で非常用自家発電設備及び設備で使用する電気設備の更新工事を行っております。

一部、令和7年度に繰越ししております部分につきましては、引き続き工事を実施している状況です。

次に、3ページをお願いいたします。

浄化センター耐水化事業の業務委託になります。

耐水化の方策として、図中右側赤色の線の位置に約5メートルの耐水壁を設置し、被災時に下水処理に大きな影響を及ぼす水処理施設側から優先的に対策を進めていく計画としております。

令和6年度の決算としましては、令和5年度から6年度に繰越しておりました実施設計業務を完了しております。

次に4ページをお願いいたします。

浄化センター耐震化事業に係る工事委託になります。

令和4年度、5年度の2か年計画で沈砂池ポンプ棟の耐震化工事を行っております。

一部、令和6年度に繰越しておりました部分も含め業務を完了しております。

次に、5ページをお願いいたします。

北部中継ポンプ場増設に係る工事委託になります。

令和6年度決算としましては、赤色の箇所におきまして、令和5年度、6年度の2か年計画で汚水ポンプ1基の増設を行い完了しております。

次に、6ページをお願いいたします。

管きよストックマネジメント事業に係る工事になります。

令和6年度の決算としましては、赤色の箇所、管路口径1,000ミリ、延長384メートルを管更生工法にて改築工事を行い完了いたしております。

次に、7ページをお願いいたします。

西田川排水区雨水整備事業に係る工事です。

令和6年度の決算としましては、赤色の実線の区間にボックスカルバートを主に1,000ミリ掛け700ミリなどを合わせて延長444メートル設置しております。

一部、令和7年度に繰越しておりましたオレンジ色に着色した箇所も含め、現在、全て工事を完了しております。

タブレットによる施設建設費、委託料、工事請負費の主なものについての説明は以上となります。

以上で、議案乙第23号令和6年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について及び議案乙第24号令和6年度鳥栖市下水道事業決算認定について、以上2議案の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

**藤田昌隆委員長**

それでは、説明のほうが終わりましたので質疑に入ります。

いっぱいあるんだったら、もうこれで一応閉めます。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、昼食ということで暫時休憩をいたします。

**午前11時57分休憩**

~~~~~

午後1時8分再開

藤田昌隆委員長

先ほど説明が終わりましたので、これより質疑を始めます。

ありますか。

和田晴美委員

ボックスカルバートの設置の件でお伺いさせてください。

資料は、参考資料の7ページでしょうか。

そちらは、設置した後、雨水などを通すために定期的な管理が必要というふうに伺ったことがございまして、設置後のそういった維持管理について御質問をさせてください。

桑形伸上下水道局下水道課長

ボックスカルバートは、勾配をつけて溶接をしています。

勾配のきついところ、緩いところなど、合流地点とか水がたまりやすいところ、泥がたまりやすいところもあります。

現在でも、既に敷設したものを含めて、出水期——雨の降る時期の前、5月とか、その時期に一度点検をやっております。

同じような形で引き続き雨前などには確認をして、必要なところの泥上げとか詰まり等があれば解消していきたいというふうに考えています。

和田晴美委員

ありがとうございます。以上で大丈夫です。

藤田昌隆委員長

ほかに。

小石弘和委員

7ページの工具、器具及び備品の減価償却です。

これは、1,700万円あるのに減価償却が727万5,000円。

これは年度でやられているんですか、何年後にやって、その処分は要するにどういうふうにされているんですか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

今、工具、器具及び備品に関するところで御質問いただいていると思いますけれども、この減価償却累計額で727万5,412円ということでございますけれども、これはあくまで累計額なので単年度でどれくらいかといいますと、後ろのほうに固定資産明細書を49ページ、50ページに記載をさせていただいております。

上から5番目が、工具、器具及び備品ということで記載をさせていただいておりまして、右側のページのほうに減価償却の累計額っていうのがありますと、単年度でいくと当年度減少額のところの196万6,228円が……、すいません増加額のところですね、161万2,530円。これが実際に減価償却をした部分の金額ということになりますと、これまでの累計が727万5,412円ということになります。

小石弘和委員

結局、減価償却は単年度でやってるわけですか。

令和5年度でやるのか、そこを教えてください。

犬丸章宏上下水道局管理課長

償却の期間につきましては、下水道の分でいくと資料の9ページを御覧いただけますでしょうか。9ページの中ほどのところに、注記ということで書かせていただいておりまして、重要な会計方針の中に固定資産の減価償却の方法というのを記載をさせていただいております。

それでそれぞれ、建物であるとか構築物、機械及び装置でそれぞれ年数を書かせていただいております。

機械及び装置につきましては10年から20年で、工具、器具については5年から8年で減価償却を行うということでしております。

以上でございます。

小石弘和委員

分かりました。

それで、28ページに減価償却はあるわけでございますので、この9ページに当てはまる部分で今回の場合は60.4%になったというようなことでしたよね。

建物やら重複した減価償却の中で、結局、60.4%になったというふうなことでよろしくござりますか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

建物とか先ほどの装置とか機械を全部含めたところで、今年度の減価償却分を出していると、全体の構成比として60%を占めるという状況になっております。

小石弘和委員

それから、29ページの水洗化率が令和5年度から6年度で0.2%アップしたというふうなことで、この93%以上には上がるわけでございますか。ちょっとその点を。

犬丸章宏上下水道局管理課長

水洗化率につきましては、普及、整備をしている区域内でどれだけ水洗化の接続をしていただいているかということになりますので、いわゆる公共下水道に未接続のままのところもいらっしゃいますんで、それでいくと今後増えるということも数字的にはあり得ると思いますけれども、率になりますとその区域内の人口との兼ね合いになりますので、率がどういうふうになるかはそこの状況によるというところで認識をしております。

小石弘和委員

水洗化の未接続は今、大体、市内で件数的に何ぼあるわけですか。

桑形伸上下水道局下水道課長

現在、空き家を除いて約1,200世帯というふうに把握しております。

小石弘和委員

1,200所帯。空き家も入れてですか、外してですか。（「外して」と呼ぶ者あり）

はい、分かりました。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかに。

飛松妙子委員

5ページの当年度純利益のところで、前年度対比4,637万円ということで御説明がありましたが、この内容的には、最初にお聞きした分と似たような経緯だろうと思うんですが、29ページの処理区域内人口と現在水洗化世帯っていうところで、下水道じゃなくて水道の23ページの給水人口と年度末給水戸数がこことは数字が若干違うんですが、下水道のほうは水洗化世帯と合併浄化槽と分かれて、先ほど1,200世帯って言われたんですかね、合併が。

これを合わせても水道が通ってる給水戸数と合わないのは一つのところで水道が二つありますたりするっていうふうに捉えてよろしかったですか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

まず、水道を普及している区域と下水道が普及している区域が必ず一致をしないので、世

帶数等については差異が出てくるということでございます。

飛松妙子委員

分かりました。

それで、下水道のほうの29ページの増減が667戸ということで、この667増えたことで、前年対比4,600万円プラスになったっていうところでよかったですでしょうか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

水洗化、要するに公共下水道につないでいただいているところが増えれば下水道使用料の収入が増えますので、純利益のほうも一一増えるほうに確かに作用するところでございますけれども、内容については水道事業会計で説明をしたように、どうしても収入と費用の状況に応じてというところが出てまいりますので、下水道であれば決算書の27ページ、28ページにそれぞれ収入と費用、事業費に関する内訳を記載をさせていただいているところではございます。

他会計負担金とか補助金等も合わせて増えているのが純利益が増えた要因ということでは考えられます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そうしましたら、667戸増えた分で大体どのくらいプラスになったのかっていうのは分かれますか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

いつの時期に接続をされたかによりますんで、667増えたのでどれだけ増加になったっていう把握はとしかねるところでございます。

ただ、参考といたしましては、29ページの一番下に1世帯当たりの下水道使用料の平均というのを載せておりますので、大体15立米程度で1,900円程度の使用料を頂いておりますので、そこで想定ができるかなというところではございます。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

ほかに。

小石弘和委員

最後です。

令和6年度末で起債残高は幾らですか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

令和6年度末で下水道の起債残高といたしましては、決算書の資料でいきますと、32ページに項目でまとめているものがございます。

一番上のところのイ企業債のところで、年度末残高でいきますと一番右の欄の173億6,424万4,722円、これが残高ということになります。

以上でございます。（「はい。分かりました」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

ほかに。

〔発言する者なし〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第28号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

犬丸章宏上下水道局管理課長

それでは、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてに関しまして、上下水道局関係分の主なものを御説明いたします。

一般会計の決算書を御準備いただきまして、ページでいきますと167、168ページでございます。

款4衛生費、項4環境対策費、目3浄化槽設置整備事業費に関するものでございまして、説明させていただく主なものといたしましては、決算書の169、170ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の上から2つ目の浄化槽設置整備事業補助金、その下の浄化槽維持管理費補助金でございます。

まず、浄化槽設置整備事業補助金の概要といたしましては、公共下水道の整備区域外における家庭用合併処理浄化槽の設置に要する費用に対し、補助金を交付するものでございまして、補助金の額は設置される家庭用合併処理浄化槽の規模に応じ限度額を定めております。

令和6年度の当該補助金の交付実績といたしましては、規模が5人槽である家庭用合併処

理浄化槽の設置に係るものが1件でございまして、補助金の額は44万4,000円でございます。

続きまして、浄化槽維持管理費補助金の概要といたしましては、公共下水道の整備区域外に設置されている家庭用合併処理浄化槽の維持管理に要する費用に対して補助金を交付するものでございまして、補助金の額は1件当たり年額1万5,000円でございます。

令和6年度の当該補助金の交付実績といたしましては、件数は33件、補助金の合計額は49万5,000円でございます。

以上、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について関しまして、上下水道局関係分の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

飛松妙子委員

今の浄化槽維持管理費補助金は、推移的にはだんだん減ってきているようなんですが、今後どのような見通しかかっているのはお分かりになりますか。

藤田昌隆委員長

平塚局長、お願いします。

平塚俊範上下水道局長

浄化槽につきましては、年々減っていくのは当然でございまして、家が建てられるところが限られます。というのは、調整区域内で既存住宅があるところにしかもう浄化槽は造れませんので、そこに御家族が戻られて住むときじゃないと設置ができませんので、年に1件あるかないかということで、これが今から先ずっと続いていくであろうというふうに想定をしております。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

和田晴美委員

私からも継続的な質問になりますが、この合併浄化槽、5人槽が1件あったということです、そこの新設でついた合併浄化槽は今後も上下水のほうは当面計画ができないようなどころだったんでしょうか。

桑形伸上下水道局下水道課長

補助を出しています区域は、下水道の区域外に位置づけをしていますので、区域の設定をする際にその費用対効果を地区ごとに出して浄化槽区域か下水道区域かを選定していますの

で、現時点でそこに下水道が延びる見込みがないところという見通しなので、今後もその浄化槽区域のままであろうということが想定されると思います。

和田晴美委員

ありがとうございました。

そうだろうとは思ったんですけど、とあるところがもう見込みがないというところで十年あまりぐらいのところで下水道が通って、追加で工事費が入ったということが過去にありましたので改めて質問させていただきました。

ただ、そういうふうに計画がないということでしたので、よかったですというか、そういう確認ができて大丈夫です。

確認でした。ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ありますか。

[発言する者なし]

ないです。

じゃあ、質疑を終了します。

以上で、上下水道局関係議案の質疑を終わります。

次に、建設部関係議案の審査に入りますので、準備のため、暫時休憩をいたします。

午後1時27分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後1時36分再開

藤田昌隆委員長

それでは、再開いたします。

審査に入ります前に、沼野部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

沼野猛建設部長

それでは、建設部のうち建設課及び維持管理課関係分の決算概要につきまして、一括して説明させていただきます。

まず、建設課でございますが、令和6年度の事務執行に際しましては、職員23名で事務の執行に当たってまいりました。

建設課関係分の歳出の概要につきましては、一般会計、款8 土木費のうち予算現額7億5,490万7,000円、支出済額5億7,298万361円、翌年度繰越額1億7,570万5,000円、不用額622万1,639円、執行率75.9%となっております。

令和6年度に取組みました建設課の主な事業といたしましては、田代大官町・萱方線や国土交通省・今町線などの道路改良事業と市営住宅の長寿命化や既設公営住宅運営改善事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

次に、維持管理課でございますが、令和6年度事務執行に際しまして職員16名で事務の執行に当たってまいりました。

維持管理課関係分の歳出の概要につきましては、一般会計、款8 土木費のうち、予算現額13億5,396万4,000円、支出済額11億145万77円、翌年度繰越額2億4,986万3,000円、不用額265万923円、執行率81.4%。

款11災害復旧費のうち維持管理課関係分といたしまして、予算現額5,345万5,000円、支出済額4,121万4,800円、翌年度繰越額0円、不用額1,224万200円、執行率77.1%となっております。

令和6年度に取組みました維持管理課関係分の主な事業といたしましては、道路側溝等整備事業、道路舗装事業、橋梁長寿命化事業、交通安全対策事業、河川しゅんせつ改良事業、災害復旧事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、建設課、維持管理課の順にそれぞれ担当課長から説明させていただきますのでよろしく御審議賜りますようお願い申し上げ建設課及び維持管理課関係分の決算概要の説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

~~~~~

### **建設課・維持管理課**

#### **議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について**

### **藤田昌隆委員長**

これより、建設部関係議案の審査を始めます。

初めに、建設課及び維持管理課関係議案の審査を行います。

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 藤川博一建設部次長兼建設課長

49ページ、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料でございます。

一番上の土木管理使用料でございますけれども、備考中、駐車場敷地使用料、こちらは本鳥栖と田代大官町、宿町にあります駐車場の使用料でございます。

続きまして、節の3住宅使用料につきましては、7,284万2,430円、こちらは市営住宅の住宅使用料でございます。

続きまして、57ページ、58ページをお願いいたします。一番下になります。

目の4土木費国庫補助金、節の1道路橋梁費国庫補助金でございます。備考欄の一番上、社会資本整備総合交付金2億1,182万8,409円でございます。このうち田代大官町・萱方線分が1億4,729万4,064円、国土交通省・今町線の分が241万3,345円でございます。残り6,212万1,000円につきましては、維持管理課の道路舗装及び街灯等の補修の事業費分でございます。

続きまして、59ページ、60ページをお願いいたします。

節の3住宅費国庫補助金でございます。

こちらは市営住宅の修繕、營繕等に係る社会資本整備総合交付金でございます。4,168万3,000円の支出となっております。

続きまして、67ページ、68ページをお願いいたします。

目の6土木費県補助金、節の1住宅費県補助金でございます。こちらにつきましては、住宅の耐震診断事業費の補助金として17万5,000円、こちらは10万円の7件分のうち、県の補助を4分の1頂いておるものでございます。

続きまして、71ページ、72ページをお願いいたします。

目の3土木費県委託金、節1住宅費委託金でございます。合併団地共有施設管理等委託金53万3,421円でございます。

こちらは、南部団地と浅井アパートにつきまして、県と共同でやっております水道タンクの管理で県からもらっている委託金でございます。

続きまして、77ページ、78ページをお願いいたします。

目の1市預金利子、節1市預金利子でございます。備考欄住宅敷金預金利子でございます。

こちらは市営住宅の敷金の預金の利子でございます。

続きまして、79ページ、80ページをお願いいたします。

目の1受託事業収入、節の4土木費受託収入でございます。

轟木排水機場等操作受託料370万5,704円につきましては、国のほうから受託を受けており

ます8個の排水機場とか水門の受託料でございます。

続きまして、2段目でございます。

こちらは、県のほうから受託を受けております沼川排水機場等操作受託料で沼川排水機場と下野排水機場、北畠水門の3つの受託分でございます。

続きまして、87ページ、88ページをお願いいたします。

こちらは助成金でございます。

筑後川並支派川改修工事期成同盟会助成金が7万6,280円、公共事業積算システム負担金68万440円、住宅防火施設整備補助金が16万5,000円、市営住宅家賃完納証明手数料600円でございます。

続きまして、89ページ、90ページをお願いいたします。

次は市債でございます。

市債の目5の土木債、節の1道路橋梁債でございます。

こちらは、道路改良事業としてこの6億1,390万円となっております。建設課分といたしましては、1億1,010万円でございます。

あとは国道・交通政策課分となります、飯田・酒井東線の分が2億6,550万円。

あと、維持管理課の舗装分などの金額が2億3,830万円、合計で6億1,390万円となっております。

建設課の歳入についての御説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

引き続き、歳出の御説明をいたします。

187ページ、188ページをお願いいたします。

土木総務費でございます。

節の2給料2,507万3,800円につきましては、10名分の給料でございます。

以下、節の3、節の4まで職員10名分の人物費となっております。

続きまして、次のページ189ページ、190ページです。

節の8旅費につきましては、16万1,210円、こちらは一般旅費、職員の普通旅費でございます。

続きまして、節の10需用費のうち主なものを申し上げます。燃料費55万7,246円につきましては、前川排水機場の重油代3,000リットル分の金額でございます。

光熱水費でございます。こちらは2,446万2,544円のうち、前川排水機場の電気代が73万178円、水道代が5万6,925円となっております。

続きまして、役務費でございます。

通信運搬費7万6,752円のうち、前川排水機場の電話代が3万6,656円でございます。

続きまして、保険料でございますけれども、94万5,323円のうち6万2,983円につきましては、排水機場水門の操作人さん方の保険と公用車の保険料となっております。

続きまして、節の12委託料でございます。

轟木排水機場等操作委託料につきまして、11施設、操作人さんは18名いらっしゃいます。その分の委託料が648万1,351円でございます。

続きまして、節の13使用料及び賃借料でございます。

システム等借上料170万7,200円につきましては、積算システムの借上料でございます。建設部分が6台、上下水道局分が4台でこの金額でございます。

続きまして、節の18負担金、補助及び交付金でございます。

備考欄のうち、上から2段目、県治水砂防・防災協会負担金、佐賀・川久保・鳥栖線道路改良期成会負担金、さらに、筑後川並支派川改修工事期成同盟会負担金、防衛施設周辺整備全国協議会負担金が建設課分でございます。

節の26公課費、自動車重量税1万6,400円につきまして、そのうち8,200円分が建設課の公用車分でございます。

191ページ、192ページをお願いいたします。

目の1道路橋梁総務費、節の12委託料です。上から5センチぐらいのところです。備考欄のうち、測量調査等委託料でございます。こちらが566万7,631円。

このうち、建設課分といたしましては、377万3,000円でございます。

天神松・河内線の測量代が264万円、用地測量費の委託料が113万3,000円が内訳でございます。

続きまして、195、196ページをお願いいたします。

目6道路整備交付金事業費でございます。

節の10需用費でございますけれども、消耗品の小さい金額ですが60万2,500円のうち、建設課で印紙代1,000円を使用しております。

その下、節の12委託料でございます。

こちらにつきましては、備考欄に書いておりますとおり、国土交通省・今町線等地質調査業務委託料として438万7,900円の支出となっております。

続きまして、その下でございます。

節14工事請負費でございます。

この内備考欄一番上の田代大官町・萱方線等改良工事費1億1,797万円が建設課分でございます。

続きまして、節の16公有財産購入費でございます。

こちら2,115万2,561円につきましては、田代大官町・萱方線等の道路用地購入費でございます。直接契約した分が3件で全部で面積が296平米でございます。あと、基金の買戻し分といたしまして、195.88平米の買戻し分の金額がこの額でございます。

続きまして、節の21補償、補填及び賠償金でございます。こちらにつきましては、1億3,389万3,493円です。

田代大官町・萱方線等移転補償費といたしまして、物件が7件、電柱が6本分の補償費となっております。

続きまして、目7道路新設改良費の節の12委託料でございます。

国土交通省・今町線測量設計業務委託料1,693万4,500円が建設課分の支出でございます。

続きまして、199ページ、200ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金です。備考欄の5項目めです。全国街路事業促進協議会負担金1万円、こちらは建設課の支出でございます。

続きまして、201ページ、202ページをお願いいたします。

目の3街路事業費、節の12委託料54万5,600円でございます。

こちらは、駐車場がある田代大官町、本鳥栖町、東町、あと、下野の堤防沿いの市有地の草刈りの委託料でございます。

続きまして、203ページ、204ページをお願いいたします。

目の1住宅管理費でございます。

節の1報酬43万3,650円につきましては、23人いらっしゃいます住宅管理さんの報酬でございます。

次に、節の2給料でございます。4,885万6,783円につきましては、13人分の給料でございます。以下、節の3、節の4まで13人分の人物費となります。

節の8旅費6万3,080円につきましては、去年、国土交通大学に行かせていただいたときの旅費でございます。

続きまして、節の10需用費でございます。需用費のうち主なものを申し上げます。

消耗品につきましては、事務費のほか住宅の修繕料、あと消火器を33本購入した分が含まれております。

修繕料につきましては、1,099万6,582円でございますが、空き部屋のリフォームといいますか、そういった修繕が25件、あと緊急で修繕した分が57件で、総額この金額でございます。

続きまして、節の11役務費でございます。

役務費のうち主なものといたしましては、保険料でございます。

市営住宅の賠償責任及び火災保険が足して74万6,791円となっております。

それから、節の12の委託料でございます。

こちらは市営住宅の施設管理委託料でございます。501万9,520円となっております。

内訳は、樹木等の伐採等の管理、こちらが149万6,000円。

あと給水施設の管理が、浅井団地等が49万9,400円、南部団地27万5,000円、それから、水道メーターの管理費でございます。南部団地のほうで220万円となっております。あと市営住宅全般的な消防設備の保守点検、こちらが32万8,680円でございます。簡易水道清掃委託料、こちら浅井団地と南部団地で220万440円となっております。以上が今の内訳でございます。

続きまして、205ページ、206ページをお願いいたします。

節の13使用料及び賃借料でございます。

こちらは営繕に関する積算システムのシステム使用料として75万3,500円支出しております。

続きまして、節の14工事請負費につきましては、815万8,700円、元町アパートの配線器具の取替えを行っております。

続きまして、節の18負担金、補助及び交付金でございます。

こちら、NOMAといいまして、市営住宅の管理の相談であるとか滞納、不法行為などがあったときの相談をする講座を受けております。その負担金が3万7,400円となっております。

目の2住宅改善費でございます。節の7報償費でございます。

こちらの謝金10万8,300円につきましては、空き家対策委員さんの7名様分、年に3回の謝金となっております。

続きまして、節の11役務費でございます。

通信運搬費として1万4円支出しておりますが、こちら空き家対策のアンケートを89通送付した分の支出でございます。

続きまして、節の12委託料でございます。

こちら備考欄のとおり、浅井アパートの外壁等の改修工事の設計委託料に421万3,000円それから、同じくその工事監理の委託料として201万3,000円を支出しております。

また、木造住宅耐震診断委託料につきましては70万円、こちら7件あります10万円掛けする7件で70万円でございます。

続きまして、節の14工事請負費でございます。

こちらは、浅井アパートの改修工事の金額でございます。外壁の改修、それと街灯のLED化の改修、それと、南部団地の11棟のガス給湯装置をしたものでございます。

こちら総額で9,139万7,900円となっております。

続きまして、節の18負担金、補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、空き家等を解体するときの補助でございます。1件当たり50万円の3件で150万円の支出をしております。

以上が令和6年度の建設課の決算の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### 実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

それでは、令和6年度の歳入、歳出決算の維持管理課分について、その主なものについて御説明をさせていただきます。

まず歳入から御説明をいたします。

決算書の49、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1の土木管理使用料のうち維持管理課分3,201万2,638円の主なものにつきましては、道路占用条例等に基づく市道占用料及び公有水面使用料でございます。

続きまして、55、56ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目4災害復旧費国庫負担金、節1土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、令和5年に発生しました災害復旧事業に係る国庫負担金でございます。

続きまして、57、58ページをお願いします。

項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金のうち維持管理課分1億2,868万4,950円につきましては、橋梁長寿命化事業に基づく道路メンテナンス事業補助金及び通学路緊急対策事業に係る国庫補助金でございます。

続きまして、73、74ページをお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入につきましては、里道、水路の売払い収入でございます。

続きまして、87、88ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の土木雑入のうち維持管理課分471万7,838円の主なものとしましては、路上事故損害賠償保険金でございます。

続きまして、89、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債のうち、維持管理課分の1億7,910万円につきましては、橋梁長寿命化事業や道路舗装長寿命化事業等に係る市債となっております。

節2河川債につきましては、河川しゅんせつ及び排水路整備事業等に係る市債でございます。

歳入につきましては以上となります。

次に、歳出を行います。

決算書の189ページ、190ページをお願いいたします。

款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費のうち、維持管理課関係分について申し上げます。

節10需用費につきましては、街路灯、駅前トイレ等に使用いたします光熱水費が主なものとなっております。

節11役務費の主なものといたしましては、市道等における路上事故に対する賠償のための保険料等でございます。

次に、項の2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費、節2 給料から節の4 共済費につきましては、維持管理課職員16人分の人件費となっております。

続きまして、191、192ページをお願いいたします。

節の12委託料につきましては、道路、水路の測量や道路台帳の修正に伴う委託料でございます。

次に、節21補償、補填及び賠償金につきましては、道路の管理瑕疵による賠償金でございまして、予備費から充用いたしております。

次に、目2 道路維持費、節1 報酬、節3 職員手当等及び節8 旅費につきましては、草刈り作業等を担う会計年度任用職員の報酬等でございます。

次に、節10需用費の主なものにつきましては、道路や側溝等の修繕料でございます。

節12委託料の主なものといたしましては、草刈り委託料や舗装路面の補修委託料、街路樹や緑地帯の管理委託料、鳥栖駅連絡通路等の管理委託料でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、大雨時の道路冠水の状況を確認するための監視カメラの借上料でございます。

節14工事請負費につきましては、下岸田中央線等の道路の側溝等の整備工事でございます。

節15原材料費につきましては、市道陥没の際に使用する路線補修材や碎石等の材料費となっております。

続きまして、193、194ページをお願いいたします。

目3 道路舗装費、節14工事請負費につきましては、今泉・田代大官町線等の舗装工事費となっております。

詳細につきましては、主要施策の成果72ページで御説明いたします。御準備をお願いいたします。

令和6年度につきましては、舗装延長が新設で5路線660メートル、打換え補修を12路線

2,163メートル、合計2,823メートルで事業を実施いたしております。

このうち、右の表にあります3路線、合計811メートルを補助事業として舗装の打換え等を実施をいたしております。

それでは、決算書のほうに戻っていただきまして、決算書の193、194ページをお願いいたします。

目4橋梁維持費、節12委託料につきましては、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の点検等の委託料となっております。

同じく、節14工事請負費につきましては、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕工事費でございます。

また、主要施策の成果の73ページをお願いいたします。

令和6年度の橋梁長寿命化事業、事業といたしまして修繕工事を6橋、修繕に伴う詳細設計1橋、定期点検127橋を実施しております。

再び決算書のほうに戻ります。193、194ページをお願いいたします。

次に、目5交通安全対策事業費、節7報償費は交通安全指導員の皆様の謝金となっております。

また、主要施策の成果74ページをお願いいたします。

令和6年度につきましては、交通安全指導員の定数64人のうち、欠員を除く59の方に対しまして謝金を支給をさせていただいております。

それでは決算書の193、194ページに戻っていただきたいと思います。

節14工事請負費につきましては、防護柵やカーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設の改修工事を行っております。

主要施策の成果75ページをお願いいたします。

交通安全施設整備事業につきましては、令和6年度はカーブミラー11基、防護柵285メートル、区画線引き8,508メートル、また、道路照明灯のLED化13基を実施いたしております。

同じく、主要施策の成果76ページをお願いいたします。

通学路緊急対策事業といたしまして、令和6年度は、今泉・安楽寺線において歩道整備工事を実施いたしております。

続きまして、決算書の195、196ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川改修費、節12委託料につきましては、準用河川等の草刈業務及び調査設計委託料、節14工事請負費は、準用河川、排水路の整備工事費でございます。

主要施策の成果81ページをお願いいたします。

事業内容といたしましては、委託料では、準用河川雨子川ほか草刈業務委託料と工事請負

費では、浦田川ほか準用河川のしゅんせつ工事や、大野川護岸改修、市内各地の排水路整備工事を実施しております。

それでは、決算書の255、256ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費、節14工事請負費のうち、維持管理課分2,611万9,800円につきましては、令和5年度の豪雨により被災をいたしました宮の下5号線などの災害復旧費となっております。

以上、維持管理課分の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

### **和田晴美委員**

私からは、決算書193ページから194ページにございます橋梁長寿命化事業についてお尋ねいたします。

私がこの建設経済に関わりまして2年ほどの流れの中で、この管理検査や修繕などをもう少しスピードをつけるべきじゃないかという御意見が委員さんの中ありました。

その中で、令和6年度は1億2,100万円あたりの事業量が増加したというふうに決算書の中にありましたが、増加したこと、加速がついたか、そういった効果についてお尋ねさせていただきます。

### **宮田博志維持管理課維持係長兼流域治水対策室流域治水対策係長**

橋梁長寿命化事業につきましては、基本的な考え方といたしまして、予防保全ということで一気に架け替えとか多額な費用がかからないように安く長寿命化させる、延命化させるというのが基本的な考えです。

現在、令和6年度に取り組んでいる事業につきましては、JRとの跨線橋とか肥前旭駅自由通路とかそういったところの事業も少し含まれております、例年と単純な通常の橋梁、道路橋梁とかそういった比較すると、若干、割高とかなかなかしづらいような状況になっておりまして、基本的には平準化するという考え方で取り組んでいるという状況でございます。

### **和田晴美委員**

御報告ありがとうございます。

点検の中で急遽修繕が必要だとそういったランク別でそういうふうに管理しているっていうことを伺ってこれまででも御報告いただいたんですけども、それにしても鳥栖市内の数が非常に多いということで、なかなか追いつかないっていうところがありました。

令和6年に関してはちょっと事業費が上がったけれども修繕の内容によってその金額かかったと。加速がついたわけではないということで、よろしいということですね。

### **宮田博志維持管理課維持係長兼流域治水対策室流域治水対策係長**

特に、加速がついたという認識ではなくて安定的に管理していくというところにつなげていくということで考えております。

### **和田晴美委員**

ありがとうございました。

では、もう一点別のほうでお尋ねさせていただきます。

決算書の193ページから196ページ、主要施策成果説明書の74ページにあります交通安全対策費、59名の方に800万円ほどの謝金とした名目でお渡ししたということなんですが、こちらの59名の方は一律に人数割でしたものか、もしくは、お手伝いいただいた日数などで計算されて配付しているのかそういった内訳のほうを教えていただけないでしょうか。

### **江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長**

交通安全指導員謝金の内訳なんですけれども、1年間通していらっしゃった方57名につきましては、年額13万6,800円の謝金をお支払いしております。

また年度途中で、5月に任命された方お二人分につきましては、月割りの11か月分を支給しているところでございます。

以上となります。

### **和田晴美委員**

ありがとうございます。詳細をもう少し聞かせてください。

これは月幾ら——年間13万円っていう方もいれば、5月から任命を受けた方については11か月分っていう、計算内容が分からないんですけど。

### **実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

交通安全指導員の皆様の謝金につきましては、年額で決まっております。

ただ、今、お話をしましたようにある方によつては、1年間ではなくて数か月ということありますので、そこは月割りで計算をして支給をしているというような状況でございます。

以上でございます。

### **和田晴美委員**

理解できました。ありがとうございます。

### **小石弘和委員**

196ページと202ページ、これは建設課です。

この田代大官町・萱方線等道路用地購入費、3件の296平米。

それから、買戻しという説明があったんですけど、買戻しはどういうふうな状況で何件でしょうか。

それから、202ページの草刈り委託料、街路事業費の草刈事業54万5,600円。

これは、年何回で委託先はどこか、平米数がどのくらいかと、それから、204ページの住宅管理人報酬、これは市営住宅の管理人の報酬だと思いますけど、何人分かをお聞きしたいと思います。

以上です。

#### **藤川博一建設部次長兼建設課長**

まず、田代大官町・萱方線等の道路用地購入費の買戻し、自分が言葉足らずで申し訳ございませんでした。土地開発基金で購入していた分の買戻しの分が2件でございます。

次の御質問の草刈委託料でございますけれども、こちらは令和6年度まではシルバー人材センターにお願いをしております。年に3回お願いしてるのは分かるんですが、すいません、面積のほうは把握しておりません。

最後に、204ページの住宅管理人の報酬でございます。

こちらは23人の管理人の分でございます。ちなみに、月割りで370円、戸数割が1件当たり60円ということで計算してお支払いをしているものでございます。

以上でございます。

#### **小石弘和委員**

先ほどの196ページの田代大官用地買収の件3件の296平米、これは平米当たりお幾らになるんですか。

#### **藤川博一建設部次長兼建設課長**

計算して後ほど御報告いたします。すいません。

#### **小石弘和委員**

次よかですか、維持管理課で、192ページ。

この測量調査の委託料が566万7,631円、道路台帳修正委託料499万9,500円。これはどういうふうな仕事であるかと、委託先はどこかということでございます。

それから、成果説明書の中で準用河川の雨子川の草刈事業は年何回されて、委託先はどこかをお聞きしたいと思います。

以上です。

#### **実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

まず、委託料の測量調査等委託料がございますが、このうち189万4,631円についてが維持管理課分となっておりまして、これは、後退道路の分、セットバックの分の測量委託の分の費用となっております。

道路台帳修正委託料につきましては、道路台帳を前年度に整備をさせていただいておりま

して、それをパスコという会社に委託をしております。

**小石弘和委員**

1年度、1年度で変わっているわけ。何年に一遍。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

昨年度、全体を整備いたしまして、その後修正があったものについて、その都度修正を依頼する業務となっております。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

小石議員、一つ一つ潰していきましょうよ。質問一つずつ。

先ほどのあれでしたか、金額出てないやろう。どの質問に対して答えよるのか分からん。

(「道路台帳修正委託料はどうなってるかってお聞きしているんです」と呼ぶ者あり)

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

御質問にお答えいたします。

道路台帳修正委託料につきましては、整備をいたしました道路台帳を年度年度でその都度修正が必要となってまいりますので、その修正が必要な分をパスコという業者に委託をして修正をかけているという状況でございます。

**小石弘和委員**

それは年度年度で、昨年の分が499万9,500円かかっているというわけですか。

私が言っているのは、毎年毎年やっているのかということです。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

毎年発生するものでございます。

**江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長**

道路台帳の修正につきましては、9月議会でも出させていただいている市道認定の廃止に伴って、道路台帳の修正が必要となってまいります。その部分につきまして、パスコという業者に修正を——今、電子化しておりますので、電子データの修正を毎年させていただいております。

以上となります。

**山下美知維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐**

御質問の準用雨子川の草刈りに関する件でございますけれども、回数に関しましては年2回、業者は成富富雪園という業者になっております。

以上でございます。

**藤川博一建設部次長兼建設課長**

先ほどお答えできませんでした田代大官町・萱方線道路の用地購入費でございます。

3件、296平米の購入単価でございます。平均で平米当たり4万3,000円でございます。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

ほかに。

**野下泰弘委員**

203、204ページの目1住宅管理費、節10の修繕費、25件のリフォームということですが、もう少し詳細を教えていただければ。場所とどんなリフォームがされたのかっていうことを。

**山下範史建設課住宅係長**

リフォームの内容を申し上げますと、配水管の詰まり、雨漏り等の工事をやっております。

以上です。（「場所を」と呼ぶ者あり）

市営住宅全部の団地において修繕を行っております。

**野下泰弘委員**

これは退去に伴うものですか、それとも経年劣化により市がどうしてもしないといけないというようなものですか。

**山下範史建設課住宅係長**

どちらも含まれております。

**野下泰弘委員**

退去時は、居住者に非があればそちらが持つていうようなことではなく、こちらで一応計上されて退去者からもお金を頂いてるっていうものになるんですか。

**山下範史建設課住宅係長**

破損した場合におきましては、その修繕をしていただくということになります。

あと、畳の表替えだったりとか、障子・ふすまの張替え等につきましても行っていただくようにしております。

以上です。

**野下泰弘委員**

そうすると、その費用がこちらに一応計上されてそれを請求されているってことですか。

**山下範史建設課住宅係長**

市のほうでやったお金だけを計上しております。

個人でしている分につきましては、個人のほうで負担をしていただいているという形になります。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

**野下泰弘委員**

もう一点お伺いしたいんですけど、205、206ページの目1の節14、元町アパートの配線は、何の配線だったのかを教えていただければと思います。

**山下範史建設課住宅係長**

分電盤及び照明器具、あとスイッチ、コンセントの撤去及び新設になります。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

ほかには。

**飛松妙子委員**

192ページの会計年度任用職員報酬の中で、先ほどの御説明で草刈りをしているという御説明があったかと思うんですが、この金額650万5,000円全て草刈りをされる報酬なのか、どのくらいその草刈りに当てられたのか教えていただけますか。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

会計年度任用職員の賃金のことございます。

3名をお雇いしております、してもらっている業務につきましては、道路パトロールと草刈り業務、両方していただいております。

どれだけしているかというと、ほぼ毎日、平日であればほぼ毎日、草刈りも道路パトもしております。

以上です。

**飛松妙子委員**

では、その草刈りの場所といいますか、平面な場所なのか、どういう場所の草刈りをされてるのか。市全体を回っていらっしゃると思うんですけど、その辺は把握されていますか。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

当然、平面な場所もござりますし、そうじゃなくて土手のようなところもございまして、大変草刈りには気をつけてしてもらっています。ラジコンの草刈り機を購入させていただいておりまして、あれで随分、危険な場所については職員が直接切らなくてもラジコンで刈つていけるようになりましたので、安全にやれる場所が増えたということでございます。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

たしか2年前でしたか、ラジコンの草刈り機導入されたのが。去年じゃなかったですよね。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

令和6年度に……、（「さっき説明なかつたですね。ありましたっけ」と呼ぶ者あり）  
決算書の193、一番上の機器購入費、これが草刈機の購入費でございます。（「107万円？」  
と呼ぶ者あり）はい。

### 飛松妙子委員

107万8,000円ということで、1台でしたかね、2台でしたかね、（「1台」と呼ぶ者あり）  
1台で、それで、この1台100万円を入れたことによってどのくらい会計任用の方の負担が減  
ったのかっていう費用対効果とかいうのは、捉えてありますか。

### 江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

費用対効果ということで、導入した効果なんですけれども、具体的に詳細に取っているわ  
けではございませんが、先ほど課長から説明させていただいたとおり、斜面となかなか人力  
では作業がしにくいところ、危険性があるところ、ここをラジコン草刈機を使って実施をし  
ております。

具体的な例を申しますと、柚比町のほうの消防小屋のところにのり面があるんですけど、  
ああいうところの結構急な、角度的には40度以上あるようなところで、草刈機については45  
度まで対応できますので、そういう形で斜面等については安全性を考慮して作業効率も考  
えまして、斜面についてはなるべく草刈り機を導入して、どうしても機械で刈れない残った  
ところを人力で対応するとか平場のほうをするとか、そういう形でなるべく作業の効率化、  
省力化を機械導入してやったところです。

以上となります。

### 飛松妙子委員

この機器の導入っていうのは今後もしていただきたいと思っていて、佐賀県東部環境施設  
組合のほうでも自動の草刈機を1台購入したのが50万円ほどだったんですけど、平面で草を  
刈ったときに1日8時間2人でかかっていたのが1時間で済むという効果が出ていたんです。

だからその分の労務単価とかも減りますし、かなりの効果が出ているんだろうと思うんで  
す。

鳥栖市の場合は100万円の草刈機を購入して45度まで対応できるということであれば、平  
面ももちろんできると思うんですが、この会計年度任用の方に負担をかけるよりも、夏場も  
暑いですし、熱中症対策というのを考えたときに、ぜひ今後、導入をしていただいて、そ  
ういう人件費を減らす、熱中症対策にもつなげていただきたいと思っているんですが、その辺  
りの御検討というか、費用対効果をしないとなかなかその辺りが先に進まないのかなと思  
ったので、ちょっと確認をさせていただいている。

あともう一つ、私もよくここの草刈りがあるんですけど、どこがしてくださるんですかね

って聞くと、自分たちでしますっておっしゃられるんですよね。とても大変忙しい中そうやってしてくださるとありがたいんですが、やっぱりもっとするべきことが職員の方はあるんだろうなっていうところがありますので、その辺りのことをぜひ今後検討できたらと思ってますので、効果を出していただければと思います。

#### **江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長**

飛松議員のおっしゃるとおり、効率化、省力化していくことによって、安全性、そういうものを確保していくという御意見でありますて、なるべくそういった機械ができるところは機械を導入したいとは考えておりますけれども、現状、効果が出せないというところが一一道路際や市道際とかはどうしても段差がございまして、なかなか機械で刈れない場所も非常に多いというのが実情です。水路等もありますので、機械を落とせない、そういったところもありますので、なかなか本来機械でやるべき、やったほうがいいというのは重々分かってるんですけどどうしても人力に頼らざるを得ないというところもございますので、なるべくそういう導入できるところは導入をしていくと、導入できないところについては人力で対応していくというところを現状考えているところです。

#### **飛松妙子委員**

もちろん、できないところをしなさいって言ってるわけじゃなくて、1台入れたことによってどのくらい効果があったのかっていう検証と、もっと入れたほうができるんだっていうところがないのか、いや逆に、もうこれ以上入れても無駄ですっていうところであれば、入れる必要はないかと思うんですが、その辺りのことをしっかりと検証していただきたいというところでお願いしたいと思います。

#### **藤田昌隆委員長**

ほかには。

#### **小石弘和委員**

206ページです。

浅井アパート外壁改修工事設計委託料って組んであるんですけど、これは恐らく、塗装のことだと私は思うんですけど、前回、私はR Cの11だったと思うんですけど、市営住宅にそぐわない色合いが塗られているというふうな形で話をしとったんですけど、12、13棟も同じ色なんですよ。若干変わっているところは、西東の見えるところが塗ってないんですけど、あの両面の南北は同じ色で塗られているんです。前回の課長さんの話では、少しその点を検討いたしましょうというふうな話だったんですけど、そういうようなことで、市営住宅にそぐわない色、黄緑で。そういうことで御質問した経緯があるんですけど、その点、その色は変えなくて、結局、ああいうふうな西東ですか、あそこだけを残すというふうな方法

に変えられてこの委託料を組んであるのかなというようなことでお聞きしたいと思うんです。

#### **犬塚毅建設課営繕係長**

市営住宅の外壁の色の件でございますけれども、11棟の工事が完了した際に、その色の配色について御意見をいただいたところでございます。

その後、12棟——次の建物ですね、の配色を検討する際に、11棟を切離して考えることはできなくて、もともと浅井アパート全体を塗って改修をしていく計画にしていることから、その配色の配分だったり、色の具合、この辺りを検討をしてスタートを切ったものの、御意見をいただいたんで、その点、一部変更をかけながら最終的な全体のイメージを持って、今、12棟を、今後13棟以降を進めていこうということで話をしているところでございます。

以上です。

#### **小石弘和委員**

決算じゃないんで数字的なものじゃないんですけど、結局その色は変えない。

そして、11棟に塗った分の方式じゃなくて若干減らした分で今後やっていくというふうな方法をとられるわけですね。

#### **犬塚毅建設課営繕係長**

先ほどおっしゃられたとおり、色自体は大きく変えず、現状のまま、その割合を変えることによって進めていこうと考えております。

以上です。

#### **小石弘和委員**

塗る平米を考えるという形ですね。現在12棟に塗っているような方法を今後やっていくというわけですね。

#### **犬塚毅建設課営繕係長**

緑とか白とかの色に関しては、基本的には11棟をベースに進めていくつもりです。

ただ、11棟の緑と白の割合は、白の割合を増やした形、緑を少なくした形で進めていきたいと考えております。

以上です。

#### **小石弘和委員**

私が今言っているのは、11棟を基本じゃなくて12棟を基本に今後やっていくっちゅうことです。今塗ってある。

はっきり言いなさいよ、それを。

#### **犬塚毅建設課営繕係長**

12棟以降に関しましては、色の配分、白の割合を多くして進めていきたいと考えております。（「今的方法ですたいね。今塗ってあることをやっていくということですね。そう言ひなさいよ」と呼ぶ者あり）

**藤田昌隆委員長**

ほかに。

何かありますか。

〔発言する者なし〕

以上で、建設課及び維持管理課関係議案の質疑を終わりますが、次に建設課より議案外の報告の申出があつてありますので、お受けしたいと思います。

執行部入替えのため暫時休憩をいたします。

維持管理課のほうは退室をよろしくお願ひします。

**午後2時48分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午後2時49分再開**

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**報告（建設課）**

**公共施設中長期保全計画の改訂について**

**藤田昌隆委員長**

建設課より議案外の報告の申出があつてありますので、お受けしたいと思います。

執行部の説明を求めます。

**藤川博一建設部次長兼建設課長**

それでは、議案外の御報告でございます。

タブレットに入っているそうですけれども、報告資料でございます。

公共施設中期保全計画の改訂の概要でございます。

改訂の概要といたしましては、上位計画でございます鳥栖市公共施設等総合管理計画のそのうちの長寿命化であるとかそういうものを支える計画がこの保全計画でございます。

今回の改訂の内容でございますけれども、まず、(1)でございます。新鳥栖まちづくり推進センター、それと麓地区防災拠点施設の整備に伴い、解体の方針が決定されたということで、鳥栖のまちづくり推進センターと第4分団の本部、消防格納庫、こちらが廃止となっておりますので、計画から除外をいたします。

(2)番でございます。公共施設のLED化を進めておりますけれども、2030年、令和12年度末までに100%を目指すということで、こちらに記載しております施設の更新時期を前倒しで行いたいというふうな改訂を行いたいと考えております。

それから、(3)番でございます。スポーツ施設でございますけれども、工事費が高騰してきたということで時期未定としておりましたけれども、優先して取り組むものということで計画がされております。このために、書いております市民弓道場、市民相撲場の整備を令和7年度に実施をしていくということに変更をしております。

続きまして、(4)番でございます。建設業の働き方改革ということで、適正な施工期間を確保するということで、実施時期の延長を行った工事施設でございます。

現在進行中でございますが、旭小学校、間もなく始まる、基里中学校の大規模改修工事を延ばした形で変更したいというふうに考えております。

次のページでございます。

(5)番でございます。なかよし会でございます。なかよし会の定員を増やすということで、新規の施設整備を優先するということで、既存のAクラスのほうをちょっと先送りするということで、既存施設の改修につきましては、令和9年度に先送りをするということで、変更をしていきたいと考えております。

(6)番でございます。こちらの基里小学校のなかよし会につきましては、令和6年度に一部増築して床面積が増えておりますので、その修正を行うものでございます。

それと(7)番でございます。中央公園にございます公衆用トイレでございますけれども、今度、都市整備課のほうで公園全体の整備基本計画が策定されます。

その計画が策定を終えるまで保全計画については見送るということで、一旦中止するという方向で改訂をしていきたいと考えております。

最後になりますけれども、消防団の再編に伴いまして、施設の淘汰がございます。書いておりますとおり、第6分団本部消防格納庫、こちらが神辺町になります。第6分団支部消防

格納庫、こちらは弥生が丘の分です。こちらのほうの施設の名称を修正して計画を変更したいというふうに考えております。

最後のページに対象となります施設の一覧表を添付をしているところでございます。

簡単でございますけれども御報告でございます。

**藤田昌隆委員長**

今、議案外の報告がありましたが、何か質問があれば。

〔発言する者なし〕

そうしたら、議案外の報告を終わります。

次に、都市整備課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

**午後 2 時55分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午後 3 時 2 分再開**

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**都市整備課**

**議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について**

**藤田昌隆委員長**

これより、都市整備課関係議案の審査を行います。

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**沼野猛建設部長**

それでは、続きまして建設部のうち都市整備課関係分の決算概要につきまして説明させていただきます。

令和6年度事務執行に際しまして職員10名で事務執行に当たってまいりました。

歳出の概要につきましては、一般会計、款8土木費のうち、予算現額6億5,665万8,000円、支出済額5億4,578万9,030円、翌年度繰越額1億400万円、不用額686万8,970円、執行率83.1%となっております。

令和6年度に取り組みました主な事業といたしましては、立地適正化計画策定事業、3D都市モデル整備事業、公園施設長寿命化事業及び市民公園整備事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、決算概要の説明を終わらせていただきます。

### **樋本太郎都市整備課長**

それでは、令和6年度鳥栖市一般会計決算の都市整備課分の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたします。

決算書の49、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節2都市計画使用料のうち、公園使用料につきましては、公園での電柱等の占用料でございます。

次に、59、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金のうち、社会資本整備総合交付金につきましては、公園施設長寿命化対策支援事業、国スポーツ・全障スポーツに係る都市公園事業、大規模盛土造成地防災対策事業等に係る国の補助金でございます。

集約都市形成支援事業費補助金につきましては、立地適正化計画の策定に係る国の補助金でございます。

67、68ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目6土木費県補助金、節2都市計画費県補助金のうち、緑の景観づくり事業補助金につきましては、市民公園内の植栽工事及び樹木の剪定に係る県の補助金でございます。

花と緑を育む地域づくり推進事業補助金につきましては、園芸教室に係る材料代等についての県補助金でございます。

89、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目5土木債、節3都市計画債の公園整備事業につきましては、公園施設長寿命化事業、都市公園事業に係る市債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

197、198ページをお願いいたします。

款8 土木費、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費、節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費につきましては、都市整備課職員10名分の人物費が含まれております。

節12委託料のうち、施設運営業務委託料につきましては、先日正誤表を提出させていただきましたが、大規模盛土造成地調査委託料の誤りでございます。誠に申し訳ございませんでした。

この委託料につきましては、令和5年度からの繰越事業でございまして、国のガイドラインに基づき調査の優先度が最も高かった盛土につきまして、地盤調査、地下水観測、物質検査などの調査を行ったものでございます。

この調査結果及び学識経験者からの御意見を踏まえ、本市においては滑動崩落の危険性のある盛土はないと、その安全性は確認されたところでございますが、引き続き、経過観察は実施してまいりたいと考えております。

次に、立地適正化計画策定業務委託料、恐れ入りますがページをめくっていただきまして、200ページの備考欄1行目の3D都市モデル整備等委託料につきましては、主要施策の成果で御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、主要施策の成果82ページをお願いいたします。

事業名、都市計画図更新及び3D都市モデル整備事業、事業費2,730万9,000円でございます。（115ページで「2,739万円」に訂正）事業の目的といたしましては、都市計画図につきまして、平成27年度以来更新を行っていなかったため、更新するものでございまして、3D都市モデルにつきましては、大雨災害により発生が予測される災害リスクを市民に対し分かりやすく可視化し防災意識の高揚を図るとともに今後の浸水対策を検討するために取り組んだものでございます。

次に、事業内容でございます。

業務内容といたしましては、都市計画基本図更新、3D都市モデル整備などでございます。

恐れ入りますが、主要施策の成果83ページをお願いいたします。

事業名、立地適正化計画策定事業、事業費949万3,000円でございます。

事業の目的といたしましては、人口減少、高齢化社会等の課題に対応するため、効率な市街地形成に向けた立地適正化計画を策定するものでございます。

次に、事業内容でございます。

この事業につきましては、令和6年度から令和7年度まで債務負担行為を設定して取り組んでいるところでございます。

令和6年度の業務内容といたしましては、住民意向の把握、目指すべき都市構造と誘導方針の検討などでございます。

令和7年度内の策定に向け、現在、策定作業を進めておるところでございます。

恐れ入りますが、決算書の199ページ、200ページにお戻りいただけますでしょうか。

目2公園管理費でございます。

節1報酬、節3職員手当等及び節8旅費につきましては、公園の保守点検などに従事します会計年度職員2名分の人物費でございます。

節10需用費につきましては、公園の維持管理に必要な消耗品、光熱水費、修繕料等でございます。

201、202ページをお願いいたします。

樹木管理等委託料につきましては、公園内の樹木の剪定、伐採に係るものでございます。

測量設計等委託料につきましては、朝日山公園芝広場のトイレ改築工事の設計等に係るものでございます。

調査検証業務委託料につきましては、市民公園整備事業について、国の社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めていくために必要な費用対効果分析に係るものでございます。

結果といたしましては、費用便益比が1.17となりまして、便益が費用を上回るという結果となっております。

公園管理委託料は、公園の除草、樹木管理、トイレ清掃等に係るものでございます。

節14工事請負費の主なものにつきましては、主要施策の成果で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、主要施策の成果87ページをお願いいたします。

事業名、都市公園遊具等改修事業（公園施設長寿命化事業）、事業費8,098万5,000円、事業の目的といたしましては、市が管理する都市公園の多くは老朽化が進んでいるため、長寿命化対策を含めた修繕・更新等を計画的に行い、公園施設の延命化を図るものでございます。

事業内容といたしましては、市民公園、もちの木公園、いずみパーク等の公園の遊具、ベンチなどの公園施設の更新を図ったところでございます。

次に、主要施策の成果88ページをお願いいたします。

市民公園整備事業（国スポ・全障スポ施設改修事業）でございます。

事業費1億994万6,000円、事業の目的といたしましては、令和6年度に開催されました国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について、利用者が快適かつ円滑に利用できるよう市民公園内の老朽化した園路や駐車場等の整備を図るものでございます。

事業内容といたしましては、園路の舗装や防災型パーゴラシェルターの設置、植栽工事等を行ったものでございます。

恐れ入りますが、決算書の201、202ページにお戻りいただきてよろしいでしょうか。

決算書の中ほどになります。

節16公有財産購入費につきましては、今泉町のいづみパーク東側に隣接する鉄道高架用地733平方メートルを土地開発公社から買戻した費用でございます。

なお現在、公園緑地として管理いたしておりますが、都市公園であるいづみパークに編入する予定はございません。

節21補償、補填及び賠償金につきましては、昨年7月の長雨等によりまして、田代公園内の樹木が隣接する柚比町の天満神社に向かって倒れ、同神社の銅板屋根を損傷したことから予備費を充用させていただきまして、賠償額をお支払いしたものでございます。

このことにつきましては、専決処分を昨年8月にさせていただき、同年9月定例会において市議会へ報告させていただいたところでございます。

続きまして、目4緑化推進費でございます。

節12委託料につきましては、市中心商店街、新鳥栖駅周辺、市民文化会館前等の花苗の植栽を委託しているものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市花とみどりの推進協議会への補助金でございます。

255ページ、256ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費、節12委託料及び節14工事請負費4,128万9,600円のうち、7万4,800円につきましては、先ほど申し上げました、昨年7月の田代公園の倒木災害及び昨年8月に発生した台風10号による朝日山公園の風倒木災害に係る樹木伐採委託料、並びに前日の田代公園の倒木災害に係る電線復旧工事費でございます。

それからおわびと訂正でございます。主要施策の82ページにお戻りいただきてよろしいでしょうか。大変申し訳ございません。

先ほど私のほうで2,730万9,000円と申し上げておりましたが、正しくは2,739万円でございます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

以上、都市整備課分の主なものの説明を終わらせていただきます。

**藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**野下泰弘委員**

主要の83ページの立地適正化で、令和7年度にかかるということですけど、この市民アンケートはもう終わっていると思うんで、どういった要望が多かったのかをざっくりで

いいので教えていただければと思います。

#### **有馬豊和都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査**

地区ごと、年代ごとにある程度クロス集計をいたしまして、例えば、全地区に言えることが日用品を買えるスーパーとか診療所、そういうものを充実してほしいという意見がありました。若葉とかは、特に病院とかそういうのが高いところにきたりとか、弥生が丘だと、居酒屋とかがあるといいなみたいな御意見があつたりとかしています。

あと、年代ごとに着目しますと、やっぱり若い方は娯楽施設とかショッピングできるような施設とかカフェとか、そういうもののニーズが高いのかなと。お年寄りになると、やっぱり医療施設とか、そういうものが身近に必要だということがアンケート結果として出ています。

これらを基に、今年度、立地適正化計画、今年度中の策定をめどに、今、作業を進めておりますので、今年、パブコメ等を行って策定をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### **藤田昌隆委員長**

ほかに。

#### **飛松妙子委員**

成果の説明書の87ページ、都市公園の遊具改修事業していただいている。

その中で、今泉町のいずみパークだと思うんですが、以前から外側の柵を——子供たちが飛び出したりとかボールが飛び出したりとか危ないので、柵をしていただきたいということで、しますよって聞いていたんですが、いまだにまだ設置されてないので。

公園整備されるときにその辺りも一緒にしていただきたいのですが、そこがどうなってるのかと、整備したことによって、お母さんとか子供たちがたくさん来てあってとても喜んでるので、やっぱりこここの公園整備をするということは少子化対策としてもとても大事だと思っているんですが、そういう安全面も含めて、対策というかその整備っていうのはどうなっていくのか教えていただいてよろしいですか。

#### **樋本太郎都市整備課長**

いずみパークにつきましては、本年度当初予算に計上させていただきまして、このほど業者の選定が終わりまして、現在準備をしております。

フェンスにつきましては、昨年、夏場にかけて、全公園について公園施設の安全状況を調査してまいりました。

その結果、我々として設置箇所が2か所ほどは必ず必要なのかなというところがありまして、その中でフェンスによって景観の阻害もあつたりしますので、地元の同意をいただくと

いうことを条件で事業を進めさせていただいているところでございまして、いずみパークにつきましては、地元のほうからも御了解をいただいたところですので、現在、工事の準備をしているという状況でございます。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

かなり前から言ってはいたんですが、そんなに遅くなってるのかなと思って。

安全対策に関しては、地元の方が自分たちで手作りで網を張ったりとかロープを張ったりとかされてますので、今後、そこを含めて、できれば同時進行でお願いしたいというところでお願いをしたいと思います。

それと、もう一点よろしいですか。

以前からお話ししていましたが、お花と……

**藤田昌隆委員長**

ページ数を言って。

**飛松妙子委員**

それがここに載ってないんです。

花とみどりの補助金——なんていうんですかね、団体さんが申し込んで補助金を10万円でしたか、それってこれに載っていますか。（「202ページ」と呼ぶ者あり）

**藤田昌隆委員長**

245万2,000円の話？

**飛松妙子委員**

そんなに使ってますかね。

お願いします。

**樋本太郎都市整備課長**

花とみどりの推進協議会補助金につきましては、苗木とかの補助だけではなくて、花とみどりの推進協議会っていう団体に対しまして出す補助金でございます。

こちらの中には、11月に開催させていただいています、花とみどりの祭りでございますとか、花とみどりの推進協議会として、緑の募金を財源としてそういった補助金を出させていただいているところでございます。

副委員長御案内の、苗木、緑化の団体への補助金というものにつきましては、この中に入つてまして、おっしゃるとおり10万円という形で団体のほうから支給をしていただいている、協議会のほうから支給をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

**飛松妙子委員**

それでは、実際に何件ぐらい発生してるので教えていただけますか。

**樋本太郎都市整備課長**

6団体支給している状況でございます。

**飛松妙子委員**

たくさんのボランティア団体がある中で、6団体の方が使っていただけるのは非常にいいことだと思います。

苗木が要らない場合もあるということで、花だけの補助金もあったほうがいいのかなってことでお話をしていたんですが、花の苗を国からもらう活動補助金があるらしいんです。

ただこれが、農林水産省の農村環境保全活動っていうものらしくて、ただこれは花だけに使えるってことで、市民公園とかいろんなところをボランティアで活動していただくときにこういうのも使えたたら使っていただきたいと思うんですが、課が違ったりとかすると、どうなのかなっていうのがあって。

そういう情報を農林課とかにやっていただきて、そういう団体からの要望があったときに花だけでもこういうのがありますよってことで情報共有する中で使えるものがあったら、ぜひ使ってボランティアの支援をしていただきたいと思います。

もう一点は、企業さんとかからの寄附とかも頂いて苗を買って購入してそこに使ったら、そこに企業さんの名前を展示というか、して、この企業さんからこの苗を頂きましたということが市民の方にも分かるような活動をすると、企業さんとしても鳥栖市のやってる取組の一つとして、一緒に取り組んでいただくというようなこともぜひ考えていただきたいと。

ここはもしかしたら商工観光課と連動してってことになるかもしれないんですが、いろんな課とやりながら何とか鳥栖市のボランティア団体のやってることを後押しできるような取組をしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**藤田昌隆委員長**

ほかには。

ないですか。

[発言する者なし]

それでは、以上で、都市整備課関係議案の質疑を終わります。

次に、国道・交通政策課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

**午後3時28分休憩**

~~~~~

午後 3 時32分再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。

~~~~~

国道・交通政策課

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

これより、国道・交通政策課関係議案の審査を行います。

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

沼野猛建設部長

それでは引き続き、建設部のうち、国道・交通政策課の決算概要につきまして御説明いたします。

令和6年度事務執行に際しましては、国道・交通政策課職員7名で事務の執行に当たってまいりました。

国道・交通政策課関係分の歳出の概要につきましては、一般会計、款8土木費のうち、予算現額4億9,695万3,000円、支出済額4億8,512万9,172円、翌年度繰越額1,056万円、不用額126万3,828円、執行率約97.6%となっております。

令和6年度に取り組みました主な事業といたしましては、飯田・酒井東線等道路改良事業、飯田・水屋線等道路改良事業、国道3号鳥栖拡幅事業、地方バス路線事業、地域公共交通確保維持改善事業、鳥栖駅東及び新鳥栖駅周辺駐車場管理業務などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、国道・交通政策課関係分の決算概要の説明を終わります。

## 杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

それでは、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算の国道・交通政策課関係分の主なものについて御説明いたします。

まず、歳入でございます。

決算書49から50ページの下段をお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節2都市計画使用料のうち、鳥栖駅周辺駐車場使用料につきましては、1,739万4,970円のうち、1,354万1,200円が鳥栖駅東駐車場の使用料収入でございます。

同じく、決算書49から50ページの下段をお願いいたします。

節4新幹線対策使用料4,558万1,160円につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場の使用料収入でございます。

決算書79ページ、80ページの上段をお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入のうち、国道3号鳥栖拡幅用地先行取得事業受託料3,639万3,054円につきましては、令和2年度及び3年度に取得いたしました国道3号鳥栖拡幅事業の先行取得用地に対する国からの買戻し収入でございます。

決算書89、90ページの下段をお願いいたします。

款23市債、項1市債、目5土木債、節1道路橋梁債6億1,390万円につきましては、飯田・酒井東線等道路改良事業に伴う市債2億5,840万円、飯田・水屋線等道路改良事業に伴う市債710万円が含まれております。

続きまして、歳出でございます。

決算書の189ページ、192ページをお願いいたします。

款8土木費、項2土木橋梁費、道路橋梁総務費、節2給料から4共済費につきましては、国道・交通政策課7名分の人員費が含まれております。

続きまして、195ページ、196ページの中段をお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業費、節14工事請負費のうち、飯田・水屋線等改良工事費、節18負担金、補助及び交付金のうち、飯田・酒井東線等道路改良事業工事等負担金につきましては、主要施策の成果の説明書にて御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、主要施策の成果の80ページをお願いいたします。

初めに、飯田・水屋線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、スマートインターチェンジのアクセス道路として行った道路改良のほか通学路の安全性を高めるための防護柵や視線誘導標等の整備を行ったものでござい

ます。

続きまして、主要施策の79ページをお願いいたします。

飯田・酒井東線等道路改良事業でございます。

本事業はスマートインターチェンジ設置に伴う側道付替えを行う事業でございますが、令和6年度に要した費用のうち、市負担分を事業主体であるNEXCO西日本へ支出したものでございます。

続きまして、決算書の199ページ、200ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費でございます。

節12委託料、鳥栖駅東駐車場管理委託料391万1,160円につきましては、鳥栖駅東駐車場の年間の管理委託料でございます。

その下のミニバス運行業務委託料及び節18負担金、補助金及び交付金のうち、地域公共交通会議負担金につきましては、主要施策の成果の説明書にて御説明をいたします。

主要施策の85ページをお願いいたします。

市内4路線を走るミニバスにつきましては、令和6年度の年間利用人員が1万4,836人でございました。

鳥栖地区の利用者は増加しておりますが、基里地区は横ばい、鳥栖地区・旭地区につきましては減少となっております。引き続き、乗車体験会を実施するなど新たな利用者を増やす取組を行ってまいります。

また、令和6年度に策定いたしました地域公共交通計画策定の経費といたしまして、850万770円を負担金として地域公共交通会議へ支出したものでございます。

恐れ入りますが、決算書の199ページ200ページにお戻りをお願いします。

節16公有財産購入費、国道3号鳥栖拡幅事業道路用地購入費1,769万1,872円につきましては、主要施策の成果で御説明をいたします。

主要施策の84ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、令和2年度及び3年度に取得いたしました国道3号鳥栖拡幅事業先行取得用地の一部を土地開発基金から買戻した用地の購入費でございます。

決算書に戻っていただきまして、199ページ、200ページです。

節18負担金、補助及び交付金、地方バス路線維持費補助金5,481万8,000円につきましては、路線バス運行事業者の西鉄バス佐賀株式会社への市内線3路線、広域線3路線の運行に係る補助金でございます。

こちらにつきましては、主要施策の成果にてまた御説明をいたします。

主要施策の86ページをお願いいたします。

地域住民の通勤、通学、買物等及び地方都市間を結ぶ公共交通として路線バス6路線の運行に対し、運行収入で賄えない経費を補助することで運行の維持を行います。

令和6年度の年間利用人員は49万2,744人で、令和3年度以降増加傾向となっております。続きまして、決算書の205、206ページをお願いいたします。

項6 新幹線対策費、目1新幹線対策費、節10需用費、備考欄記載の光熱水費483万3,270円につきましては、新鳥栖駅構内のみんなのトイレ、駐車場、エレベーターなどの新鳥栖駅周辺施設等の光熱水費でございます。

また、節12委託料、新鳥栖駅周辺施設管理委託料2,303万810円につきましては、新鳥栖駅周辺市営駐車場5か所の管理業務、みんなのトイレ及び自由通路の清掃業務等の委託料でございます。

以上、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算の国道・交通政策課関係分の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

**藤田昌隆委員長**

どうも説明ありがとうございました。

これより質疑を行います。

**小石弘和委員**

一点お願いします。

50ページの鳥栖駅周辺駐車場の使用料、この総経費幾らかかっているか、それから新鳥栖駅周辺駐車場の経費が幾らかかっているかをよろしくお願ひいたします。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

新鳥栖駅のほうから申し上げます。

新鳥栖駅につきましては……（「計算してよかよ、ゆっくり」と呼ぶ者あり）

**沼野猛建設部長**

委員長、すいません、ちょっと暫時休憩をお願いします。

**藤田昌隆委員長**

暫時休憩します。

**午後3時45分休憩**



午後3時46分再開

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

ほかに質問のある方は。

**野下泰弘委員**

主要の86ページ、地方バス路線なんですけど、一点だけお伺いできればと思います。

一番の稼ぎ頭である久留米鳥栖線に関して、今回利用人数がどんどん増えているということなんんですけど、この久留米鳥栖線の利用者数と、今回の補助金が幾ら入っているのか、また、分かれば黒字ラインを——この久留米鳥栖線でどれぐらい利用があればいいのか、ここ線だけ教えていただければと思います。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

広域線の久留米鳥栖線でございます。

補助金につきましては、国庫補助金が1,266万7,000円及び市の補助金が828万2,000円の補助となっております。

利用者につきましては、令和6年度につきましては、18万6,447人となっております。

黒字のラインはこの場でお答えはちょっと難しいので、すいません。

**飛松妙子委員**

今の地方バス路線事業ですが、利用人数的には伸びているんですが、費用が増えているっていうのは物価高とかそういうのも入っていると思うんですが、いつからか無料デーとかをしていなかつたですか。鳥栖市でしていませんかね。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

路線バスにつきましては、令和6年はバスの日のイベントにおいて市内路線とミニバスを無料にいたしました。

令和7年度につきましては、この市内線3路線とミニバスに加えまして、広域線3路線も無料運行ということで今度のバスの日で考えているところです。

**飛松妙子委員**

ということは、令和6年度までは無料デーの日はなかったってことで分かりました。

そうしたら、令和7年度の無料デーで何人乗られたのかとか、その辺のデータも今後は取っていただいて、どうせお金を投入するんであれば、無料で乗っていただく方も増やしたほうがいいと思っていて、以前、何年前だったか、二、三年前に県の無料デーを活用して高齢者の方をバス旅行という形で地域包括の方がされて、何十人か乗って行かれてとても楽しい

思いをされて、その中でバスに乗ってみたいとか今後も活用したいってお声があつたっていうところでした。

鳥栖市としては、できればそういう福祉と連動して、どうせ無料でお金を払うぐらいだったら、福祉で活用できるような、無料で使っていただけるような取組も一緒になってやっていただきたいということを言っていたんですが、そういう取組はなかつたってことですよね。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

路線バスにつきましては、無料はバスの日だけの運行ということで御利用いただいているところなんですけれども、ミニバスにつきましては、乗車体験ということで地域を設定いたしまして、体験乗車ですので無料で乗っていただく際にそういう包括センターの方と地域の方が乗っていただいて、フレスコ鳥栖までのツアー、そういったものは大変好評だったということは伺っておりますので、今後もまた、そういう利用促進に努めてまいりたいと考えております。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

それともう一点、50ページの新鳥栖駅の駐車料金、使用料収入なんですが、コロナ禍の中すごく人数が減って、その後、利用料金を200円に上げたと思うんです。

以前と比べてあまり金額が変わっていないような気がするんですが、その辺りの推移っていうのはどのように見ていらっしゃいますか。

**藤田昌隆委員長**

あんまり上がってないって、倍近く上がってるじゃないですか。

**飛松妙子委員**

200円になったんですが、コロナ前の100円のときの金額と比べてどうでしょうか。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

今、おっしゃるようにコロナにおいて、新鳥栖駅の収入が一時期2,000万円台まで令和2年度に落ちました。

今、ちょうどコロナ前ぐらいに戻ってきてる途中ということで、料金の改定も中にはございますけど、今、ずっと戻っているような状況となっております。

ですので、その料金の反映がコロナの前後に対して現時点で多いか少ないかというのはここで申し上げるのはなかなか難しい状況ではあるんですけども、今はコロナ前までぐらいに戻ってきてるところです。

**飛松妙子委員**

料金を2倍にしたわけなので、前よりも多くなっているのではないかと思うのですが、変

わってないっていうことであれば、今、民間の駐車場とかも増えていますので、市の駐車場はサッカーがあるときとかは満杯になっていますし、連休のときとかは必ず満杯にはなってるんですが、今後の駐車場がどうなっていくのかっていうのと、あと満杯になったときに問合せって市のはうに入りますか。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

満杯のときの問合せというのは、あまり正直ないのかなと。

今、インターネットで状況が確認できることになっておりますので、満杯のときの問合せというよりも事前にサッカーの試合で使いたいんだけれども、サッカーのときの状況はどうですかとか、遠方に出張に行くときに空いてますでしょうかとか、そういう問合せはございますので、サッカーのときは早く来てくださいとか、そういうふうなお答えをさせていただいている状況です。

**飛松妙子委員**

ということは、その方々はインターネットを見ていらっしゃらない、見ていて、さらに問合せが来る。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

そうです。インターネットを見て、いっぱいになるというのは何となく御承知の上で聞かれていて、サッカーのときにはいっぱいになるので、早めに来てくださいっていうお答えをさせていただいているところです。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですね。

最後に一言だけいいですか、質問。

今回、補助金の金額が5,481万8,000円。要するに、これが補助金として出るわけですね。十何年間ずっと思っているんですが、特に河内線、何で大型のバスで空で上がる必要があるのか。

あの路線は結構多いんですよと、河内とかに行くまでに途中止まったりするんで多いと言われますが、どの路線も、例えばこの市内3線もあんなに大型の必要はないというふうに強く感じて、どうして変えないんですかと言ったら、適合するバスがないという答弁が1回あって、それからずっと同じ大型バスで、しかも河内の上まで空気を乗せて走ってるんですよ。

あれは私から言わせると西鉄バスが企業努力をせずに、赤が出ようが市から補助金が出るからというそういう考え方じゃないかなと思うんですが。

市から西鉄バスに対して、大型バスとかもっと適合したバスを出してくれとかそういうものはされないのでお伺いいたします。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

バスの車両に対するお問合せかと思うんですけれども、以前もお答えをしているかと思いますけど、西鉄バスのほうでは、既存の別の路線から使っていた車両を活用と申しますか、回しながら運用をしているということで、新しく車両を、例えばマイクロバスタイプとかそういうものを購入するため、その購入費用が出てくるということを伺っております。

ただやはり、その車両に対する燃料費が高くなったりもありますので、その辺りはまた西鉄のほうとも話をていきたいと思います。

**藤田昌隆委員長**

燃料費どうのこうのじゃなくて……（「予算の話をしましようよ。委員長は何を言いたいんですか」と呼ぶ者あり）何ですか。

何をしたいんですかって、そういう無駄な経費を使わずに、市の税金ですからこれは。

そういうことで答弁をお願いします。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

車両の経費ということで十分承知しております。

西鉄バスの方とも引き続き話をしてまいりたいと思います。

**藤田昌隆委員長**

ぜひよろしくお願ひします。

ほかに。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

すいません、遅くなりました。

先ほどお問合せをいただきました駐車場の管理に要する費用でございます。

鳥栖駅の東駐車場に要します費用といたしましては、391万1,160円が鳥栖駅東の駐車場でございます。

また、新鳥栖駅の駐車場、施設管理に要します費用といたしましては、駅前広場駐車場の清掃、管理、駐車場の料金徴収、こういったものを含めまして、現在、委託をしております金額が1,767万4,800円となっております。

**藤田昌隆委員長**

それでは、もう質疑のほうはありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

以上で、国道・交通政策課関係議案の質疑を終わります。



**藤田昌隆委員長**

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

**午後 4 時散会**

令和7年9月29日（月）



## 1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆  
副委員長 飛松妙子  
委員 小石弘和  
委員 齊藤正治  
委員 久保山日出男  
委員 和田晴美  
委員 野下泰弘

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長 鹿毛晃之  
経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修  
商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三  
商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介  
商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長 能富繁和  
農林課長 三橋秀成  
農林課長補佐兼農政林務係長 脇弘人  
農林課農地整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 今村真一  
農業委員会事務局長 庄山裕一  
農業委員会事務局振興係長 舟越健策

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

## 5 日程

農林課・農業委員会審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

商工観光課審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第28号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

[説明、質疑]

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

## 午前10時開会

### 藤田昌隆委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

審査に入ります前に、鹿毛部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

よろしくお願ひします。

### 鹿毛晃之経済部長

おはようございます。

令和6年度経済部関連決算認定についての審査に当たり一言御挨拶を申し上げます。

経済部関連は、商工観光課、農林課及び農業委員会事務局でございますが、初めに、農業委員会事務局及び農林課関係の令和6年度決算概要について一括して説明させていただきます。

まず、農業委員会事務局でございますが、令和6年度は職員5名で事務の執行に当たってまいりました。

一般会計農林水産業費のうち農業委員会事務局関係分といたしましては、予算現額5,339万8,000円、支出済額5,305万8,822円、不用額33万9,178円でございまして、執行率は99.4%となっております。

主な取組事業といたしましては、農業委員会の運営のほか、農用地を担い手に集積し農地利用の最適化推進に取り組んだところでございます。

次に、農林課でございますが、令和6年度は職員14名で事務の執行に当たってまいりました。

一般会計農林水産業費のうち、農林課関係分といたしましては、予算現額3億8,864万6,000円、支出済額3億7,771万3円、翌年度繰越額755万円、不用額338万5,997円でございまして、執行率は97.2%となっております。

災害復旧費のうち、農林課関係分といたしまして、予算現額1億1,753万4,000円、支出済額7,526万2,000円、翌年度繰越額が3,933万9,000円、不用額が293万3,000円でございまして執行率は64%となっております。

主な取組事業といたしましては、さが園芸888整備支援事業、経営体育成基盤整備事業、河内防災ダム維持管理事業、防災重点ため池整備事業、栖の宿管理事業、市民の森管理事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、それぞれ担当局長、それから課長から説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**藤田昌隆委員長**

ありがとうございました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**農林課・農業委員会事務局**

**議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について**

**藤田昌隆委員長**

それでは、これより経済部関係議案の審査を始めます。

初めに、農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**三橋秀成農林課長**

おはようございます。

令和6年度鳥栖市歳入歳出決算の農業委員会事務局、農林課関係分につきまして、決算書に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書59、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6災害復旧費国庫補助金、節1農林水産施設災害復旧費国庫補助金につきましては、令和5年の豪雨により被災しました、農地、農業用施設及び林道の災害復旧に関する補助金でございます。

**庄山裕一農業委員会事務局長**

おはようございます。

決算書の65、66ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明をいたします。

まず、備考欄1段目に記載の農業委員会交付金は、農業委員11名分、農地利用最適化推進委員15名分の手当及び職員5名分の人件費に対する県からの交付金でございます。

続きまして、備考欄3段目に記載の農地利用最適化交付金は、農用地を担い手に集約し、農地利用最適化の促進を行う農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動及び成果実績に対

しての交付金でございます。

### 三橋秀成農林課長

67、68ページをお願いいたします。

多面的機能支払補助金につきましては、農地の多面的機能の維持、発揮を図るため地域で共同して取り組む活動や農地、水路等の地質的向上に資する活動に対する補助金でございます。

次の中山間地域等直接支払交付金につきましては、山間部などの農業生産条件が不利な地域におきまして農用地を維持、管理していく活動に対する補助金でございます。

さが園芸888整備支援事業費補助金につきましては、収益性の高い園芸農業を確立するため収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など農業者が行う機械施設等の整備に対する補助金でございます。

次の経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、鳥栖市農業再生協議会が行う経営所得安定対策の推進、米の需給調整や地域農業の振興などを目的として行う事業に対する補助金でございます。

次の農村地域防災減災事業補助金につきましては、ため池の劣化状況評価、地震、豪雨体制評価業務に対する補助金でございます。

次の農業次世代人材投資資金事業補助金につきましては、50歳未満の農業者が新規に就農した場合に資金を補助するものでございます。

次の基盤整備促進事業費補助金につきましては、老朽農業用水路改修工事に対する補助金でございます。

節2林業費県補助金、農山漁村地域整備交付金につきましては、第2頭野橋及び金の水橋の橋梁点検診断業務に対する補助金でございます。

71、72ページをお願いします。

項3委託金、目2農林水産業費県委託金、節1農業費委託金のうち、河内防災ダム管理委託金につきましては、河内ダムの維持管理に要する経費に対する県からの委託金でございます。

次の経営体育成基盤整備事業登記事務委託金につきましては、下野地区の県営経営体育成基盤整備事業に係る登記事務受託に対する委託金でございます。

89、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4農林水産業債、節1農業債のうち、県営経営体育成基盤整備事業につきましては、県が行う下野地区の経営体基盤整備事業に伴う起債でございます。

次の農業用水路改修事業につきましては、水路改修工事に伴う起債でございます。

次の河内河川プール整備事業につきましては、河内河川プールのあずまや改修工事に伴う起債でございます。

91、92ページをお願いいたします。

目8災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債につきましては、令和5年及び令和6年発生災害復旧事業に伴う起債でございます。

以上で、歳入についての説明を終わらせていただきます。

#### 庄山裕一農業委員会事務局長

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の169、170ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費の主なものについて御説明をいたします。

節1報酬の農業委員等報酬は農業委員11名分、農地利用最適化推進員15名分、合わせて26名分の報酬でございます。報酬額の内訳といたしましては、歳入で御説明をいたしましたとおり、農用地を担い手に集約し、農地利用の最適化を促進した農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動及び成果実績に対しての報酬として農地利用最適化交付金を加算し支出しているものでございます。

続きまして、節2給料から節4共済費までは、農業委員会事務局職員5名分の給料等でございます。

次に、節8旅費の費用弁償は農業委員、農地利用最適化推進委員の研修旅費及び定例委員会等への出席費用弁償でございます。

以上で、農業委員会事務局関係の説明を終わります。

#### 三橋秀成農林課長

171、172ページをお願いいたします。

目2農業総務費の主なものについて御説明いたします。節2給料から節4共済費につきましては、農林課職員13名分の給料等でございます。

目3農業振興費の主なものについて御説明いたします。

173、174ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金につきましては、イノシシ等による農作物の被害防止のための捕獲奨励金の経費に対する負担金でございます。

さが園芸888整備支援整備支援事業費補助金につきましては、主要施策の成果の説明書59ページをお願いいたします。

地域における農業の担い手となる農業者に対して、施設整備、機械等の導入の補助を行うことにより、園芸農業の振興を図るものでございます。

令和6年度はバレイショ用収穫機、バレイショ、タマネギ用省力防除機械・装置、バレイショ用乗用管理機、長ネギ用乗用管理費及び長ネギ用定植機、6件に対する補助を行っております。

決算書に戻ります。173、174ページをお願いいたします。

農業次世代人材投資資金につきましては、50歳未満の新規就農者1名に対して資金を交付したものでございます。

次の経営開始資金につきましても、50歳未満の新規就農者1名に対して資金を交付したものでございます。

次の中山間地域等直接支払交付金につきましては、山間部などの農業生産条件が不利な地域におきまして、農用地を維持管理していく活動に対する交付金でございます。対象地域につきましては、河内町、神辺町、牛原町となっております。

目5農業生産基盤整備費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、下野地区の県営経営体育成基盤整備事業の登記事務に係る会計年度任用職員1名分の報酬等でございます。

節14工事請負費につきましては、藤木町、高田町及び山浦町の農業用水路の改修を行った経費でございます。

175、176ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうちかんがい排水事業推進負担金につきましては、県営かんがい排水事業で施工された施設の維持管理に要した経費を負担するものでございます。

県営経営体育成基盤整備事業負担金につきましては、主要施策の成果の説明書60ページをお願いいたします。

下野地区的県営事業に対する負担金でございます。令和6年度の事業費といたしましては、用排水路工事、揚水機場、農道、用地補償等となっております。

決算書に戻ります。175、176ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち多面的機能支払補助金につきましては、農業者と地域住民等が連携して行う農地、農業用水等の保全・管理に係る経費を支援するため、市内13の活動組織に補助を行ったものでございます。

続きまして、目6農地等保全管理費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節8旅費につきましては、河内ダム管理に係る会計年度任用職員1名と河内河川プール監視員5名分の報酬等及びダム管理技術者研修旅費でございます。

177、178ページをお願いいたします。

節12委託料のうち測量調査委託料につきましては、ため池劣化状況評価及び豪雨地震耐性評価業務に要した経費でございます。

河内ダム施設管理等委託料につきましては、河内防災ダム事務等の機械警備業務及びダム管理システムの保守点検業務など施設管理に要した経費でございます。

次に、節14工事請負費につきましては、河内河川プールのあずまや設置工事などに要した経費でございます。

目7米需給調整総合対策費、節18負担金、補助及び交付金のうち、経営所得安定対策等事業費補助金につきましては、経営所得安定対策の推進事業を行う鳥栖市農業再生協議会の補助金でございます。

目8農業研修施設費、節12委託料のうち、栖の宿指定管理料につきましては、栖の宿の指定管理料の年間分の経費でございます。

主要施策の成果の説明書63ページをお願いします。

施設の利用状況ですが、前年度より来館者数は減少しておりますが、宿泊者数は前年度とほぼ同程度になっております。また、キャンプ場利用者につきましては前年度より減少しているところでございます。

決算書に戻ります。179、180ページをお願いいたします。

項2林業費の主なものについて御説明いたします。

目1林業総務費、節2給料から節4共済費につきましては、農林課職員1名分の給料等でございます。

次に、目2林業振興費、節1報酬から節4共済費につきましては、森林経営管理制度に係る会計年度任用職員1名の報酬等でございます。

節12委託料のうち、伐採等委託料につきましては、森林経営管理制度の第7林班間伐業務などに要した経費でございます。

節24積立金のうち、森林環境譲与税基金積立金につきましては、森林環境譲与税を将来の適切な森林経営管理を行う事業のため基金に積立てを行うものでございます。

次に、目3林道事業費の主なものについて御説明いたします。

181、182ページをお願いいたします。

節12委託料のうち林道管理委託料につきましては、各林道の側溝清掃や舗装補修などの林道管理委託料でございます。

次の橋梁点検等委託料につきましては、金の水橋及び第2頭野橋の点検診断業務に要した経費でございます。

次に目4治山事業費、節14工事請負費の市民の森整備工事費につきましては、主要施策の成果の説明書64ページをお願いいたします。

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社からのネーミングライツ料の一部を活用し中央広場の木橋工事及び支障木の伐採等を行っております。

決算書に戻ります。

255、256ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節12委託料の災害応急対応等委託料につきましては、令和5年豪雨で被災した農業用施設及びダム施設の応急対応に要した経費でございます。

節14工事請負費の災害復旧工事費につきましては、農地、農業用施設及び林道の災害復旧工事に要した経費でございます。

以上で、農業委員会事務局、農林課関係の説明を終わらせていただきます。

#### **藤田昌隆委員長**

どうもありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

ページ数と挙手の上、よろしくお願ひします。

#### **久保山日出男委員**

決算書の172ページ、これはお尋ねになります。

負担金、補助交付金の中で県農業委員会女性協議会負担金つちゅうのは、何年度からあるとですか。

#### **藤田昌隆委員長**

この6,000円の分ですか。

#### **久保山日出男委員**

6,000円の負担金です。

#### **舟越健策農業委員会事務局振興係長**

今は手持ち資料がないため、すぐには分かりません。

#### **久保山日出男委員**

そうしたら、後でよかです。

そして173ページの農業次世代の人材投資資金ということで50歳未満1名ということでございますが、名前は結構ですが、当時何歳の方だったのか教えていただければ。

#### **三橋秀成農林課長**

農業次世代人材投資資金の当時の年齢ですが、現在42歳になられます。

これが今、3年目ですので、当時は39歳か40歳くらいだったかと思われます。

**久保山日出男委員**

はい、ありがとうございます。

**藤田昌隆委員長**

ほかには。

**齊藤正治委員**

1点だけ。

さが園芸888が始まった年から今日までの毎年の件数と金額とそれを出してもらって、そして、途中でやめた方がおるのかおらんのか分かりませんけれども、そういうのが分かれば、後で一覧表か何かを、後日で結構でございますんで、よろしくお願ひします。

**三橋秀成農林課長**

資料を準備させていただきます。

**藤田昌隆委員長**

了解。

ほかに。

**野下泰弘委員**

お疲れさまです。

178ページの栖の宿で、ちょっと決算と離れるんですが、現在、ちょうど令和8年3月末で現在の契約が終わるっていうところで、今、プロポーザルが行われている最中だと思います。

期日的に一次審査が終わるぐらいの日程だと思うんですけど、どれぐらいの業者が参加されて、今後、市の方針として値上げ等を行っていくのかどうか、また、佐賀市等は広く募集をかけて赤字補てん等のないような経営をキャンプ場等でされているんですが、今後、業者が変わったとして本年度と同額の金額を業者に与えるような形でまた契約を結んでいくのか、そこら辺の方向性を教えていただければと思います。

**三橋秀成農林課長**

栖の宿の指定管理者の公募につきましては、現在、指定管理者の選定の審査等を行っておるところです。

募集につきましては、8月25日から受付を開始して9月25日まで受付を行いました。

まずは、参加表明というのを受付いたしまして、参加表明につきましては、複数の団体から受けております。

その後の指定申請書の受付期間が9月25日、先週の木曜日まででした。こちらにつきましても、複数の業者から頂いておるところでございます。

続いて、利用料の値上げといいますか、というふうな御質問につきましては、今、鳥栖市の宿の条例において利用料につきましては上限額を決めているんですけれども、この範囲内におきましては設定することができます。

この利用料を超えるような形になりますと条例の改正が必要になってくるんですけれども、今、どうしても人件費だとか物価高とかそういうふうな社会情勢等がございますので、検討につきましては、近隣自治体等の利用料だとかそういったところも含めまして総合的に検討していきたいというふうに考えております。

### **野下泰弘委員**

ありがとうございます。

あともう一点、本年度3,838万円というところが入っているんですけど、そこの費用的な考え方を、次のプロポーザル選定された業者に関しても赤字補てんはこれぐらいをめどに話が進んでるのか、それとも我々鳥栖市のはうが黒字として費用を逆に頂けるような形で話を進めしていくのか、そこを教えていただければと。

### **三橋秀成農林課長**

委託料につきましては、募集要項の際には、上限額につきまして現状の委託料と同額の3,800万円を限度というふうな形で資金収支計画を提出していただいているところでございます。

利益と損益につきましてですけれども、実際に指定管理される業者さん等において自主事業等でどれだけ収入を得られるか利用者を増やされるかというふうなところになってくると思われます。

現状といたしましては、委託料については現状と同じ額でというふうなことで、上限とさせていただいて収支計画を出していただいたところです。

### **野下泰弘委員**

もし、業者が黒字となったときは、市にパーセンテージをもらえるか、そこら辺はまだ決まっていないということですか。

### **三橋秀成農林課長**

その辺りはまだ決まっておりません。

### **野下泰弘委員**

もう一点、この3,800万円が限度っていうところなんんですけど、最初からこの額を示してしまったら、それありきでやっぱり予算組みてしまわなか心配なんですけど、その点大丈夫と言えるんですか。

3,800万円なら市が出してくれるよっていう前提で入浴料とかキャンプ場の値段とか、そ

これら辺の設定をしてしまわぬいか、その点いかがでしょうか。

**三橋秀成農林課長**

私どもがこの募集要項を作成する際にその辺りの検討をしたんですけども、業者さん、手を挙げられるところが収支計画を作成する上で一定の基準といいますか、目安が必要ではないかというふうなことで、上限額として設定させていただいたところです。

以上です。

**野下泰弘委員**

選定の際にはそこを頼らない企業様をぜひ選定していただければと思います。よろしくお願いします。

もう一点なんですけど、170ページの節8旅費の一般旅費と費用弁償というところで、これの詳細を教えていただいてよろしいですか。

特に、どういったところに行かれたかっていうことと、会議費用とかもありましたので、そこら辺を詳しく教えていただければと思います。

**藤田昌隆委員長**

何ページ。

**野下泰弘委員**

170ページになります。

**舟越健策農業委員会事務局振興係長**

170ページの旅費についてですけれども、まず旅費のほうの主なもので申し上げますと、会長が東京のほうに行かれたりする分の旅費……、すいません、この年が視察研修ということで、農業委員及び農地利用最適化推進委員が研修ということで、阿蘇のほうのスマート農業であったり組織づくりであったり産地づくりということで取り組まれている事業所を視察した部分のものがございます。

また、費用弁償のほうとしましては、会長が全国農業委員会長大会とかそういったものに岡山市出られる費用の分として充てているものでございます。

**野下泰弘委員**

こういったものに農業委員の研修とかそういったものは含まれずに、会長だけということですか。

**舟越健策農業委員会事務局振興係長**

今、主なもので申し上げましたが、ほかに小さいところで申し上げますと、女性の委員の研修大会への費用弁償であったり、それ以外にも農業者年金も委員さんに扱っていただいておりますので、そういったものの研修であったりが佐賀県内であったり、九州内である研修

とかに出席いただいている費用弁償もございます。

**野下泰弘委員**

はい、大丈夫です。

**和田晴美委員**

私からも幾つか御質問させていただきたいと思いますが、決算書の169ページから170ページの農業委員会の報酬だとか給料の分の御説明の中で農地利用最適化交付金について御報告がありましたが、この最適化でどのような課題で、その課題に向けて1年間政策をしたかつていうところをお尋ねいたします。

よろしくお願ひします。

**庄山裕一農業委員会事務局長**

農業委員さん及び推進委員さんにつきましては、毎月の活動を通して目標の数値を挙げていただき、その活動を通じて農地利用の最適化及び集積並びに様々な諸問題、例えば、どういったふうに担い手を育成していくかとか遊休農地の解消だとかそういったことを目標として上げていただきしております、それに対する各個人の成果を毎月レポートとして上げていただいておりまして、それに応じて交付金を配付しているところでございます。

**和田晴美委員**

どういうふうな活動をしているか分かりました。

先ほどお答えいただきました課題に応じて交付金を配付とありましたけれども、その辺りの詳しい御説明をいただけませんでしょうか。

**庄山裕一農業委員会事務局長**

各個人さんが活動に応じて毎月活動した日数及びそれに要した時間等を実績として報告をいただきまして、それに応じて各個人ごとに交付金を配付しているところでございます。

**和田晴美委員**

ありがとうございます。

私がこの質問をさせていただきました意図を御説明しますと、地域別で農業の課題があるんではないかと思いまして、私にもその課題を共有させていただけないかという意味で御質問させていただきました。

この場で時間が必要であれば後日でも構いませんので、御報告をお願いしたいと思います。

それでは、この分については以上といたしまして、次の質問をさせていただきます。

今度は同じように173ページ、174ページの中山間地域等直接支払交付金について御質問させていただきます。

この問題についても鳥栖に限らず様々なところで課題が蓄積しております、また、場合

によりましては、行政も地域の方もお互い頑張っているけれどもなかなか解決しないというところで離農者が出てるっていうのも私が懸念しているところです。

そういう前提を基にお尋ねいたします。

これまでこの直接支払いいろいろな活動をされていますが、ここ数年でなかなか解決しない課題などございましたら、そのほかの活動内容も含めて御報告をお願いいたします。

#### **脇弘人農林課長補佐兼農政林務係長**

中山間の直接支払いにつきましては、地元のほうの課題によって交付金を活用いただいております。

まず、牛原地区につきましては、イノシシの被害で大変苦労されておりまして、ワイヤーメッシュについては現物支給をやっておりますけれども、地元のほうで不足してる分について購入と対策をされておるところでございます。

神辺、河内地区につきましては、高齢化が進んでおりまして、次の担い手について苦慮されておりますけれども、御親戚とか声をかけられる限りで地元作業に参加いただくよう声かけを広く行っていただいているところでございます。

課題につきましては以上でございます。

#### **和田晴美委員**

草刈りだとか高齢化っていうものが、鳥栖市においても非常に深刻じゃないのかというのを私から見て思ったところで、この質問させていただきました。

また、継続的にこういった費用を維持していただく行政に対してありがたいという地域の気持ちも感じているところですが、それを消費できないというところがありまして聞かせていただきました。ありがとうございます。

それでは最後に、177ページから178ページのプール施設管理委託料について御質問させてください。

昨年は、たしか四阿屋などのプール利用が中止になっていたかと思うんですけども、この管理委託料がどういった内訳で243万2,226円消費されたのかお尋ねいたします。

#### **三橋秀成農林課長**

施設管理委託料240万円につきましては、まず、浄化槽の保守点検業務につきまして17万3,960円。次に、河内ダムの施設周辺の草刈り業務が202万8,400円、施設周辺の病害虫の防除駆除等に22万9,900円、合わせて243万2,260円となっております。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございます。

#### **藤田昌隆委員長**

ほかに。

### 小石弘和委員

続けていきます。

90ページの経営体育成育基盤整備の起債が何年で返済されるものか。

それから、178ページの測量調査委託料2,200万円、これはため池のどこをしてあるのか、何箇所なのか。

それから、老朽ため池の施設管理委託料はどこに委託されているのか。

それから、河川プールの整備工事、これはどこの部分の整備工事費をされたのか業者名を教えてください。

それから、182ページ林道管理委託料。これは前回もお聞きしたんですけど、どの付近で、業者が何社あるのか。

それから、主要施策の64ページの市民の森のイベントはいつ開催されたのか。

それから、木製コースターの作製はどのくらい作られたのか。

それから、市民の森の案内版設置55万円、これはどこに付けられたのかというような形です。

以上です。

### 三橋秀成農林課長

まず1つ目の、起債の償還年数ですが、手元に資料がございませんので、後で回答させていただきたいと思います。申し訳ございません。

続いて、ため池の管理委託料につきましては、古賀第1、第2ため池の委託を古賀町、地元にさせていただいております。あと、萱方ため池につきましても、萱方町——地元のほうにお願いをしております。

もう一点、池田下ため池の樹木伐採業務を行いまして、こちらにつきましては坂口組さんにお願いしたところでございます。

測量調査委託料につきましては、原古賀（上）ため池ほかの劣化状況及び豪雨、地震耐性評価業務を行っております。（「そのほかのため池は。1か所？」と呼ぶ者あり）

ほかには、原古賀（上）、原古賀（下）、一の坪、太田、第2国泰寺、池田（上）、以上6か所の調査を行っております。

業者につきましては、基礎地盤コンサルタント株式会社佐賀事務所さんでございます。

続いて、節14工事請負費、河川プール整備工事費につきましては、まず、風の見える橋の電気関係の引込開閉器盤取替工事を黒田電気工事さんにお願いしております。

続いて、河川プールのあずまやの設置工事につきましては、株式会社牟田林業緑化さんに

していただいております。

続いて、河川プールのトイレの手洗いのポンプの取替工事を行っておりまして、こちらにつきましては、株式会社鳥栖プロパンさんにお願いしております。

もう一つ、風の見える橋の外灯の工事として、先ほどと同じく株式会社黒田電気工事さんにお願いをしているところでございます。

続いて、林道管理委託料につきましては、6社で行っていただいております。

以上でございます。

市民の森のイベントにつきましては、11月に行っております。案内版の設置場所につきましては、河川プールの入り口辺り……。

#### **脇弘人農林課長補佐兼農政林務係長**

案内板につきましては、栖の宿キャンプ場に1つ、それと河内河川プールのほうに設置をしております。2か所でございます。

それと、工作物につきましては、県内木材を使ったコースターを作製しまして、900個を市内小学校1年生及び市村自然塾等に配付しております。

以上でございます。

#### **小石弘和委員**

あのね、分かる人がさっさと説明したほうが早いんですよ。分からんところへめくってめくってしたっちゃ一緒ですから。もう係長か課長補佐でいいですよ。

よろしく。終わります。

#### **和田晴美委員**

すいません、もう一件お尋ねさせていただきます。

179ページから180ページの伐採等の委託費980万円はどの辺りをしたか教えていただけますでしょうか。

#### **三橋秀成農林課長**

河内町の県道から基山町のほうにかけての第7林班というところになります。

#### **和田晴美委員**

何を聞きたいかというと、伐採するときに土砂崩れとかしないか心配で聞いたんですが、緩衝林整備とかではなくて切ったっていうことなので、土砂崩れだとそういった部分はもちろん配慮してしてくださっていると思いますが、念のため確認で御答弁いただけますでしょうか。

#### **脇弘人農林課長補佐兼農政林務係長**

森林環境整備の伐採につきましては、佐賀東部森林組合のほうに委託してやっておりま

す。事前に十分調査の上で間伐を行っております。

以上でございます。

#### **和田晴美委員**

森林組合さんが入ってるってことで安心しました。ありがとうございます。

#### **飛松妙子委員**

174ページの中山間地域等直接支払交付金、先ほども御質問ありましたが3か所言われたと思います。牛原、河内と神辺って言われましたか。

その広さと令和5年度とかを見ると田代西部集落ってなっていたんですが、ここはどうなっているのか教えてください。

#### **脇弘人農林課長補佐兼農政林務係長**

まず、集落の数から御説明申し上げます。

集落としましては、牛原と河内と神辺、上の車地区がございますが、神辺と上の車地区につきましては、一つの組織となっておりますので、活動組織としては、2つの団体でございます。

面積につきましては、田代西部地区につきましては699.85アール、牛原地区につきましては869.48アールでございます。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

ということは、田代西部集落というのが、河内と神辺が入って2つのことを言われるということですね。年度によって書き方が違うので何か別途あるのかなと思いました。

これは金額が年々減っていますよね。お支払いする交付金も減っていると思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

#### **脇弘人農林課長補佐兼農政林務係長**

ここ数年の取組面積としては大幅な減少はございませんが、記憶している限りでは、河内町の大山祇神社前のほうで1枚、田んぼが維持できないということでそこが抜けられたという程度でございます。大体同じ数字で維持しております。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

だんだんと減っていくっていうところで、一般質問等でも上がってたと思うんですが、今後、中山間地域に対して減っていくことに対して鳥栖市としてどういう取組が必要になってくるのか、それともやっぱりもう減っていくのは仕方ないっていうところでなっていくのか、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

### **三橋秀成農林課長**

中山間地域につきましては、やっぱりどうしても高齢化や担い手の不足というふうなことで大変苦慮されているというところは認識しております。

私どもも、中山間地をいかに維持活性化というふうなところを考えておるところでございますけれども、今、実際にやっているものとしましては、さが園芸888の補助金については、中山間地域についてはちょっと上乗せで補助をさせていただいているというふうなところを今年度からやらせていただいているところでございます。

ほかにつきましても、県の農業振興センター等とほかの一例えは果樹とか、そういうものが何かないかというふうなことだと、新たな担い手の方を探して地元の方と会っていただいたりだとか、そういうようなところを現在やっているところでございます。

### **飛松妙子委員**

マッチングと補助金アップということで取組を進めていくという御答弁をいただきましたので、次回、期待をしたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

### **藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、以上で農林課及び農業委員会事務局関係議案の質疑を終わります。

次に、商工観光課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

**午前10時59分休憩**

~~~~~

午前11時8分再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。

~~~~~

**商工観光課**

## 議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

### 藤田昌隆委員長

次に、商工観光課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 鹿毛晃之経済部長

商工観光課の令和6年度決算概要について申し上げます。

令和6年度につきましては、職員13名で一般会計及び産業団地造成特別会計に係る事務の執行に努めてまいりました。

一般会計のうち労働費につきましては、予算現額、支出済額ともに8,554万円の不用額ゼロ円、執行率は100%でございます。

商工費につきましては、予算現額11億6,031万7,000円、支出済額が10億5,862万3,649円。

翌年度繰越額が7,850万円、不用額2,319万3,351円でございまして、執行率は91.2%となっております。

産業団地造成特別会計につきましては、予算現額15億850万9,000円、支出済額5億9,652万2,367円、翌年度繰越額8億6,266万5,000円、不用額4,932万1,633円でございまして、執行率は39.5%でございます。

主な事業でございますけれども、ふるさと「とす」応援寄附金事業、企業立地奨励金のほか物価高騰の影響を受けた市民の家計負担の軽減及び市内事業者の支援といたしまして、プレミアム付商品券発行事業、新産業集積エリア整備事業を行い、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、担当課長から説明申し上げますので御審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

### 藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

### 古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

それでは、令和6年度一般会計決算、商工観光課関係分の主なものについて御説明をいたします。

使用いたします資料は、決算書、それから主要施策の成果及び委員会参考資料、この3つの資料で御説明をいたします。

なお、決算書に記載の金額につきましては、省略をいたしますのでよろしくお願ひをいたします。

それでは、決算書73、74ページをお願いをいたします。

まず、歳入でございます。

款19寄附金、項1寄附金、目1商工費寄附金、ふるさと寄附金につきましては、本市へのふるさと納税でございます。

ページ飛びまして、77、78ページをお願いをいたします。

項3貸付金元利収入、目1労働金庫預託金元利収入から目5市小口資金融資預託金元利収入までにつきましては、制度融資といたしまして各金融機関に預託しておりました元金でございます。

ページ飛びまして、91、92ページをお願いをいたします。

目10商工債につきましては、四阿屋周辺整備事業に係る起債となっております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

ページは169、170をお願いをいたします。

款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費、節20貸付金、こちらにつきましては、勤労者福利厚生資金貸付預託金及び労働金庫融資預託金といたしまして、九州労働金庫に預託したものでございます。

ページ飛びまして181、182ページをお願いします。

款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、節2給料から節4共済費まで、経済部長及び商工観光課職員合わせまして14名分の人物費でございます。

183、184ページをお願いします。

節12委託料、創業支援相談業務委託料に関しましては、佐賀県中小企業診断協会に委託して、サンメッセ鳥栖の1階にて創業希望者や創業後間もない方などへの相談業務を行っております。

節18負担金、補助及び交付金、企業立地奨励金に関しましてございますが、主要施策の成果65ページをお願いをいたします。

本市と進出協定を締結しました事業所の新設や増設に対しまして、3年間企業立地奨励金を交付しているものでございます。令和6年度は御覧のとおり5件交付をいたしております。交付年数について上から順に申し上げます。カシワ、昭栄化学工業が3年目、三省製薬が2年目、福岡情報ビジネスセンター、それからアイティエスが1年目となっております。

主要施策の成果66ページをお願いします。

プレミアム付商品券発行事業第4弾といたしまして、これまでと同様にプレミアム率は

25%、発行額は2億円、換金率につきましては99.5%となっております。

なお、取扱い店舗数、使用期間は御覧のとおりでございます。

主要施策の成果67ページをお願いをいたします。

ふるさと「とす」応援寄附金事業、本市へのふるさと納税でございますが、事業内容、主な歳出といたしまして、寄附者に対する謝礼品代が8,164万4,000円、事務経費が3,329万8,000円、謝礼品管理等委託料が1,803万6,000円。歳入といたしまして、寄附件数1万3,610件、寄附金額2億5,563万4,000円。また、寄附者が選択をされた寄附金の使途につきましては、状況を表にして記載をしております。件数が一番多いのは、子育て、教育、福祉に関する事業。次に、市長におまかせ、この2つで全体の約8割を占めている状況となっております。

決算書のほうに戻っていただきまして、185、186ページをお願いします。

節20貸付金につきましては、市内の中小企業の経営の安定を図るため市小口資金制度融資などの原資といたしまして、佐賀東信用組合をはじめ市内金融機関及び商工中金に預託したものでございます。

目3観光費、節1報酬、備考欄、会計年度任用職員報酬の主なものといたしましては、ふるさと「とす」応援寄附金事業に従事しております会計年度任用職員3名分の人工費となっております。

次の187、188ページをお願いをいたします。

節14工事請負費、四阿屋周辺整備工事費の内訳につきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、節24積立金につきましては、令和5年度のふるさと納税寄附金額からかかる経費を差し引いた額を令和6年度に基金に積み立てたものでございます。

主要施策の成果68ページをお願いをいたします。

四阿屋周辺整備事業の工事費の内訳といたしまして、橋梁上部工の工事費及びパーキングパーミット看板の製作設置工事費となっております。

主要施策の成果69ページをお願いをいたします。

観光イベント推進補助金の主な対象の祭りの実績となっております。

主要施策の成果70ページをお願いをいたします。

サガン鳥栖のホームゲームの際にアウェーサポーターにアンケート調査を行い、回答された方に対しまして、中心市街地の店舗等で使用できる1,000円のクーポン券を配付したものでございます。

状況といたしましては、アンケート回答数1,178枚、クーポン券の配付枚数が1,175枚、換金につきましては132枚、登録店舗は38店舗となっております。

続いて、プレミアム付商品券発行事業の分で参考資料を提出をしております。

プレミアム付商品券発行事業の決算についてでございますけれども、委員会資料の2ページでございますが、収入につきましては、補助金といたしまして、先ほど御説明した補助金になりますが、7,174万2,822円、プレミアム付商品券発行事業の第4弾の補助金として協議会のほうに補助したものになります。

それから、預金利子といたしまして143円、合わせまして7,174万2,965円となってございます。支出につきましては、収入と同額の7,174万2,965円でございます。内訳につきましては、御覧のとおり、摘要欄に記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **和田晴美委員**

それでは、御質問させていただきます。

まず、決算書183ページから184ページのイルミネーション事業補助金について160万円とあります、こちらは1か所に対してでしょうか、内訳を教えてください。

#### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

こちらにつきましては、毎年、中央公園で行っておりますイルミネーションの補助金でございまして……、1か所というはどういう意味ですか。

#### **和田晴美委員**

実行委員会があるので、そこに1か所なのか、まだほかにあるのかという意味で聞いたんですけれども。

#### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

こちらの補助金につきましては、商工会議所を通じまして、商工会議所内で実行委員会がつくられております、そちらのほうの1か所に補助しているものでございます。

#### **和田晴美委員**

御説明ありがとうございます。

それでは次の質間に移ります。

決算書の187ページから188ページのふるさと納税に関する件でお尋ねさせていただきます。

残念ながら昨年度も減りましたが、これに関して令和7年度もいろいろと策は練っていただいているとは思うんですけども、もう少し寄附金を上げる、そしてまた協力していただいている企業さんもたくさんあります、そういう方も私たちが返礼品でお役に立てるんじ

やないかっていうような御期待もされている中で、上げる方法がないかについて聞きたいと思います。例えば広告をする、そのほかの策があればお答えいただけますでしょうか。

#### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

まず、寄附額を上げるっていうことについては、議案質疑の中でも答弁をさせていただきましたけれども、非常に魅力的な謝礼品といいますか、返礼品、そういうものを多数取りそろえることが必要であろうというふうに思っておりまして、そういう返礼品の数の増加に向けて取り組んでおります。

それと、先ほどコマーシャルって言われましたけれども、経費に余裕がありますようならば、そういった、ランクが上位に行くようなコマーシャルっていうのは広告費として使用可能でございますが、ふるさと納税にはルールがございまして、経費は5割以内、謝礼品代は3割以内。これを犯しますとみやき町のように停止になってしまいますので、そこら辺のバランスを考えながら、今のところ令和6年度についてはそういった広告を打てる余裕はございませんので、そういった危ない広告宣伝費は行っておりません。

以上です。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございます。

もう少し詳しく聞きたいんですけども、そうなると寄附金が減額になるとそういった広告費のほうもヒットしやすいような、今より高い広告費などを設定できないということでおろしいんでしょうか。

ちょっとその辺りがよく理解できなかったのでお願いします。

#### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

ふるさと納税の金額の幅が広ければ、先ほど5割と、必要経費、送料とかまで入れて5割、会計年度任用職員の人事費とかも含めまして5割ですけれども、謝礼品代っていうのは3割に抑える必要があるんです。

じゃあ、この2割を使ってどういうふうにやるかですけれども、先ほど申し上げたとおり令和6年度につきましては、かかる経費のうち送料が大きく割合を占めているところでございまして、そのほか人事費となっておりますので、その2割を超えて広告を打つような危ないことはしたくないっていうふうに申し上げました。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございました。

そうしましたら、この決算なども含めて今のところその金額を増やすというところは、もうちょっと魅力ある商品を開発するじゃなくて発掘するという考えっていうことでいいとい

う、そういうのがいいんじゃないかというのが今のところの考え方でしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

そういうことがいいといいますか、多様な商品といいますか、多様な返礼品を取りそろえる必要はあると思っておりますし、そういったことを広く知っていただくということも何らかしらの方法で必要ではないかというふうには思っております。

以上です。

**和田晴美委員**

すいません、やっぱり分からぬ。

多様っていうと具体的にどういう方法なんでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

簡単に言いますと、返礼品の数を増やしたいということでございます。

**和田晴美委員**

分かりました。

**藤田昌隆委員長**

ほかに。

**野下泰弘委員**

そうすると、50%の割合で、支払い、送料、委託費、あとPR費がどういった割合で分配されたのか決算時で分かりますか。

**廣重浩三商工観光課長補佐兼商工観光労政係長**

謝礼品代として8,164万4,000円、事務経費として3,329万8,000円、サイトの委託料として1,803万6,000円が払われているところです。

具体的な割合が分からないんですけれども、謝礼品代の8,164万4,000円のほうに謝礼品代及び送料も含めて、うちの場合はその金額の中に含まれているような形です。割合はちょっと……。

**藤田昌隆委員長**

じゃあ、後で資料を。

**飛松妙子委員**

今、おっしゃったのは、成果の説明書の67ページに書かれていると思うんですが、下の効果のところに寄附金が2億5,563万4,000円に対して、先ほどの御説明の支出が1億3,297万8,000円ということで、単純に割合で見ると50%以上になってしまします。

なので、実際の謝礼品、広告費を含めた50%以内っていうのが何%の割合になっているのかっていうのを、多分、野下さんが聞きたい。この金額どおりなのか、この金額どおりだと

寄附金額に対して50%超えますよね。そこを教えていただければ。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

ここはふるさと納税に係る経費に総務省のほうに報告する金額外のものも含まれてございますので、その割合等が分かるような資料につきましては、後ほど提出をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

**藤田昌隆委員長**

はい。

**小石弘和委員**

188ページのふるさと「とす」応援寄附金基金積立金、これはいいんですけど、市長おまかせの欄があるんですよ。

その名前が非常に違和感があるんです。これはどこでどう決まったんですか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

使途項目につきましては、担当課と財政課、関係各課と協議をいたしまして、案をお示しして、最終的には市長のほうが決められております。

以上でございます。

**小石弘和委員**

いや、市長が決めたんでしょうけど、市長おまかせって私は聞くだけで違和感があるんです。勝手に決めてるような状況にしか判断ができないわけです。市長が決めてもこれはおかしいんじゃないかなってなぜ言わんかなと私は思うんです。

**藤田昌隆委員長**

じゃあ、この答弁は求めません。いいです。

ほかには。

**野下泰弘委員**

主要の69ページのイベントなんですけど、まずこのイベントに関する費用割合を伺いたいのと、やはり、まつり鳥栖だけ突出して盛り上がっているっていうか、観客数が多い。

その点、長崎街道まつりは2,000人しか集客がないというところで、そのほかの観客数も伸びがないと思うんです。

そこの検証として、どういったところに課題があるのか、それとできれば今後、どうしていきたいのかっていうのをお伺いできればと思います。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

まず、補助金額の内訳でございますけれども、順番が多少ばらばらになりますが、まつり

鳥栖が210万円、それから長崎街道まつりが110万円、とす弥生まつりが110万円、鳥栖山笠が225万円、大山祇ライトアップが55万円となっております。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。（「そのまま検証を」と呼ぶ者あり）

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

実際の集客数とかもございますけれども、それぞれ本市を代表いたします春夏秋、冬はライトアップ等はありますけれども、四季折々の祭りとなっておるものというふうに理解をしております。

その集客数を伸ばすような取組等につきましては、それぞれ実行委員会であったりとか、実施主体がございますのでその辺りと検討をさせてください。

以上です。

**野下泰弘委員**

例えば、長崎街道まつり2,000人というところがあつて、近年、内容的に変化があまりないと思うんです。

同じ金額を入れているのであれば、長崎街道ってあるので歴史的なところももう少し何かでこ入れすべきと思うんです。

その点、新しいものを企画すべきではないかなと思うんですけど、どうですか。実行委員会に任せることなく市としてしっかり文化的なところを伸ばすほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

それぞれの祭りにおいて、新たな取組ということは必要だらうと思いますけれども、この祭りのほかにこれまでやってきている歴史はございますが、例えば、もうこれはやめて違うことをやるっていうことは、今の時点では実行委員会含めて考えられておられませんので、そういった新たな取組については、それぞれ祭りがございますが、それを生かせるような新たな取組っていうのは展開をしていく必要があるだらうというふうには認識をしております。

ですので、先ほど申し上げたとおり、それぞれ祭りの事業主体がございますから、その辺りと協議をさせていただきたいと思います。

**野下泰弘委員**

例えば、長崎街道まつり2,000人ってあまりにも少ないんじゃないかなと思うんですけど、次回、でこ入れのために、山笠、まつり鳥栖は200万円入っているわけで、長崎街道まつりに1年だけ準備期間として費用的な面でも200万円入れてあげるとかしてあげてもいいんじゃないかなと思います。

私も入ってますけど、このままだと長崎街道まつりはすごく参加者が減っていっていると思うんです。

なので、どこかで市としてこ入れをしていただきたいと思いますので、この点要望として意見させていただきます。

どうぞよろしくお願ひします。

### 齊藤正治委員

関連でちょっと申し上げますと、この間、私の一般質問でもしましたけど、景観をどういうふうにつくっていくかっていう景観条例。

例えば長崎街道の人たちは、侍の格好をしたり、時代風にされているんですけども、その行き着くところがどこなのかというのは御心配のとおりだと思うんです。

だから長崎街道をもう少し——町屋とかいろんなものがありますけれども、昔の街道らしくきちんと整備をして、例えば白壁を昔風に新しくされるときは補助金を出すとか、そういうのが結構よそではされてるんです。

だからそれを景観条例の中で景観をいかに保っていくかということをきちんと整理した上でされたら、もうちょっと長崎街道も——イメージとは今のところちょっとかけ離れますけれども、近くどういうふうにしたら、なしていくかというのも検討されていったらいかがかと思います。これも部署が違いますんであれですけど、そういったことも含めてひとつよろしく御検討をお願いしたいと思います。

せっかく野下議員が携わっておられるので、そこの中でもそういったものの議論をしていくていただくというようなことも含めてお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

### 藤田昌隆委員長

要望ということでおろしいですか。

### 齊藤正治委員

はい。

### 飛松妙子委員

関連で、先ほどのまつり鳥栖の5万人の人数ですが、これはまつり鳥栖だけなのか、もしくは夜市とかもありましたので、夜市も含めた人数になっているのか。

1日で5万人っていいたら鳥栖市の人口の3分の2になりますので、その辺りはどうでしょうか。

### 古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

これは実行委員会のほうで発表された人数でございますけれども、もちろん夜の歩行者天

国もございますし、それぞれのステージであったりとか、それぞれのイベントが複数中心市街地の中で行っております。ですので、この5万人というのは延べです。

ですから、1人の方が回遊をされるとそれぞれのところでカウントされるっていうふうに認識をしておりますので、トータル延べ人数というふうに理解をしていただければと思います。

**飛松妙子委員**

それでは、土曜夜市が入っていないってことで理解をいたします。

そうなると、今度はとす長崎街道まつりの2,000人っていうのは延べ人数なのか、そうじやなくて本当に来られた人数なのかっていうのはどうなっていますか。

**廣重浩三商工観光課長補佐兼商工観光労政係長**

長崎街道まつりについては、神社が4つあるんですけれども、そちらのほうで共通したスタンプラリーとかをしていますので、全体として何人というような形で数えておられると思います。

**飛松妙子委員**

分かりました。

それでしたら、次回から観客数のところに延べだったら延べっていうふうに書いていただいたほうが分かりやすいかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして次に、主要施策説明書の68ページの駐車場パーキングパーミット看板製作設置工事14万8,500円ということですが、看板を見ていなかつたんですが、どういう看板を設置されたのか、中身を教えていただいてよろしいですか。

**廣重浩三商工観光課長補佐兼商工観光労政係長**

こういうような鉄板の看板を下からこう……

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

ちょっと加えて御説明をいたします。

今、本庁舎の駐車場にも佐賀県の示しているグリーン色のパーキングパーミットっていうエリアがあるかと思いますけれども、あれを看板にしたものを作ったものを四阿屋の駐車場のところに3つほど設置をいたしました次第でございます。

自立式の看板で、先ほど廣重が申し上げたとおり、鉄板で作ったものとなっております。

**飛松妙子委員**

では、その場所はアスファルトに整備とかをされていらっしゃるってことで理解してよろしいでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

いや、アスファルトの整備は行っておりませんで、通常の砂利敷きとなつてございます。

**飛松妙子委員**

基本的にパーキングパークミットというのは、障害者の方とか御高齢の方とか妊婦の方とか小さいお子様連れの方とかを想定していらっしゃると思うんですが、今、四阿屋がきれいに整備されてバリアフリーにもなっていると思うんです。

そうなつたときに、今後、障害者の方とかも足が不自由だけど車椅子の方が来られたときに砂利道とかだとやっぱりちょっと危険だったりとか、バリアフリーになつていなかつころが優しい鳥栖市になつていなかんじやないかと思いますので、パーキングパークミット看板を設置されたのであれば、今後、そのあたりをどうしていくかっていう検討も必要でないかなと思いますし、周りの土地も広げる考えがあるのであれば、購入をしてきちんと整備をして、今後、料金を取っていくのかどうかっていうところにもつながっていくかと思うんですが、ぜひ御検討していただきたいということを一言申し上げたいと思います。

それと、参考資料のプレミアム商品券のところなんですが、ここに費用の分の明細を書いていただいたんですが、今回2億円ということで、2億円の場合とそうじやない場合、4億円の場合とか、いろいろ今まで発行していただいているが、プレミアム商品券の金額が違つても費用が変わらないっていう部分があるかどうかを教えていただきたいんですが。

システム使用料とかいろいろありますけれども、この中で4億円の場合と2億円の場合のこの費用の違いっていうのはありますか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

変わらないところといたしましては、内訳の中でいいますと、例えば、専用ホームページの制作であつたりとか、アンケートの分析、それから、広報費のあたりにつきましては金額が変わってもさほど差が出てこない部分だと思います。

以上です。

**飛松妙子委員**

分かりました、ありがとうございます。

**野下泰弘委員**

主要の70ページのアウェーサポーター、西依議員とちょっと質問がかぶるところがあるんですけど、このアンケートによって何が分かったのかっていうところを報告として少しお伺いしたいと思います。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

アンケート等調査を行つた分析結果を簡単に御報告いたします。

まず、どちらから來ましたかとかいろいろお尋ねをしたんですけども、鳥栖市への訪問

回数を伺っておりますと、多かった順では、5回以上が43%、続きまして、初めてという方が31%、それから、2回目11%、3回目8%というような数字になっておりますと、5回以上来られてある方と初めての方を足すと約7割、コアな来訪者か、もしくは初めての方が多いという結果でございます。

それから、鳥栖市への交通手段を複数回答可でお尋ねをしましたところ、一番多かったのはJR在来線でございまして、在来線までにアクセスする手前が新幹線であったり飛行機であったりでございます。

ですので、関東方面からは飛行機を使って在来線、関西方面からは新幹線、九州内は自家用車というような状況でございます。

それから、鳥栖市内でスタジアムのほかに訪れる、または訪れた場所をお尋ねをいたしましたらスタジアム以外にも訪れていらっしゃる方が6割おられまして、その6割のうち商業施設、それから飲食店を訪れている方がございまして、内訳といたしましては、商業施設が訪れている方の6割、3割が飲食店を訪れてあるというような状況です。

あと、宿泊でございますけれども、どこに宿泊をしますかってということで調査を行いました、ざくつと言いますと、鳥栖市内に3割の方が宿泊されて、鳥栖市外に3割、宿泊をしないという方が4割という状況になっております。

割合的には、意外と市内に宿泊されておるんだなっていうふうに思っております。

それと、市内の飲食店に立ち寄りましたかというような問い合わせに対しましては、72%の方が何かしらの飲食店もしくはカフェ、居酒屋等に立ち寄っておられるというような状況でございます。

総括といたしましては、アンケートにお答えをされた方には1,000円のクーポン券を配付をいたしたんですけども、数値を書いておりますとおり、あまり利用されなかつた、低調な利用にとどまっております。

と言いますが、アウェーサポーターの方は、見えられる前に行程を組まれて計画をされて見ておられますので、見られたときに1,000円のクーポン券をお渡ししてもそれを活用するっていうような意識が低いといいますか、そういうふうに活用する機会が少ないっていうことが分かりましたので、現在は1,000円のクーポン券は配付をせずに鳥栖に見えられる前に行程に組まれるような施策、そういうものが必要であるというふうに認識をしておりますから、その検討のためにアンケート調査を現在も続けておるところでございます。

以上です。

**野下泰弘委員**

ありがとうございます。

今回は目的がアンケートなのかクーポン配付なのか分からぬですけれども、佐賀市のはうではこういったものは旅行会社とコミットして、そこに補助金入れるっていうのが多くて、市外に3割——ほぼ市内と市外半々なんんですけど、おっしゃるとおり行程を組むときにどうコミットするかっていうと、どうしても旅行会社になるのかなと思いますので、ぜひ市内に多く泊まつていただけるようにこの補助金の活用というのを今後検討していただければと思います。よろしくお願ひします。

**和田晴美委員**

私も先ほどのアンケートの報告は非常に興味深いなと思いますし、恐らく商工観光課でも伸び代がどこにあるかとかを分析されているかと思います。

所管外ではあると思うんですけども、10月にやるN E S T I V A Lでもそういったデータを生かせる、段階的に鳥栖の魅力っていうものを出せるイベントの一つじゃないかなと思うところです。

そこでお聞かせいただきたいのが、そういうデータを生かして、N E S T I V A Lのほうは開催されているんですか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

所管外でございますので、私のほうからいろいろ申し上げることはございませんが、N E S T I V A Lは県のほうが主体でやっておりますけれども、そういうデータやこういった内容については、そういうところとの共有っていうことまでは行っておりません。

**和田晴美委員**

ありがとうございます。

私からのお願いは、今からでもいいので県とか所管のほうに共有していただきたいというふうに思います。

以上です。資料は……

**藤田昌隆委員長**

資料要ります？何の資料？（「アンケートの」と呼ぶ者あり）

今のアンケートの資料？ないよ。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

まとめまして、提出をいたします。

**飛松妙子委員**

184ページの創業支援相談業務ですが、今までの金額よりも若干プラスされているのは、物価高とかそういう影響でプラスになっているのかどうかを教えてください。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

物価高で人件費が高くなっているということでございます。

**飛松妙子委員**

分かりました。今後もこの人件費のプラス分がいくということで。

それと、相談業務で今まで何回か成果とかも報告があったと思うんですが、令和6年度の成果はどのようになっていますでしょうか。効果、結果をお願いします。

**廣重浩三商工観光課長補佐兼商工観光労政係長**

令和6年度については、相談所件数は444人あります、19件創業されています。

創業支援のセミナー等を開催しているんですけども、そちらのほうには32名参加されておりまして、入門セミナーの入門編につきましては、74名参加になっております。

あと、テレワークの活用セミナーについては、16名参加されております。

以上になります。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

19件創業につながったっていうことで、とてもすばらしいと思います。

創業された方々がずっと鳥栖での経営につながっているってことがとても大事だと思うんですが、今後もこの創業された方々の支援といいますか、相談、いろんな部分での支援というのは継続されるということによかったでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

もちろん継続してまいります。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

それでは、過去からこの相談事業をしていただいていて、創業をされた方がたくさんいらっしゃると思うんですが、残念ながら創業したんだけどやめられた方っていうのは何人ほどいらっしゃいますでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

創業された後、数年は状況が分かりますけれども、その後のものについては資料等はございませんので分かりかねます。

以上です。

**飛松妙子委員**

それでは、その数年っていうのは何年間鳥栖市として確認をされていくのか教えていただけますか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

先ほど申し上げたとおり、相談は継続してまいっておりますので、以前創業されて今も相談に訪れる方もいらっしゃいます。

創業されて相談に訪れられない方ももちろんいらっしゃいますので、それはケースバイケースで異なっております。

以上です。

**飛松妙子委員**

分かりました。

それでは、この創業支援事業というのは、あくまでも創業を目的として基本的にはそこまで支援をしていくんだけど、創業された後も相談をされる方はきちんと対応をしていくっていうことっていうことで捉えていいですね。

はい、かしこまりました。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**議案乙第28号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について**

**藤田昌隆委員長**

それでは、続きまして議案乙第28号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

令和6年度産業団地造成特別会計決算の主なものについて御説明をいたします。

決算書に記載の金額につきましては、省略をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、決算書303、304ページをお願いをいたします。

まず歳入でございます。

款1県支出金につきましては、新産業集積エリア整備事業に伴います佐賀県の負担金です。

款2繰入金につきましては、一般会計からの繰入金です。

款5市債につきましては、新産業集積エリア整備事業に係る起債でございます。

款6財産収入に関しましては、アサヒビール株式会社からの2工区の土地売払収入でございます。

款7使用料及び手数料につきましては、新産業集積エリアの鳥南橋側の区域の一部にガス管が埋設をされております。そのガス管の埋設に係る土地の使用料でございます。

次のページ、305、306ページをお願いをいたします。

歳出でございます。

款1事業費、節12委託料、備考欄、草刈り委託料につきましては、造成工事前の3工区の草刈りを業者委託したものでございます。

測量委託料につきましては、アサヒビールへの土地の引渡しに伴い、官民境界を確定するための測量を委託したものでございます。

設計委託料につきましては、開発行為の変更申請に伴います図面等の変更に係る業務を委託したものでございます。

積算業務委託料につきましては、造成工事等の発注に当たりまして設計書の積算を委託したものでございます。

節14工事請負費、備考欄、工業用地整備工事費の内訳について申し上げます。1、2工区の造成工事費が1億7,153万700円、公園緑地工事費が2,990万円、管理用道路の整備工事費が1,822万400円、水路等工事費が372万9,000円となってございます。

節18負担金、補助及び交付金、備考欄、配水管敷設工事負担金につきましては、上水の管の敷設工事費といたしまして、鳥栖市の上下水道局へ負担金で支出したものとなってございます。

最後に、款2公債費につきましては、新産業集積エリア整備事業に伴います地方債の利子及び一時借入金利子と元金の償還金でございます。

以上、説明を終わります。

### 藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

### 小石弘和委員

一点お願いします。

306ページの委託料の中で不用額が4,700万円ぐらいあるんですけど、これは安く値切ったわけですか、それとも見積りで違ってきたわけですか。

要するに、不用額が4,719万4,800円も出てきてるわけ。えらいな不用額が出てきているからお尋ねをいたします。

## **香月啓介商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査**

不用額について御説明いたします。

不用額につきましては、1、2工区の用地測量業務で4,700万円ほど出ております。

これについては、もともと想定していた測量方法から土地の合筆を先に行つた——もともと250筆ぐらいあったものを、先に合筆をいたしまして、20筆ぐらいにしたことですか、もともと想定していた測量の基準点を法務局のほうにも相談いたしましてそれを減らすことができまして、そういうところで経費の削減につながったところでございます。

以上です。

## **小石弘和委員**

じゃあ、その基準点はどこから持ってきたんですか。

## **香月啓介商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査**

もともとの当初の基準点というところですか。（「朝日山？あるはずよ」と呼ぶ者あり）

基準点というのが、測る数が少なく済んだっていうところです。（「いや、もともとの基準点はどこからかって私はお聞きしている」と呼ぶ者あり）

## **能富繁和商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長**

基準点としては、鳥南橋にございます三角基準点を使用しております。（「はいはいはい」と呼ぶ者あり）

## **藤田昌隆委員長**

ほかに。

[発言する者なし]

ありませんね。

それでは、質疑は終了いたしました。

暫時休憩します。

## **午後0時6分休憩**

~~~~~

午後0時8分再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。

~~~~~

### **藤田昌隆委員長**

それでは、農林課から説明をお願いします。

### **三橋秀成農林課長**

先ほどの御質問の分の89、90ページをお願いいたします。

農業債についてでございます。農業債の償還期間の御質問のお答えをさせていただきます。

3件ございますが、県営経営体育成基盤整備事業と老朽農業用水路改修事業につきましては、償還期間15年でございます。河内河川プール整備事業につきましては、20年でございます。3年据置きになりますので、令和10年度から無償化になります。

### **庄山裕一農業委員会事務局長**

先ほど御質問がありました、女性農業委員、佐賀県農業委員会女性協議会の運用についてでございますが、こちらの会議が平成22年1月より発足をいたしております。

それから、最適化交付金の分で御質問がありました遊休農地等につきましては、現在、田代地区及び麓地区におきまして、特に遊休農地の増加が顕著に見受けられるところでございます。

このことにつきましては、現在、担当地区の委員さんとも協議をいたしながら検討しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

### **藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

[発言する者なし]

~~~~~

藤田昌隆委員長

最後に、現地視察についてお諮りします。

飛松妙子副委員長

西田川と下野排水ポンプ場ということで上がっておりましたが、下野のほうは却下します。

下野のほうは県とのいろんな協議もあるということで、行かないということにして、西田川の……

齊藤正治委員

下野のほうは行かないということですけれども、要するに、山側から川に流れるこの一連の問題で、もともと県河川のところの分と市の分、幾らかは——市の西田地区、あそこがずっと冠水していた状況で、それを国と県と市と役割分担したわけです。役割分担して下水道課が市の分は入れるようになったと。

結局、県は県で河川整備の両岸の堤防の高さ、そういったものも含めて整備をしてきている途中か、暫定的にはほぼ終わってると思うんですが。

そうすると、最終的に残ってるのが国の直轄の樋門、これが残ってるわけです。

じゃあ、もともとあそこの河川が冠水していたところが現状のままでいいのかどうかっていうと、今、なおかつ整備したところも村田地区とか幸津地区っていうのは整備してもらつてますけれども、まだやっぱり冠水してるわけです。

それは、国の樋門を拡張し終わった時点で解消するのかどうかですよね。問題は。

だから、それをどういうふうな計算の中で鳥栖市は口径を決めてきたのかっていうと、非常に窮屈なところから道路需要とかいろんなものも含めて決めてきたんでしょうねけれども、筑後川の樋門が改善されれば解消するだろうというような予測を立ててるけれども、実際問題として回答は来ていないわけよね。

だから、その関連があるから上から下まできちんとそういう考え方を市も把握しておく必要があるし、要はそれに沿ったところで整備をしてもらわにやいかんちゅうことです。だから、問題はそういうふうになっているかどうかです。

そういうことを市がきちんと国と県へ聞いて、回答を持ってきもらえば行かんでも結構だと思いますけれども。

藤田昌隆委員長

基本的に、この決算の中で何ページにその数字があるのかが 1 つ。それから、施設に関しては県が管理していると。視察しますといった場合に県との協議も要る。

もう一つは、最終的に、今整備したやつが市にとって完全なものかまだ未完成なのか、先ほど齊藤さんが言われたように、まだ災害っていうか、それが出てる、だから未完成だというふうに言われるのか、まず市の考え方、市はもうこれで終わったというふうに考えてるのか、県もどう考えているのか、まずそこですよね。

言われたように、国から県から来て、当然、水は上から下に流れる。

視察に行って、その前に県がうんと言うのか、いや、もう時間ありませんとか、もう一回交渉してもらうか、そこまで必要があるのか、そこだと思うんですけど。

絶対今回の視察の中で見らにやいかんのか、今後の課題として……

久保山日出男委員

現時点では、国・県・市を含めての工事が一応完了したちゅう形で、後でそういう結果が出るんであれば、またそれはその後に改善策とか協議がなされるんじゃないかなと私は思うんです。だから、あえてここで見に行く必要があるのかなっちゅうのは思います。

齊藤正治委員

だから、見に行く見に行かんというのは先ほどから申し上げたとおり、国の整備が終わったらそれが解消するかどうかというのを市の考え方としてきちんと持ってるかどうか、それを確認しているかどうかっちゅうのを私は聞いてもらっておくかんと、ただ単に見るだけっていう話じゃあ、今まだ、なお、冠水してますよということを言ってます。

藤田昌隆委員長

ということですね。

はい、分かりました。

私のほうで担当課と協議の上、話してきます。

結論から言えば、まず担当課に聞いて、今回の視察に県がもう間に合いませんと言えば視察はそんときは中止します。

それで、県と話してもらって、少しだったら説明できますとか言うんだったらそのときは簡単に説明を受けて、基本的にあれは県の施設ということですんで、すいませんが、そこはまた今日中に連絡をいたします。

それでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そういうことで、よろしくお願いします。（「西田川はどうしますか」と呼ぶ者あり）

飛松妙子副委員長

西田川の雨水整備事業はいかがしましょうか。

整備された場所、旭まちづくり推進センターの裏側の神社との間のところの問題。

藤田昌隆委員長

あそこの問題が、物すごい道自体が狭いんで、そこはちょっと難しいんですが、分かってますよね、町の現状。

飛松妙子副委員長

止めるとしたら、まちセンのグラウンド側のほうに車を止めて、歩いてそこまで行くっていうことになるかとは思うんですが、裏側のグラウンドにも止められるから、歩くといつてもその整備された雨水整備事業を関連で見に行こうっていうところで、あそこと2か所ということで。

藤田昌隆委員長

じゃあ、西田川のほうも行くということにしましょうか。

よろしいですね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

藤田昌隆委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後0時21分散会

令和7年10月1日（水）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆
副委員長 飛松妙子
委員 小石弘和
委員 齊藤正治
委員 久保山日出男
委員 和田晴美
委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長 鹿毛晃之

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

農林課長 三橋秀成

農業委員会事務局長 庄山裕一

建設部長 沼野猛

建設部次長兼建設課長 藤川博一

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 実本和彦

都市整備課長 樋本太郎

国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 杉本修吉

上下水道局長 平塚俊範

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局参事兼管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局次長兼水道課長　日吉和裕

上下水道局下水道課長　桑形伸

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　松雪望

5 日程

現地視察

西田川排水区雨水整備状況（儀徳町）

下野排水機場（下野町）

自由討議

議案審査

議案乙第21号令和6年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第22号令和6年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第23号令和6年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第24号令和6年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第28号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

西田川排水区雨水整備状況（儀徳町）

下野排水機場（下野町）

至 午前11時

~~~~~

午前11時11分開会

藤田昌隆委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

~~~~~

自由討議

藤田昌隆委員長

委員間での自由討議は、何かテーマがあれば時間を取りますし、なければ討議を終わりますが、いかがいたしましょうか。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、本日は自由討議なしということでいたします。

~~~~~

藤田昌隆委員長

総括になります前に、農林課と商工観光課から追加資料の説明をお願いいたします。

三橋秀成農林課長

おはようございます。

それでは、御説明させていただきます。

タブレットにあります建設経済常任委員会参考資料、さが園芸888整備支援事業費補助金実績をお願いいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

こちらの資料は、さが園芸888事業が開始されました令和元年度から6年度までの補助の内容、総事業費、県費、市費、自己負担の実績になっております。

事業名につきましては、令和元年度から令和4年度までが、さが園芸生産888億円推進事業、令和5年度から現在は、さが園芸888整備支援事業となっております。

また、資料一番下は、計画されておりましたが取下げられた分になります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

### 藤田昌隆委員長

次は。

### 古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

続きまして、商工観光課の追加資料の御説明をいたします。

委員会参考資料2ページをお願いをいたします。

本市のふるさと納税に係る募集に要する経費の割合でございます。

まず、総務省の基準では、寄附額に対する募集に要する経費の割合は5割以下と定められております。

令和6年度の本市の割合は、歳出一番下の合計の欄に記載のとおり、49.5%となっております。

次に、令和6年度の本市への寄附額に対する謝礼品代の割合は、歳出一番上の欄に記載のとおり、23.31%となっております。

この謝礼品代の割合は、総務省の基準では寄附額の3割以内と定められております。

3割に近いほど寄附が集まるという傾向がございます。簡単に言いますと、例えば1万円の寄附をいたしまして、2割2,000円相当の謝礼品をもらうよりも、3割3,000円相当の謝礼品のほうを寄附者は選択をされます。

多くの寄附を集めるために、ここを3割または3割近くに設定をいたしますと、今回のみやき町のように想定以上の寄附が集まった場合に謝礼品の送料がかさみ、総務省の基準を超え、結果的に制度から除外されることとなります。

そのようなことがないよう、御覧のとおり本市では、謝礼品に係る送料を含め、寄附額の3割程度に収まるように設定をいたしております。

このことによって、適切にふるさと納税事務を執行しているところでございます。

次のページ、3ページをお願いをいたします。

決算審査の際に御説明をいたしましたアウェーサポーターまちなか誘客事業のアンケート調査結果の概要とアンケート回答者の居住地となっております。

次のページ、4ページが鳥栖市への訪問回数と交通手段、次のページ、5ページが市内でスタジアム以外に訪問した場所と宿泊について、次のページ、6ページが市内飲食店への入り状況となっております。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

今、説明がありましたが、何か質問がありますか。

**飛松妙子委員**

説明ありがとうございました。

ふるさと応援寄附金事業のこの資料なんですが、来年度からもこの資料を提出していただくことをお願いしたいのと、あと、この歳出の中身のパーセントっていうのは、市で決められているのか、それとも事業者さんのほうでされているのかを教えていただけますか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

資料の提出につきましては承りました。

それから、こちらの割合につきましては、先ほど申し上げたとおり、総務省の基準では、謝礼品代が寄附額の3割以内、募集に要する費用の割合が5割以内、そういう決まりはございますが、内訳については自治体の裁量となっております。

**飛松妙子委員**

すみません。聞き方が悪かったですかね。

謝礼品の幾らに対して送料が幾らとかいうのは、市がこのパーセントになるようにされているのか、もう事業者さんに任せて5割以内でってことをされているのかを教えていただきたい。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

寄附額の設定は市のほうで行っておりますので、事業者側で設定しているものではございません。

**飛松妙子委員**

ということは、例えば、これは23%なんですが、23%の商品って決めて、送料が大体幾らぐらいになるよねっていうのを決めて、あと、この人件費とかそういうところも、市である程度想定した中で決めているってことで理解してよかったです。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

謝礼品代は物によって異なってまいりますけれども、送料も重さや大きさによって変わつてまいりますので、これは、総額の割合からいくと23.31%となっておりますが、例えば、送料が謝礼品代の1%程度といいたしますと、29%とかっていうことは設定をして3割程度をしているものもあれば、20%の謝礼品代に対して10%の送料がかかるということであれば、その割合で設定をしているものがございますので、それぞれによって異なってまいります。

よろしいですか。

**飛松妙子委員**

鳥栖市でそれをきちんと把握した上で、50%以内にしているってことで理解してよかったです。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

そのとおりです。

**飛松妙子委員**

分かりました。ありがとうございます。

**和田晴美委員**

私からもふるさと納税に関する質問なんですけれども、ふるさと納税って、例えば鳥栖にいた方が地方に行かれてとか、そういう方が鳥栖に寄附をしたいということが始まりだというふうに認識してるんですけども、そういうことが前提になるのか分からんんですけども、今、提出していただいた内容の分が50%以内ということで鳥栖市では49.5%であると。こういったものとか、返礼品に値するものとか鳥栖市のこととか、このサイトを通す以外でも魅力ってできるじゃないですか。例えば観光とか商工会議所とか。そういうところの費用っていうのは、ここにカウントしなくていいんですね。そういう、これに関する情報だとか物をPRする分はノーカウントなんでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

これは、ふるさと納税の募集に要する費用について、割合、それから経費を出してありますけれども、そういう観光に関わることとか、あとシティープロモーションとかそういうものについては、経費の範囲外になっておりますので、その部分は含まれないことになります。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

**和田晴美委員**

ありがとうございます。

**藤田昌隆委員長**

ほかに。

[発言する者なし]

なければ質疑を終わります。

~~~~~

総 括

藤田昌隆委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

和田晴美委員

私のほうからは、ふるさと納税に関してなんですけれども、寄附金額が残念ながらちょっと減少気味っていうこともありますし、また、総務省からお示しいただいています決まりごと、このふるさと納税に関する返戻金の率だとかです。

こうなってきますと、やっぱり、PRするにしても金額が小さいということで不利というか、この減少を回復させるっていうのは、これだけでは難しいんじゃないかなというふうに考えます。例えば観光だとかその他の部分でこういったものや鳥栖での返礼品に値する事柄をPRするということはできるかと思いますので、観光や商工会議所やコンベンション協会さんなどと連携を取りましてPRを強化していただいて、寄附金がもうこれ以上減らない、むしろ増やせるようにしていただきたいっていうのが一つございます。

あともう一つは、アウェーサポーターまちなか事業でアンケートを取った分なんですけれども、今後、サッカーで来る方たちが鳥栖の魅力で消費をしてくださるっていうところの伸び代になるというヒントになるかと思いますので、せっかくでしたら途中経過のアンケート集計でも構いませんので、地元の商店の方たちに——このまま渡しても理解できにくいと思いますので、こういうふうにすると売上げが上がりますなどのマーケティング的な情報も添えて情報提供していただけると非常に助かるんじゃないかなという思いが一つ。

あと、漠然とした提案にはなりますけれども、試合の日には何か鳥栖市のほうから支援していただいて、例えば、試合がある日については何とかデーター、サッカーデータみたいなものを、バレーの試合などもあるときには非常に多いということも聞いておりますので、そういった企画をつくっていただいて全体的な盛り上げをしていただくっていうのが、こういつ

たアンケートで効果があるんじゃないかと感じたもので、申し伝えさせていただきます。

以上です。

野下泰弘委員

同じところで、まず、ふるさと納税なんですけど、今回、みやき町の会見の中で購入額が非常に多い月があったっていうところで、送料と購入先のポータルサイトが高いところでは12%を取られたっていうふうにおっしゃられておりました。

鳥栖市はそこまで多くはないんですけども、もし多くなったときの調整を間違いなく確実に行っていただきたいと思います。

もう一点が宿についてです。

現在、プロポーザルの最中ということで質問をさせていただきましたが、約3,800万円の赤字補填を毎年しておりますけれども、そこを目当てにされてしまうというところがありますので、やはり市民のためになるところ、そして、できるだけ赤字を出さないところをぜひとも選定していただければと思います。

私からは以上です。

齊藤正治委員

大変長いこと皆さん方にはお世話になりました、ありがとうございました。

行政っていうのは、市民生活の全体的なものを見ていかなきゃいけないということですけれども、特に私が思っていましたのは、いわゆる人口問題、日本人の人口が7月現在のものを見ますとやっぱり減ってきていると。

これは全国的にそうであろうかと思いますけれども、その中でも国としてのおおよその指標としては、3%ぐらいは外国人が入ってくるように容認しているっていうようなことでございますけれども、それ以上になつたらどうなっていくのかっていうことを、村社会が壊れていってしまうっていうようなこともあると思うんで、そういう人口問題もきちんと統計上見ていきながら進めていくということと、50年後、100年後の鳥栖市の在り方、ありようを見据えた上で事業に沿っていただきたいと願っているところでございます。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

久保山日出男委員

私の場合は、これまで16年お世話になりましたけれども、我々議員団の質問あるいは執行部の答弁という中で、答弁ができるような明確な質問をこちら側もしていなかつた部分もあるかもしれませんのが、明確に簡単に答弁していただければというのが私の思いでございました。

我々の質問の仕方がまずい部分があったかと思いますけれども、やはり明確に、そして的確に理解していただいて、だらだらな答弁にならずに進めていただけるような委員会になつていけたらというのが本音でございました。そこが感じた点でございました。

市役所には、約52年、本当に長い間お世話になりました。

ありがとうございました。

小石弘和委員

私も市の行政に38年間携わってきましたが、いい面、悪い面、歯がゆい面、いろいろなことで自問自答したことが、今、思い出として残っております。

皆さんにお付き合いいただいて本当にありがとうございました。

それから、この決算に対して、令和6年度の鳥栖市歳入歳出決算は、上下水道局、建設部、経済部においては、全てスムーズにうまく決算がなされているように思われて、内容的に委員さんの質疑に多少合わない部分があつたような思いがいたします。

それから、私が気になっていたことですが、建設部の令和6年度当初予算が久しぶりに土木費41億円台になったわけでございます。予算額41億円、支払済額が34億6,700万円、翌年度の繰越額が約5億8,100万円。

これは諸般の事情があるのではないかと理解できるんですけど、不用額が5,000万円もあるということがちょっと気にかかるところでございます。

それから、市民生活に必要な要件など、市民の方、また地域の区長さんの要望で特に道路維持要望の残件数などが多くあると思われます。聞くところによると、令和6年度末で143件、残概算工事費が2億1,200万円ぐらいあるようです。

9月の定例会での補正予算も多額の金額が盛り込まれておりますが、金額的には問題があると思われますが、特に人員問題が多くあるのではないかと。特に、維持管理課の維持係は係長以下5名の体制でされているわけでございます。で、1名は暫定採用任用、それから、流域治水対策室のほうに1名が取られておりまし、実績には4名体制でやられているというふうに聞き及んでおります。

担当課としては、毎年毎年、ある程度の人員の増員要望はなされておりますが、増員がなされておらないというようなことが現状じゃないかと思います。

私が幾らこの委員会で叫んでも執行部の耳に入ることはできません。本会議決算の委員長報告の中で執行部の耳に、心に、ずしつとくるような文言、文はお任せしますけど、どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。

以上です。

飛松妙子委員

今日は現地視察ありがとうございました。

いろいろと手配をしていただいて、県土木課からも来ていただき感謝を申し上げます。

まず、旭地区の雨水整備事業、冠水対策について、今回、委員全員と執行部の皆様と一緒に見させていただいて、どれだけ旭地区の雨水対策が進んだのかというのを確認をさせていただきました。

わざわざ県の土木課から来ていただいたんですが、市民の方からしたらそこの対策が市がやってるのか、県がやってるのか、国がやってるのかっていうところは分からぬわけなので、私たちにいろんな問合せが来ます。

そんな中でこういう対策をやっているっていうのを直接見せていただいたことは、私たちがしっかりと市民の方にお伝えすることができますので、そういった意味ではこういう対策が出来たってことを本当に感謝を申し上げたいと思います。

それから、専決処分のところで、三島町の陥没道路を拝見させていただきました。これも過去からの道路整備が悪かったっていうお話がずっとある中で、今回、初めて議員と執行部で見させていただく中で、市の道路なのに全部整備がされていなかつた、途中しか整備されていなかつたっていうのは、過去の経緯は存じ上げませんが、予算が足らなかつたのかなと推測をするわけでもあります。

ですので、この維持管理、道路予算というのはとても大事だし、しっかりと予算を取っていただきたいっていうのを思いましたので、今後とも道路整備の対策を進めていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

以上です。

藤田昌隆委員長

私からも一言。

よく、サガン鳥栖は鳥栖市の宝という発言をされます。

宝なら鳥栖市に対してどれだけ貢献しているのか知りたいと常々思っていましたが、今回アウエーのサポーターのチームごとの観客数とか、どこから来られたかとか、こういうのを見ると、やっぱりきちんと役立っているというふうに実感できますので、こういうのを市民にも大きく、例えば市報に中間で載せるとかそういうことをすれば、例えば1億3,000万円が生きたものになるとかそういうふうになりますんで、こういうのを出しているんやつたら、きちんとそれを次の施策につながるように活用していただきたいと強く思います。

ほかには。

[発言する者なし]

それでは、総括を終わります。

採 決

藤田昌隆委員長

これより採決を行います。

議案乙第21号令和6年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

藤田昌隆委員長

初めに、議案乙第21号令和6年度鳥栖市水道事業剰余金の処分についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案乙第22号令和6年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第22号令和6年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてをお諮りいたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

議案乙第23号令和6年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

藤田昌隆委員長

議案乙第23号令和6年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第24号令和6年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第24号令和6年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてお諮りいたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてお諮りをいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は認定することに決しました。

~~~~~

#### 議案乙第28号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

**藤田昌隆委員長**

続きまして、議案乙第28号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定についてお諮りをいたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

~~~~~

藤田昌隆委員長

以上で、当建設経済常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

ただいま議決した議案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

~~~~~

**藤田昌隆委員長**

それでは、以上で本日の日程が終了いたしました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

**午前11時37分閉会**



鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤田昌隆

